

R 8 宮繕 川島高等学校 吉・川島

北棟内部改修工事建築

図 面 リ ス ト											
通し番号	図番	図 面 名 称	通し番号	図番	図 面 名 称	通し番号		図 面 名 称	通し番号	図番	図 面 名 称
1	共-00	表紙・図面リスト	30	A-22	改修前 2階職員室 展開図	59	A-51	各部詳細図（3）	88	P-08	1階化学教室廻り詳細図（改修前）
2	共-01・02	宮繕工事共通仕様書（1）（2）	31	A-23	改修後 2階職員室 展開図	60	A-52	改修前 家具配置図	89	P-09	1階化学教室廻り詳細図（改修後）
3	共-03・04	宮繕工事共通仕様書（3）（4）	32	A-24	改修前 2階進路指導室廻り 平面詳細図・展開図	61	A-53	改修前 家具詳細図（1）	90	P-10	1階事務室詳細図（改修前後）
4	共-05・06	宮繕工事共通仕様書（5）（6）	33	A-25	改修後 2階進路指導室廻り 平面詳細図・展開図	62	A-54	改修前 家具詳細図（2）	91	P-11	2階生物教室廻り詳細図（改修前）
5	改特-01・02	建築改修工事特記仕様書（1）（2）	34	A-26	改修前 2階生物教室 平面詳細図	63	A-55	改修前 家具詳細図（3）	92	P-12	2階生物教室廻り詳細図（改修後）
6	改特-03・04	建築改修工事特記仕様書（3）（4）	35	A-27	改修後 2階生物教室 平面詳細図	64	A-56	改修前 家具詳細図（4）	93	P-13	2階職員室部分詳細図（改修前後）
7	改特-05・06	建築改修工事特記仕様書（5）（6）	36	A-28	改修前 3階図書室 平面詳細図	65	A-57	改修後 家具配置図	94	P-14	廊下手洗い詳細図（改修前後）
8	改特-07・08	建築改修工事特記仕様書（7）（8）	37	A-29	改修後 3階図書室 平面詳細図	66	A-58	改修後 家具詳細図（参考）（1）	95	P-15	3階物理教室廻り詳細図（改修前）
9	A-01	付近見取図・配置図・支障物件図	38	A-30	改修前 3階図書室 展開図	67	A-59	改修後 家具詳細図（参考）（2）	96	P-16	3階物理教室廻り詳細図（改修後）
10	A-02	改修前後 仕上表（1）	39	A-31	改修後 3階図書室 展開図	68	A-60	改修後 家具詳細図（参考）（3）	97	P-17	4階書道教室詳細図（改修前後）
11	A-03	改修前後 仕上表（2）	40	A-32	改修前 3階物理教室 平面詳細図	69	A-61	改修後 家具詳細図（参考）（4）			
12	A-04	改修前後 仕上表（3）	41	A-33	改修後 3階物理教室 平面詳細図	70	A-62	改修後 家具詳細図（参考）（5）			
13	A-05	現況 1・2階 平面図	42	A-34	改修前 4階書道教室廻り室 平面詳細図	71	A-63	改修後 家具詳細図（参考）（6）			
14	A-06	現況 3・4・PH階 平面図	43	A-35	改修後 4階書道教室廻り室 平面詳細図	72	A-64	改修後 家具詳細図（参考）（7）			
15	A-07	改修前・後 断面詳細図（1）	44	A-36	改修前 4階書道教室廻り室 展開図	73	A-65	改修後 家具詳細図（参考）（8）			
16	A-08	改修前・後 断面詳細図（2）	45	A-37	改修後 4階書道教室廻り室 展開図	74	A-66	改修後 家具詳細図（参考）（9）			
17	A-09	改修前・後 西階段 断面詳細図	46	A-38	改修前 1・2階 天井伏図	75	A-67	改修後 家具詳細図（参考）（10）			
18	A-10	改修前・後 西階段 平面詳細図	47	A-39	改修前 3・4・PH階 天井伏図	76	A-68	仮設計画図（参考）（1）			
19	A-11	改修前・後 東階段 断面詳細図	48	A-40	改修後 1・2階 天井伏図	77	A-69	仮設計画図（参考）（2）			
20	A-12	改修前・後 東階段 平面詳細図	49	A-41	改修後 3・4・PH階 天井伏図	78	A-70	留意事項・参考工程表			
21	A-13	改修前・後 普通教室・選択教室 平面詳細図	50	A-42	改修前 建具配置図	79	機特-01・02	機械設備工事特記仕様書（1）（2）			
22	A-14	改修前・後 普通教室・選択教室 展開図	51	A-43	改修後 建具配置図	80	機特-03	機械設備工事特記仕様書（3）			
23	A-15	改修前・後 1階事務室 平面詳細図	52	A-44	改修建具表（1）	81	P-01	衛生器具表（改修前後）			
24	A-16	改修前・後 1階事務室 展開図	53	A-45	改修建具表（2）	82	P-02	1階平面図（改修前後）			
25	A-17	改修前・後 1階教務控室 平面詳細図・展開図	54	A-46	改修建具表（3）	83	P-03	2階平面図（改修前後）			
26	A-18	改修前 1階化学教室 平面詳細図	55	A-47	改修建具表（4）	84	P-04	3階平面図（改修前後）			
27	A-19	改修後 1階化学教室 平面詳細図	56	A-48	改修建具表（5）	85	P-05	4階平面図（改修前後）			
28	A-20	改修前 2階職員室 平面詳細図	57	A-49	各部詳細図（1）	86	P-06	R階平面図（改修前後）			
29	A-21	改修後 2階職員室 平面詳細図	58	A-50	各部詳細図（2）	87	P-07	P H階平面図（改修前後）			

課 長	副課長	課長補佐	係 長	課 員	担 当

徳島県県土整備部宮繕課	設計 R5.2		竣工	●工事名	R 8 宮繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築	●図面番号	共-00	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	
				●図面名	表紙・図面リスト	●縮尺	A2=1/800 A3=71%		

工事名： R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築

営繕工事共通仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称
R8営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築

2. 工事場所
吉野川市川島町桑村367―3

3. 建物概要	
建物名称	川島高等学校 北棟
構造・規模	RC造 地上4階建＋PH階
敷地面積	
延床面積	3,976㎡
消防法施行例別表第1の区分	7項 高等学校

4. 工事種目	
種目	工事概要
建築一式工事	内部改修工事(管工事含む)

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数: 18 日間
- 観測地点:環境省が公表する四国地方_徳島_ 穴吹 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 穴吹 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

- 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。
- 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

Ⅱ. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。

工事名： R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体系図の作成及び揭示
受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。))を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンブトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある木巾やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
- 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路における既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の質と (なし)

2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。

・事前調査は、次の者が行うこと。

- (1)建築物:建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又はこれと同等の能力を有する者(※)
- (2)工作物:下表のとおり

	対象となる工作物	事前調査を実施することができる者(下記のいずれか)
	・ 反応槽 ・ 焼却設備 ・ 加熱炉 ・ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ・ 変電設備 ・ 送電設備(ケーブルを含む。) ・ 配電設備 ・ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)	・ 工作物石綿事前調査者
	・ トンネルの天井板 ・ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ・ プラットホームの上家 ・ 軽量盛土保護パネル ・ 遮音壁 ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 建築物石綿含有建材調査者(特定、一般) ・ これと同等の能力を有する者(※)
	・ 上記以外の工作物(塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。)	

※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

- ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- ・調査結果は3年間保存すること。
- ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事いんぐン検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」(掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」)に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬出したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に關して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- (2) 他の建設現場で利用する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿によると記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

③ 県産木材の原則使用

1) 受注者は、工事的目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。

- (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
- (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で「原料・製品等」を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 県内産資材の原則使用

1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
・ 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品
(注) ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 ・ 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 ・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上り塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。

⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
・ バックホウ ・ ホイルローダ ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ラフテレンクレーン	・ 油圧ユニット（次に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

② 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変遷が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種	備 考
・ ブルドーザ ・ バックホウ（※） ・ ドラグライン、クラムシェル ・ トラクタショベル ・ パイプロハンマー（※） ・ アースオーガー ・ オイルケーシング掘削機 ・ アースドリル	・ さく岩機（コンクリートブレーカー） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ コンクリートポンプ（車） ・ コンクリート圧砕機 ・ アスファルトフィニッシャー ・ コンクリートカッター ・ 空気圧縮機 ・ 発動発電機 （※）印の機械は低振動基準有

③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工事の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。

また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・ 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- ・ 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分私検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品： 対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
 - ・ 竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
 - ・ 工事写真（電子データ2部）
 - ・ 使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
 - ・ 保全に関する資料
 - ・ その他監督員が指示する図書（必要部数）
- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の黒板板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の黒板板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
 - ・ 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - ・ 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

29 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- ① 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- ② 調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	仕様・規格
塗料	SOP、EP-G、EP、UC
防水材	シーリング

- ③ 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合は、以下を想定している。

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- (2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- (3) 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- ④ 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書
1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、事前に学校、監督員と協議の上決定すること
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。ただし施設管理者と協議の上、了解が得られた場合はこの限りでない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ 工事車両等の配置及び経路は、日・時により制限があるので事前に打合せを行うものとする
※工事車両の搬入搬出は、8:40以降に行うこと、15:40～17:00の間の下校時の搬出入は、生徒の往来が多いため、極力控えること
なお、通行することが想定される場合は、事前に学校と協議すること
- ④ 工事着手前に設備配管等を十分に調査し、支障のある場合は、関係者に連絡をして適切な処理をすること
- ⑤ 本工事に支障ある植栽は場外移植として仮撤去をし、工事完了後元に移植する
- ⑥ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う

2. 重要備品等

- ① 工事に影響のある範囲内の重要備品等(有 ・ 無)
備品等名称 :
保管場所 :
注意事項 :
② 工事範囲(仮設工事の範囲を含む。))について、防災無線システムを構成する備品(屋上のアンテナ等)の有無を図面及び現地で確認し、当該備品がある場合は、養生や移設の方法等について監督員と協議すること。

3. 施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は 1 週間とする。切り直し時期については、施設管理者と協議すること。

4. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 345 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている ・ 義務付けられていない)
- ② 警備員は、延 345 人 (昼 345 人、夜 0 人;うち検定合格警備員 0 人)を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	阿波舗道(株) (中間処分)		吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田字原田市の三35	7.4	800	t
コンクリート(有筋)	阿波舗道(株) (中間処分)		吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田字原田市の三35	7.4	800	t
アスファルト	阿波舗道(株) (中間処分)		吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田字原田市の三35	7.4	900	t
金属(処分)	(株)サンバイ		徳島市佐古四番町13-17 板野郡藍住町東中富字西向江傍示1-1	18.8	0	t
ガラス	津崎興産(有)☆優良認定業者	○	名西郡石井町藍畑字西覚円941 名西郡石井町藍畑字西覚円941	11.0	10,000	t
木材	鎌田産業(株)		吉野川市鴨島町牛島3120 吉野川市鴨島町牛島3120	7.6	15,000	t
廃ブラ	(有)ケイコーポレーション		美馬市穴吹町口山字中野宮595-1 美馬市穴吹町口山字中野宮177-1	20.5	20,000	t
石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	6.8	15,000	t
アスベスト含有成形板等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	65.2	36,000	m3

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」とい。))に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・ 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6. 他工事との取り合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

7. 室内空気中の化学物質の濃度測定

- ① 測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。

- ② 建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。
学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン
学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン
- ③ 採取器具は受注者にて用意すること。
- ④ 測定箇所

測 定 対 象 室	測定箇所数
1階:教育相談室、教務控室(改修後:応接室)、準備室(化学教室)	(1か所/室):3か所
1階:事務室、校長室、会議室、化学教室、4階:書道教室、各階(1室抜粋):普通教室・選択教室	(2か所/室):18か所
2階:職員室、3階:図書室	(3か所/室):6か所

- ⑤ 測定は、次のいずれかにより行う。
 - ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第 1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法
 - ・ パッシブ型採取機器を用いる方法
パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。
 - 1) 30分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。
 - 2) 5時間閉鎖
1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。
 - 3) 測定
イ. 2)の状態のままで測定する。
ロ. 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。
ハ. 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。
※ 1)、2)、3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。
 - 4) 分析
測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
 - 5) 測定結果の提出
測定後、測定結果を監督員に提出すること。
- ⑥ 測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。
なお、原則として指針値以下であることが確認できるまで、当該室の使用はできないものとする。

8. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	○ ガラス工事作業
塗装	塗装	○ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	○ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認
- 着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。
2. ベンチマーク
- 設計GLの設定は、BM（ 1FL ）を±0とし、NGLはBM-（ 600 ）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
3. 足場等
- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。

1) 労働安全衛生法に基づく構造規格

2) (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
- ④ 外部足場（図示の通り）

・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）

・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法等に関するガイドライン」（改標仕2.2.1）の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の（1）手すり据置き方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、（2）手すり先行専用足場方式により行うことができる。
- ⑤ 内部足場（図示の通り）

・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）
- ⑥ 仮囲い（図示の通り）
- ⑦ ゲート（

有

 ・ 無 ）（図示の通り）
- ⑧ 材料、撤去材等の運搬方法は、（ A種 ・

B種

 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ）
- ⑨ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- ⑩ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- ⑪ 受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
- ⑫ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場架き用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第 21号）を遵守し作業を行うこと。
- ⑬ その他
4. 養生
- ① 既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法： シート養生 ）
- ② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法： ）
- ③ 仮間仕切りは、（ A種 ・

B種

 ・ C種 ）とし、設置箇所（仮設扉を含む。）は図示による。（養生方法： ）
5. 監督員事務所
- ① 監督員事務所は（ 設ける （面積 ○ m2程度） ・

設けない

 ）
- ② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。

1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計

2) ゴム長靴、雨がつば、保護帽、懐中電灯、安全帯

3) 請負加入電話の子機

4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具

5) ファクシミリ他

6) インターネット回線（光回線、Wi-Fi等）
6. 工事用水、電力等
- ① 既存電力利用（ 出来る ・

出来ない

 ）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 既存水利用（ 出来る ・

出来ない

 ）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。
7. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等
- ① 同用地は、（

図示の場所に

 ・ 用意していないので業者にて ）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 借地借家料 円
8. 建設用防護管
- ① 本工事の建設用防護管は次のとおり見込んでいる。
- ② なお、防護管施工会社等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。
- ③ また、防護管施工会社から建設用防護管取付サービス料として支払いが完了したことを証明できる書類（領収書、利用明細書等）の受領後、速やかに監督員へ当該書類の写しを提出すること。

品名	数量	備考	設置場所
電線防護	セット	・ 防護管：5本(3m/本)/セット ・ 少数点以下第 1 位切り上げ整数	図示による
緑廻り防護	箇所		図示による
機器防護	基		図示による

3章 防水改修工事

1. 一般事項
- ① 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。
- ② 降雨等に対する養生方法は、（

上屋シート養生

 ・ 下階天井養生 ・ その他（ ） ） とする。
2. シーリング
- ① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
- ② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
- ③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
- ④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ 行う ・ 行わない ）。
- ⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ）を行う。

ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。
- ⑥ 種類及び施工箇所

記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	目地寸法	接着性試験
SR-1	1成分シリコーン系	撤去	がう廻り（両面）	再充填工法	5＊5	
SR-2	2成分シリコーン系					
PS-2	ポリサルファイド系					
MS-2	変成シリコーン	撤去	建具廻り等	再充填工法	15＊10	簡易接着性試験
PU-2	ポリウレタン系					

4章 建具改修工事

1. 一般事項
- ① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。
- ② 建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。
- ③ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。
- ④ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。
- ⑤ 防犯建物部品の適用は、建具表による。
- ⑥ 防火戸の指定は建具表による。
- ⑦ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。
2. 鋼製軽量建具
- | 種別 | 使用箇所 | 気密性 | 面内変形追随性 | 遮音性 | 断熱性 | 鋼板の種類 | 心材 | 充填材 | 塗装 | 備考 |
|----|--------|-----|---------|-----|-----|-------|----|-----|----|----|
| | 建具表の通り | | | | | | | | | |
| | 建具表の通り | | | | | | | | | |
- ① 防火戸の指定及び鋼板類の厚さは、建具表による。
- ② 製造所：評価名簿による。
3. 木製建具
- ① 建具材の含水率の種別は、（ A ・

B

 ）種とする。
- ② 見込み寸法は、（ 図示 ）mmとする。
- ③ フラッシュ戸の表面材の種類（ 普通合板 ・ 天然木化粧合板 ・

特殊加工化粧合板

 ・ MDF ）。

MDFを使用する場合の品質（ ）。
- ④ フラッシュ戸の表面材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

その他は、改標仕5.7.2(2)による。
- ⑤ 表面板の厚さは、（ 0.95 ）mmとする。
- ⑥ かまち戸のかまち及び鏡板の材質は、（ ）とする。
- ⑦ ふすまの材料の種別は、（ ）、上張りは（ 鳥の子 ・ 新鳥の子 ・ ビニル紙 ）とする。
- ⑧ ふすまの縁の仕上げは、（ 塗り縁 ・ 生地縁（素地） ・ 生地縁（ウレタンクリアー塗装） ）とする。
- ⑨ 枠及びくつずりの材料は、（ 図示 ）とする。
- ⑩ 建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた造作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のでん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
4. 建具用金物
- ① 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。
- ② 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。
- ③ 金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。
- ④ 樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.8.3による。
- ⑤ 木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。
- ⑥ 木製建具に使用する戸車及びレールは改標仕表5.8.5による。
- ⑦ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。
- ⑧ マスターキーは、既存に合わせる。 その他の鍵の制作本数は （ 3 組 ）
5. ガラス
- ① 板ガラス

種 類	品 種	厚 さ	備 考
強化が らス	フロート、型板	4mm	

- ・ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工は、（ ）とする。
- ② 外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。
- ③ ガラス留め材の種類

建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ
鋼 製	1成分シリコーン系	建具製造所の仕様による
アルミニウム製	1成分シリコーン系	
ステ ンレ ス製		
木 製	1成分シリコーン系	
樹 脂 製		

- ④ 防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。

5章 内装改修工事

1. 一般事項
- ① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
- ② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2. 撤去並びに下地補修
- 各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

① 床改修

既設床仕上げの除去 改標仕6.2.2(1)参照

種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考
ビニール床シート ビニール床タイルゴム系床タイ ル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	
合成樹脂塗床	機械的除去工法・目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上	
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上	
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上	
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上	

コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照

下地の状況	下地処理方法	備 考 欄
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、 カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修

・ 改修後の床の清掃範囲は図示する。

- ② 壁改修
- コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照
 - 間仕切壁撤去に伴う構造体の補修
モルタル塗り ※施工場所は図示による。
塗り厚25mm超の場合の補修を (・)

機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
油圧クラッシャ使用	
ダイヤモンドカッター使用	図示
ハンドブレーカー使用	図示
アグレッشنブロータージェット使用	

- ・ 木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照

撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
壁下地を含む全面	図示
ボード面まで	図示
ボード面を残し仕上げのみ	図示

- ③ 天井改修 改標仕6.4.2参照
- | 撤 去 区 分 | 既存壁取合の補修範囲及び内容 |
|--------------|----------------|
| 天井下地を含む全面 | 図示 |
| ボード面まで | 図示 |
| ボード面を残し仕上げのみ | 図示 |
- 既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。
 - 既存天井塗装仕上面を塗替を行う。

3. 木工事
- ① 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を経験員に提出する。
含水率は (・) 種とする。
- ② 木材の品質
保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理 (JIS K 1570) (木材保存剤)に規定する木材保存剤 (ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 (昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材 (AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。

4. 製材

① JAS 1083(製材)に基づく製材

	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	含水率	保存処理	備考
下 地 材	廊下(床組)	杉	図示	2級	図示	A種		
造 作 材								

5. 合板等
- ① ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
- ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

② 普通合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考
TC下地		5.5、12	広葉樹	1類	2等	あり	

6. 接合具等
- ① 下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。
- ② 木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。
- ③ かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は改標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。
- ④ 防腐処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤 ((社)日本木材保存協会の認定薬剤等とする。)とし、2回塗りとする。
- ⑤ 防蟻処理は、(社)日本木材保存協会及び(社)日本しろあり対策協会の認定品とし、2回塗り又は吹き付けとし、次の表の箇所及び部分に行うものとする。

防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称	塗り面
土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等	全 面
大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等	全 面
真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等	全 面
土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラス張り下地板	全 面
1階窓台等	全 面

- ⑥ 木材の防腐・防蟻処理は工場において (・ ・) により行い、十分乾燥した後に現場へ搬入すること。
- 適用部材 (廊下(床組))。 保存処理性能区分 (K2 ・ ・ K4)。
- ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。
- また、工場で処理した木材を使用する場合は、次によること。
- 各種製材のJAS1083の保存処理の性能区分K2からK4までの区分によるものを使用する。
 - JIS A 9108(土台用加圧式防腐処理木材)によるものを使用する。
 - 人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570(木材保存剤)又は日本木材保存協会規格による加圧注入用木材防腐剤を用いて、JIS A 9002(木材の加圧式保存処理方法)による加圧式保存処理を行ったものを使用する。
 - 防腐・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用する場合等は、特記による。
 - 認証木材建材 (AQマーク表示品)として認証された保存処理材を使用する。
- ⑦ 木材保存 (防腐・防蟻処理)剤は監督員の承諾するものとする。
- ⑧ 継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は改標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。

7. 軽量鉄骨天井下地
- ① 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。
- ② 耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティ-天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。
- ③ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。
- ④ あと施工アンカーの施工後の引張試験を (・)。
- ⑤ 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=()m/s
地表面粗度区分 (・ ・ ・)
積雪区分 建設省告示第1455号 別表 ()
- ⑥ 屋外の野縁受け、つりボルト及びインサート、野縁の間隔は図示による。
- ⑦ ダクト等によって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。
- ⑧ 天井のふとところが3m以上の箇所の補強方法は図示による。
- ⑨ 天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。
- ⑩ 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強は図示による。

8. 軽量鉄骨壁下地
- ① スタッド、ランナ等の種類は、改標仕6.7.3(表6.7.1)による。
- ② 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は (・)
- ③ ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

9. ビニル床シート張り(JIS A 5705)、ビニル床タイル張り (JIS A 5705)、及びゴム床タイル張り
- | 材質 | 施工箇所 | 種類の記号 | 寸法 | 厚さ | 色柄 | 接着剤 | 接合部の処理 | 備考 |
|-----------|--------|-------|----|-----|------|--------|--------|----|
| 複層ビニル床シート | 仕上表による | FS | | 2mm | マーブル | エポキシ樹脂 | 熱溶接 | |
- ① ビニル幅木: 材質 (・)、高さ (・ ・)、厚さ ()
- ② モルタル塗り下地、セルフレベリング材塗り下地及び木下地以外の下地 ((工法:) ・)
- ③ 視覚障害者用床タイル: 種類・色 ()、形状・寸法 ()

10. カーペット敷き
- | 種類 | 施工箇所 | 種別 | 品質等 | 帯電性 | 見切り、押え金物 | 工法 | 下敷き材 | 備考 |
|----------|--------|-----|---------------|-----|----------|--------|------|------|
| タイルカーペット | 仕上表による | 第一種 | ルーフパイル・厚6.5mm | あり | | 全面接着工法 | - | 市松敷き |

11. フローリング張り

ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆のフローリング及び接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

①	品名	施工箇所	種別	樹種	厚さ	寸法	模様	工法	釘・接着剤の種類	備考
	フローリングボード	仕上表による	－	なら	15mm	75＊400mm以上	－	直張り	フロア釘・エポキシ樹脂	UC塗り
②	現場塗装仕上げ： 下地調整（ ） 塗装（ ）									

12. セッコウボードその他ボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考
セッコウボード JIS A 6901の規格品	壁	突付け	12.5	不燃	ステンレス	LGS	
	天井	突付け	9.5	準不燃	ステンレス	LGS	
化粧セッコウボード杉板目プリント JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	準不燃	ステンレス	LGS	
ロックウール化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	天井	突付け	9.0	不燃	ステンレス	GB-R	

合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員

の承諾を得るものとする。

13. モルタル塗り

施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備 考
床	金タ	－	無	張物下地

- ① モルタルは（ 現場調査材料 ・ 既調査材料 ）とする。
- ② 現場調査材料の場合は改標仕6.15.3(1) (ア)、既調査材料の場合はJIS A 6916による。目地の位置及び寸法は図示による。
- ③ 防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。
- ④ 総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。

14. 接着剤

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノー ル樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

15. 既製家具

合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

16. その他

- ①階段滑り止め
材種 ： ステンレス 、形状 ： ビニルタイヤ入れ式 、幅 50mm
取付け方法 ： 接着工法

②黒板及びホワイトボード

種別 ： 鋼製(黒板) ＋ ほうろう(白板)
枠の材質はアルミとする
色彩は(緑)・黒 ・ (白)とする

③鏡

防湿性を有するもので、厚さ5mmとする。

④表示

区分	材質	寸法	厚さ	取付高さ	備考
室名札	アクリル	250×50	5mm	図示	突出型

案内用図記号は、JIS Z 8210 による

詳細は共通詳細図による

⑤流し台ユニット

流し台 寸法 W :1800 D : 550 H : 800 (株)LIXIL GS-S-180JXTR 、 クリナップ(株) TAT-180MR 、 タカラスタンダード(株) PY-180R-1 程度

6章 塗装改修工事

1. 一般事項

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
- ② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
- ③ ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗装塗りの種別	備考
	屋外	屋内			
鉄鋼面	－	B種	RB種	A種	既存耐震フレース
鉄鋼建具面	－	B種	RB種	A種	既存鋼製建具
木部	－	B種	RB種	－	既存木製建具

3. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)

区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料の種類	錆止め塗料塗りの種別	備 考
	屋外	屋内				
木部	－	B種	RB種	－	－	木製建具
モルタル・プラスター面	－	B種	RB種	－	－	既存壁・梁型
ボード面	－	B種	RB種	－	－	壁・天井

4. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)

区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考
ボード面	B種	RB種	CAI教室

5. ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)

区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考
木部	B種	RB種	既存フローリング
		B種	新設フローリング

7章 環境配慮(グリーン)改修工事

I アスベスト含有建材の処理工事

1. 一般事項

- ① 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
- ② 石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。
- ③ アスベスト粉塵濃度測定を(行う ・ 行わない)。
- 濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法 第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
 - 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
 - 報告書を()部作成し監督員に提出すること。
 - 測定場所及び箇所は図示による。測定時期()
- ④ 施工計画
- (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。
- (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
- ⑤ アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

2. アスベスト含有成形板の除去

① 養生等

- (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。

外部足場	種類:	
	仕様:	枚布
	D＝	cm
	シート種類:	
	囲う高さ:	m
内部足場	種類:	脚立足場
	仕様:	枚布
	D＝	cm
	養生種別:	シート 0.15mm以上

② 工法

- (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきが行うこと。
- (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。
なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。
ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。
建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

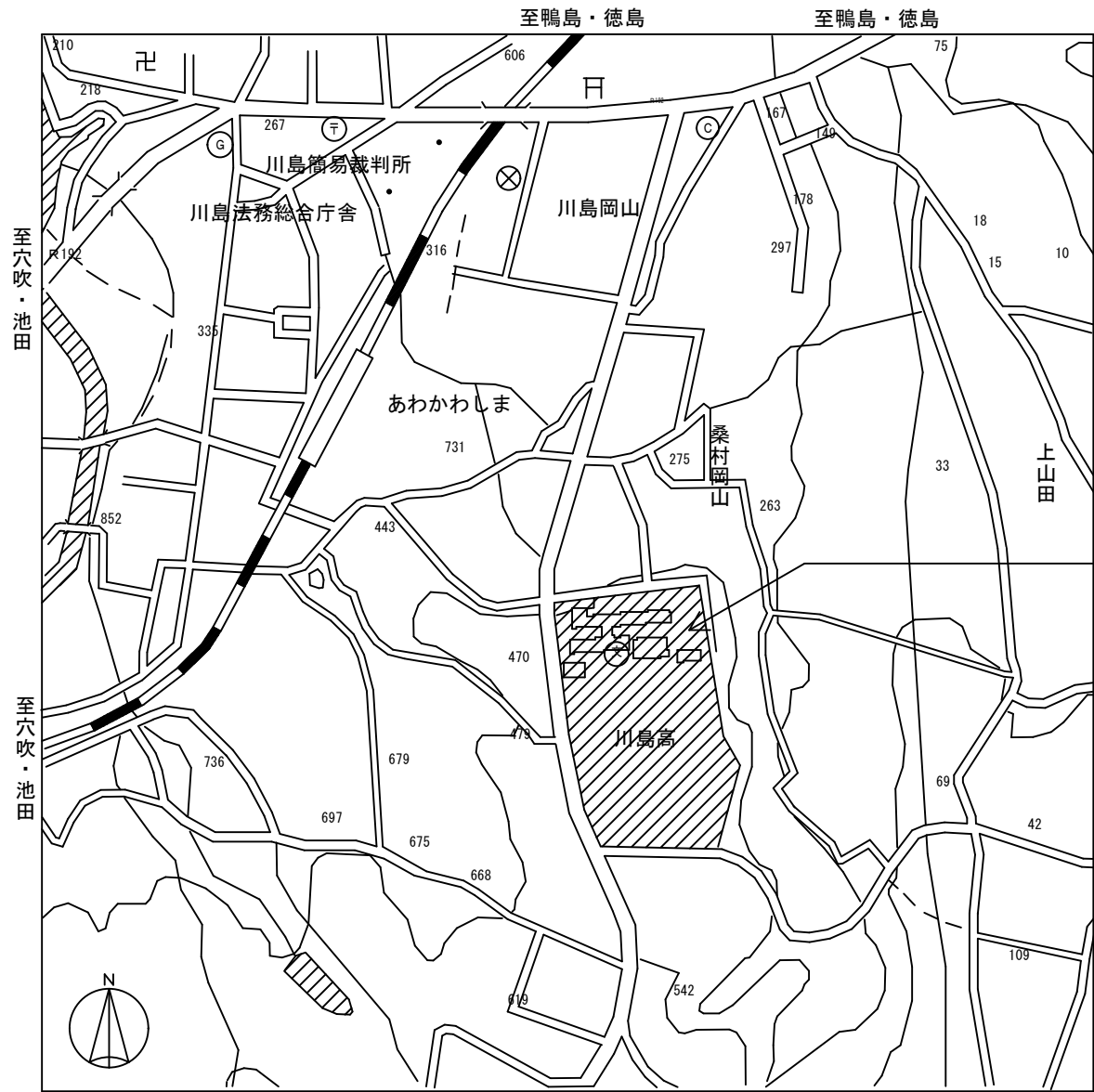
③ 除去箇所一覧表

階数	室 名	箇所	建 材 種 別	数量	調査方法
各階	各室	床	KT (ビニル床タイル)	147㎡	みなし
各階	各室	天井	マグネシア不燃ボード	1,047㎡	みなし

- ④ 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

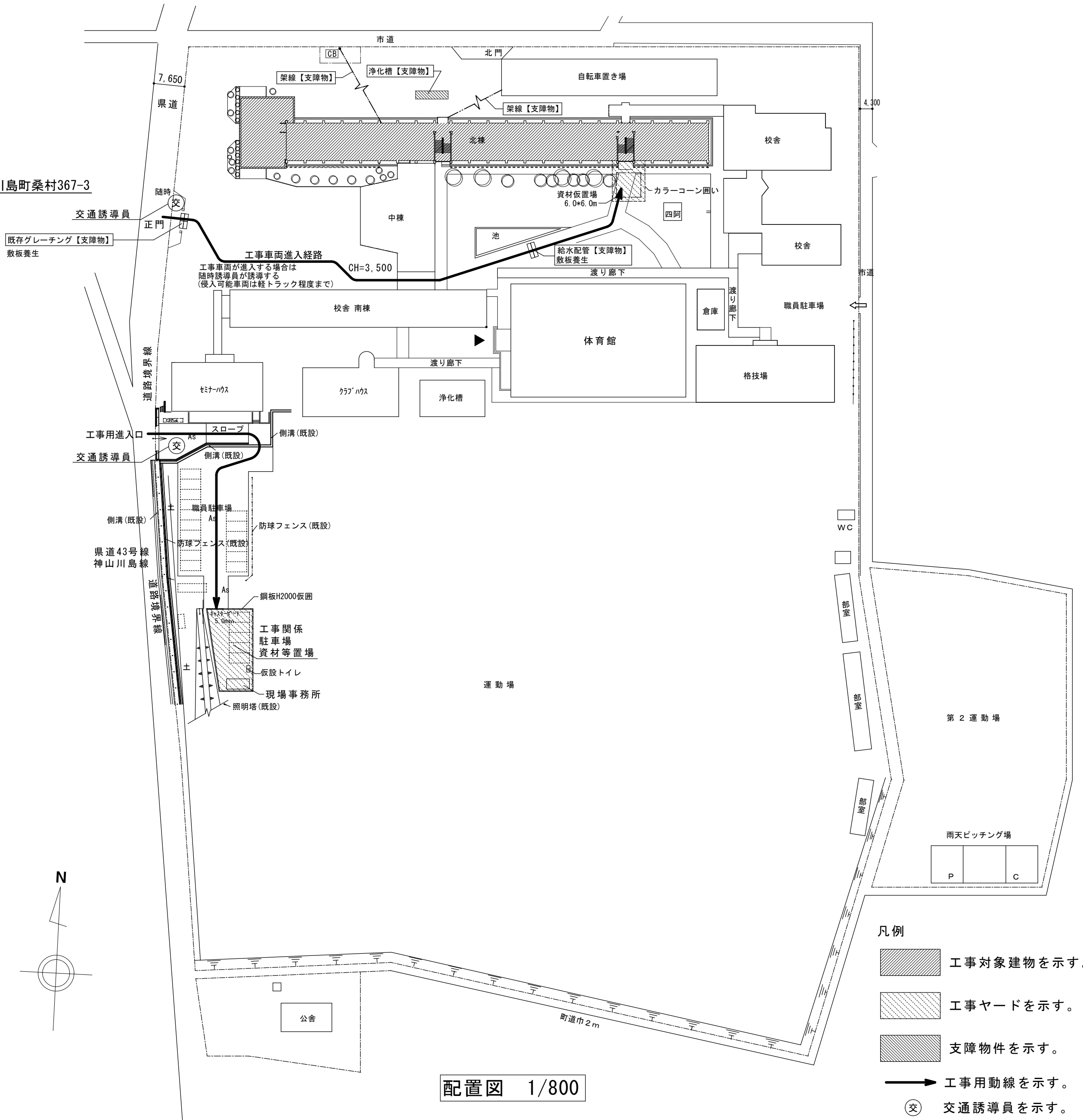
⑤ 施工記録等

- (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
- (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。



附近見取図

工事場所
川島高等学校：吉野川市川島町桑村367-3



配置図 1/800

【特記事項】

- ※ 工事車両・資材置き場等の位置は、現場監督員、建物管理者、工事業者の3者で協議の上決定することとする。
- ※ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ※ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ※ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ※ 中庭通行時搬出入は、台車を使用となる

凡例

- 工事対象建物を示す。
- 工事ヤードを示す。
- 支障物件を示す。
- 工事用動線を示す。
- 交通誘導員を示す。

徳島県県土整備部営繕課

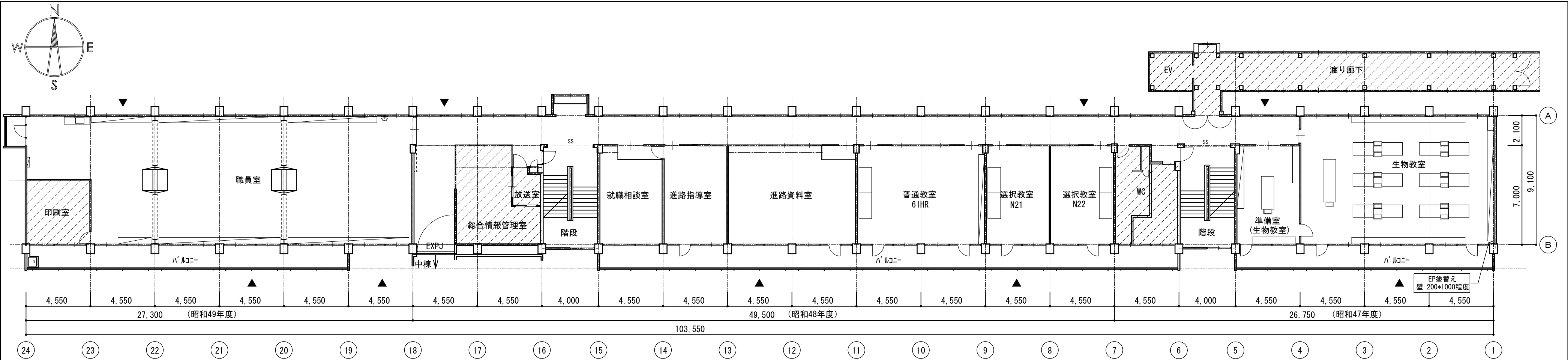
●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟内部改修工事建築
●図面名 付近見取図・配置図・支障物件図

●図面番号 A-01
●縮尺 A2=1/800
A3=71%

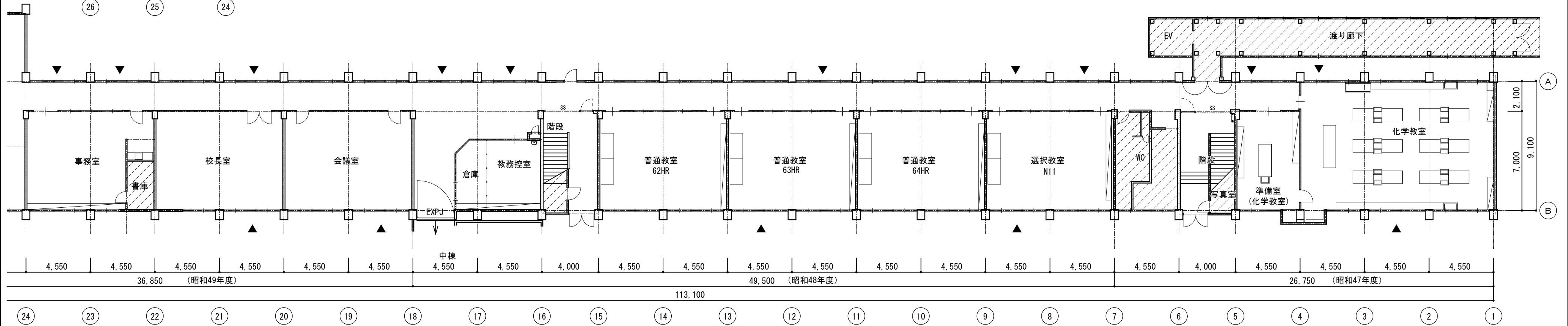
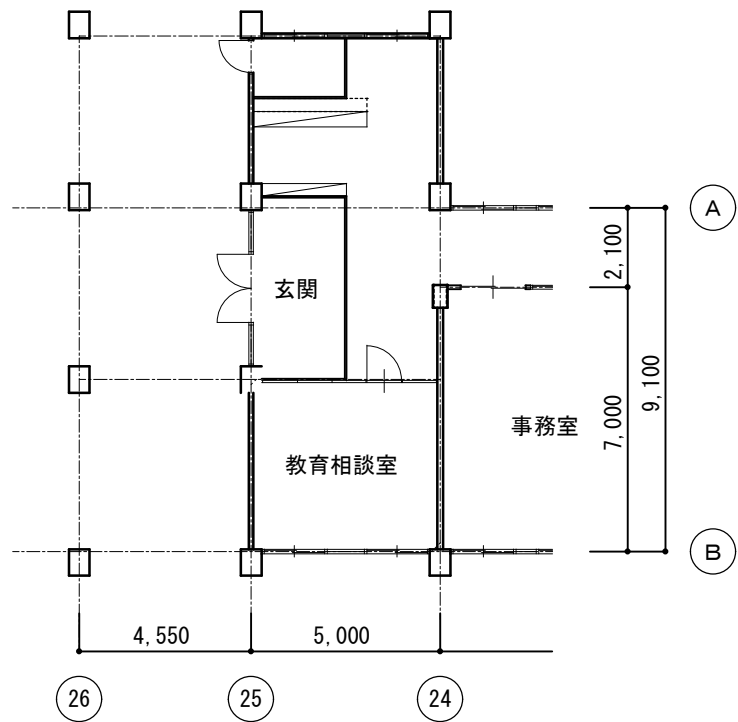
株式会社 宮建築設計
MIYAKI
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)

階	室名	改修前	床		床高	巾木 特記無き巾木Hは(改修前)H=100 (改修後)H=60		壁			廻縁	天井			天井高	備考	内装制限
		改修後	下地	仕上		下地	仕上	下地	仕上	塗装		下地	仕上	塗装			
1階	準備室 (化学教室)	改修前	[M]	[フロリング'ブ'ロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS]	[GB-R9.5]	[EP]	3000	実験台撤去、収納棚撤去、建具一部撤去 [ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ'BOX]、[ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ´] ｶﾞｽ給湯器撤去（別途工事）	
	準備室 (化学教室)	改修後	[M]	[フロリング'ブ'ロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS]	[GB-R9.5]	[EP]	3000	実験台新設、収納棚新設 建具一部新設、建具枠一部 S0P塗替え	
	化学教室	改修前	[M] M撤去	[フロリング'ブ'ロケット15] 一部フロリング' 撤去 (500×500程度)	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS] [RC]	[GB-R9.5] [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]	[EP]	3000	実験台撤去、黒板撤去(前・後共) 収納棚撤去、[流し台]、[カーテンレール]、 [カーテンBOX]、教壇撤去、ヒュームﾌｰﾄﾞ 撤去、 建具一部撤去	
	化学教室	改修後	[M] M新設	[フロリング'ブ'ロケット15] フロリング'ﾌﾞ'ﾛｯｹｯﾄ15新設 (500×500程度)	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W] M金ｺﾅ新設	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5] (黒板撤去跡)	[EP (H2000)] [OP] EP-G塗	[塩ﾋﾞ´]	[LGS] [RC]	[GB-R9.5] [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]	[EP]	3000	実験台新設、収納棚新設、黒板新設(前面) ヒュームﾌｰﾄﾞ 新設、教壇新設 建具一部新設、建具枠一部 S0P塗替え	
2階	職員室	改修前	[M] [M]	[KT] 一部防滑FS撤去	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5] [鉄骨 プレース]	[EP (H2000)] [OP] [SOP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS] [RC]	[GB-R9+★ﾏｸﾞ'ﾈｼﾔ不燃ﾌﾞｰﾄﾞ't9] [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]		3000	地袋撤去、[黒板] [流し台]、[消火器BOX] [カーテンレール]、[カーテンBOX] ﾊﾞｰﾃｨｼｮﾝ撤去	
	職員室	改修後	[M] [M]	下地調整(カチオン系)の上、FS新設 下地調整(カチオン系)の上、防滑FS新設	FL±0	[RC]	[木製] S0P塗替え	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5] [鉄骨 プレース]	EP-G塗替え EP-G塗替え EP-G塗替え S0P塗替え	[塩ﾋﾞ´]	[LGS] [RC]	[GB-R9+★ﾏｸﾞ'ﾈｼﾔ不燃ﾌﾞｰﾄﾞ't9] [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]	EP-G塗替え EP-G塗替え	3000	地袋新設 鋼製間仕切り新設 額縁・カーテンBOX S0P塗替え	
	就職相談室	改修前	[W] [M]	[TC]、壁撤去取合い部は撤去 [フロリング'ブ'ロケット15]	FL+415 FL+15	[RC]	[木製] 一部撤去	[M] 廊下面：W撤去	[有孔ﾊﾞﾆﾔt5.5 (GW25 寒冷紗貼)] 有孔ﾊﾞﾆﾔt5.5 (GW25 寒冷紗貼)	[OP] OP	[塩ﾋﾞ´]一部撤去	[LGS]一部撤去	[GB-R9+★ﾏｸﾞ'ﾈｼﾔ不燃ﾌﾞｰﾄﾞ't9] 壁撤去取合い部は撤去		3000	[棚] [ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ'BOX]、[ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ´]	
	就職相談室	改修後	一部W復旧	一部 TC 新設 [フロリング'ブ'ロケット15]	FL+415 FL+15	[RC]	一部ﾋﾞﾆﾑ幅木	[M] 廊下面：LGS100下地 GB-F12.5+12.5 EP-G塗り + 鋼製学校間仕切り新設	[有孔ﾊﾞﾆﾔt5.5 (GW25 寒冷紗貼)] 廊下面：LGS100下地 GB-F12.5+12.5 EP-G塗り + 鋼製学校間仕切り新設	[OP]	塩ﾋﾞｰ一部新設	[LGS]一部新設	[GB-R9+★ﾏｸﾞ'ﾈｼﾔ不燃ﾌﾞｰﾄﾞ't9] 一部DR9新設		3000	鋼製学校間仕切り新設	
	進路指導室	改修前	W [M]	[カーﾍﾞｯﾄ] 壁撤去取合い部は撤去 [フロリング'ブ'ロケット15]	FL+115 FL+15	[RC]	[木製] 一部撤去	[M] 廊下面：W	[有孔ﾊﾞﾆﾔt5.5 (GW25 寒冷紗貼)] 有孔ﾊﾞﾆﾔt5.5 (GW25 寒冷紗貼)	[OP] OP	[塩ﾋﾞ´]一部撤去	[LGS]	[GB-R9+★ﾏｸﾞ'ﾈｼﾔ不燃ﾌﾞｰﾄﾞ't9] 壁撤去取合い部は撤去		3000	[棚] [ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ'BOX]、[ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ´]	
	進路指導室	改修後	一部W復旧	一部 TC 新設 [フロリング'ブ'ロケット15]	FL+115 FL+15	[RC]	一部ﾋﾞﾆﾑ幅木	[M] 廊下面：LGS100下地 GB-F12.5+12.5 EP-G塗り + 鋼製学校間仕切り新設	[有孔ﾊﾞﾆﾔt5.5 (GW25 寒冷紗貼)] 廊下面：LGS100下地 GB-F12.5+12.5 EP-G塗り + 鋼製学校間仕切り新設	[OP]	塩ﾋﾞｰ一部新設	[LGS]一部新設	[GB-R9+★ﾏｸﾞ'ﾈｼﾔ不燃ﾌﾞｰﾄﾞ't9] 一部DR9新設		3000	鋼製学校間仕切り新設	
	進路資料室	改修前	一部W撤去 [M]	[カーﾍﾞｯﾄ] 壁撤去取合い部は撤去 [フロリング'ブ'ロケット15]	FL+115 FL+15	[RC]	[木製] 一部撤去	[M] 廊下面：W	[有孔ﾊﾞﾆﾔt5.5 (GW25 寒冷紗貼)] 有孔ﾊﾞﾆﾔt5.5 (GW25 寒冷紗貼)	[OP] OP	[塩ﾋﾞ´]一部撤去	[LGS] [RC]	[GB-R9+★ﾏｸﾞ'ﾈｼﾔ不燃ﾌﾞｰﾄﾞ't9] 壁撤去取合い部は撤去		3000	[棚]、[地袋] [カーテンレール]、[カーテンBOX]	
	進路資料室	改修後	一部W復旧	一部 TC 新設 [フロリング'ブ'ロケット15]	FL+115 FL+15	[RC]	一部ﾋﾞﾆﾑ幅木	[M] 廊下面：LGS100下地 GB-F12.5+12.5 EP-G塗り + 鋼製学校間仕切り新設	[有孔ﾊﾞﾆﾔt5.5 (GW25 寒冷紗貼)] 廊下面：LGS100下地 GB-F12.5+12.5 EP-G塗り + 鋼製学校間仕切り新設	[OP]	塩ﾋﾞｰ一部新設	[LGS]一部新設	[GB-R9+★ﾏｸﾞ'ﾈｼﾔ不燃ﾌﾞｰﾄﾞ't9] 一部DR9新設		3000	鋼製学校間仕切り新設	
	準備室 (生物教室)	改修前	[M]	[フロリング'ブ'ロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS]	[GB-R9.5]	[EP]	3000	実験台撤去、収納棚撤去、[黒板] [カーテンレール]、[カーテンBOX] 建具一部撤去	
	準備室 (生物教室)	改修後	[M]	[フロリング'ブ'ロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS]	[GB-R9.5]	[EP]	3000	実験台新設、収納棚新設 建具一部新設、建具枠一部 S0P塗替え	
	生物教室	改修前	[M]	[フロリング'ブ'ロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS] [RC]	[GB-R9.5] [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]	[EP]	3000	実験台撤去、[黒板]、収納棚撤去、[流し台] [カーテンレール]、[カーテンBOX]、[スクリーンBOX] 教壇撤去、建具一部撤去	
	生物教室	改修後	[M]	[フロリング'ブ'ロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5]	[EP (H2000)] EP一部塗替え [OP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS] [RC]	[GB-R9.5] [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]	[EP]	3000	実験台新設、収納棚新設、教壇新設 建具一部新設、建具枠一部 S0P塗替え	
3階	図書室	改修前	[M] [M]	[KT] 一部防滑FS撤去	FL±0	[RC]	[木製]	[RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5] [鉄骨 プレース]	[多彩模様塗料] [OP] [SOP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS] [RC]	[GB-R9+★ﾏｸﾞ'ﾈｼﾔ不燃ﾌﾞｰﾄﾞ't9] [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]		3000	書架撤去、[洗面器] [ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ'BOX]、[ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ´] 建具一部撤去	
	図書室	改修後	[M] [M]	下地調整(カチオン系)の上、FS新設 下地調整(カチオン系)の上、防滑FS新設	FL±0	[RC]	[木製] 一部S0P塗替え	[RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5] [鉄骨 プレース]	EP-G塗替え EP-G塗替え S0P塗替え	[塩ﾋﾞ´]	[LGS] [RC]	[GB-R9+★ﾏｸﾞ'ﾈｼﾔ不燃ﾌﾞｰﾄﾞ't9] [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]	EP-G塗替え EP-G塗替え	3000	書架新設 額縁・ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ'BOX・建具枠 S0P塗替え 建具一部新設	
	司書室	改修前	[M]	[KT]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS]	[GB-R9+★ﾏｸﾞ'ﾈｼﾔ不燃ﾌﾞｰﾄﾞ't9]		3000	[カウンﾀｰ]、[流し台]、[棚] [ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ'BOX]、[ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ´]	
	司書室	改修後	[M]	[KT]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS]	[GB-R9+★ﾏｸﾞ'ﾈｼﾔ不燃ﾌﾞｰﾄﾞ't9]		3000		
	準備室 (物理教室)	改修前	[M]	[フロリング'ブ'ロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS]	[GB-R9.5]	[EP]	3000	実験台撤去、収納棚撤去、[黒板] [カーテンレール]、[カーテンBOX] 建具一部撤去	
	準備室 (物理教室)	改修後	[M]	[フロリング'ブ'ロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コテ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆﾔt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ´]	[LGS]	[GB-R9.5]	[EP]	3000	実験台新設、収納棚新設 建具一部新設、建具枠一部 S0P塗替え	
※仕上表において[] 表記のあるものは既存のままとする。 ※★はアスベスト含有材を示す。 ※上記のほか、壁塗装剥離部分は塗装改修（EP-G塗り）とする。						徳島県県土整備部営繕課			●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築			●図面番号 A-03		●縮尺 A2=NON A3=NON		株式会社 宮 建 築 設 計 M I Y A 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	

階	室 名	改修前	床		床 高	巾 木		壁			廻 縁	天 井			天井高	備 考	内装制限
		改修後	下地	仕 上		下地	仕 上	下地	仕 上	塗装		下地	仕 上	塗装			
	物理教室	改修前	[M]	[フローリング'フロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コフ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ']	[LGS] [RC]	[GB-R9. 5] [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]	[EP]	3000	実験台撤去、[黒板(前)]、黒板撤去(後)、 収納棚撤去、[地袋]、[流し台]、 [カーテンレール]、[カーテンBOX]、[スカーンBOX]、 教壇撤去 建具一部撤去	
	物理教室	改修後	[M]	[フローリング'フロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コフ] [RC] [W] M金コフ新設	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5] (黒板撤去跡)	[EP (H2000)] [OP] EP-G塗	[塩ﾋﾞ']	[LGS] [RC]	[GB-R9. 5] [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]	[EP]	3000	実験台新設、収納棚新設 教壇新設 建具一部新設、建具枠一部 S0P塗替え	
4階	選択教室N41	改修前	[木組]一部撤去	[フローリング' t15]一部撤去	FL±200	[RC]	[木製]	[M金コフ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5] 廊下面：鋼製学校間仕切り撤去	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ']	[LGS]	[GB-R9+★ﾏｸﾞﾈｼｬ不燃ﾎﾞｰﾄﾞ't9]		3000	[ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ]、 [カーテンレール]、[カーテンBOX]	
	選択教室N41	改修後	[木組]一部復旧	[フローリング' t15]一部新設	FL±200	[RC]	[木製] S0P塗替え	[M金コフ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5] 廊下面：LGS100下地 GB-F12.5+12.5 EP-G塗り + 鋼製学校間仕切り新設	EP-G塗替え EP-G塗替え EP-G塗替え	[塩ﾋﾞ']	[LGS]	[GB-R9+★ﾏｸﾞﾈｼｬ不燃ﾎﾞｰﾄﾞ't9]	EP-G塗替え	3000	鋼製学校間仕切り新設	
	書道教室	改修前	[M]	[フローリング'フロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コフ] [RC] [W] 廊下面：W撤去	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5] ﾊﾞﾆｬt5.5撤去	[EP (H2000)] [OP] [OP]	[塩ﾋﾞ']	[LGS] [RC]	[GB-R9+★ﾏｸﾞﾈｼｬ不燃ﾎﾞｰﾄﾞ't9] [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]		3000	[黒板]、[掲示板]、棚撤去、地袋撤去 教壇撤去、流し台撤去、[カーテンレール]、 [カーテンBOX]	
	書道教室	改修後	[M]	既存床サンダー掛けの上 UC塗り	FL±0	[RC]	[木製] S0P塗替え	[M金コフ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5] 廊下面：LGS100下地 GB-F12.5+12.5 EP-G塗り + 鋼製学校間仕切り新設	EP-G EP-G EP-G	[塩ﾋﾞ']	[LGS] [RC]	[GB-R9+★ﾏｸﾞﾈｼｬ不燃ﾎﾞｰﾄﾞ't9] [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]	EP-G塗替え	3000	SUS製流し台新設、飾棚新設、地袋新設 教壇新設、鋼製学校間仕切り新設 建具枠 S0P塗替え	
	準備室 (書道教室)	改修前	[M]	[フローリング'フロケット15] [カーﾊﾞｯﾄ数(一部)]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コフ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ']	[LGS]	[GB-R9+★ﾏｸﾞﾈｼｬ不燃ﾎﾞｰﾄﾞ't9]		3000	[棚]、[洗面器]、[鏡] [カーテンレール]、[カーテンBOX] 木製軸組間仕切り壁撤去	
	準備室 (書道教室)	改修後	[M]	[フローリング'フロケット15] [カーﾊﾞｯﾄ数(一部)]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コフ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ']	[LGS]	[GB-R9+★ﾏｸﾞﾈｼｬ不燃ﾎﾞｰﾄﾞ't9]		3000	木製建具(木軸間仕切り下地共)新設	
	視聴覚教室	改修前	[M]	[KT]	FL±0	[RC]	[木製]	[W]	[ﾊﾞﾆｬt5.5]	[S0P]	[塩ﾋﾞ']	[LGS]	[DR9]		3500		
	視聴覚教室	改修後	[M]	[KT]	FL±0	[RC]	[木製]	[W]	[ﾊﾞﾆｬt5.5]	[S0P]	[塩ﾋﾞ']	[LGS]	[DR9]		3500		
	CAI教室	改修前	[FAフロア]	[TC t=6.5]	FL+100	[RC]	[木製]	[M金コフ] [RC]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ]	[EP (H2000)] [EP]		[LGS]	[GB-D9. 5]			[黒板]、[ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ] [カーテンレール]、[カーテンBOX]、[スクリーン] 建具一部撤去	
	CAI教室	改修後	[FAフロア]	[TC t=6.5]	FL+100	[RC]	[木製]	[M金コフ] [RC]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ]	[EP (H2000)] [EP] 一部EP塗替		[LGS]	[GB-D9. 5]			建具一部新設、建具枠一部 S0P塗替え	
PH階	人権研究部室	改修前	[M]	[フローリング'フロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コフ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ']	[LGS]	[GB-R9+★ﾏｸﾞﾈｼｬ不燃ﾎﾞｰﾄﾞ't9]		2600	黒板撤去、棚撤去 [カーテンレール]、[カーテンBOX]	
	人権研究部室	改修後	[M]	[フローリング'フロケット15]	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コフ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5]	[EP (H2000)] [OP]	[塩ﾋﾞ']	[LGS]	[GB-R9+★ﾏｸﾞﾈｼｬ不燃ﾎﾞｰﾄﾞ't9]		2600	スチール棚新設	
共通	普通教室・選択教室 4階倉庫 (共通)	改修前	M撤去	フローリング'フロケット15撤去	FL+15	[RC]	[木製]	[M金コフ] [RC] [W] 廊下面：W撤去	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5] ﾊﾞﾆｬt5.5撤去	EP (H2000) [RC] OP OP	[塩ﾋﾞ']	LGS撤去 [RC]	GB-R9+★ﾏｸﾞﾈｼｬ不燃ﾎﾞｰﾄﾞ't9撤去 [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]		3000	[黒板]、[掲示板]、[ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ] ロッカー撤去、[カーテンレール]、[カーテンBOX] 教壇撤去	
	普通教室・選択教室 4階倉庫 (共通)	改修後	M新設	FS新設	FL±0	[RC]	[木製] S0P塗替え 新設間仕切部：ﾋﾞﾆﾑ幅木H=100	[M金コフ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5] 廊下面：LGS100下地 GB-F12.5+12.5 EP-G塗り + 鋼製学校間仕切り新設	EP-G塗替え EP-G塗替え EP-G塗替え	[塩ﾋﾞ']	LGS新設 [RC]	GR-R9.5+DR9 [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]	EP-G塗替え	3000	ロッカー・掃除用具入れ新設 鋼製学校間仕切り新設、教壇新設 額縁・カーテンBOX S0P塗替え	
	廊下	改修前	[M] W撤去	[KT] FS(合板張り共)撤去	FL±0	[RC]	[木製]	[M金コフ] [RC] [W] 教室面：W撤去	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5] ﾊﾞﾆｬt5.5撤去	EP (H2000) OP OP	[塩ﾋﾞ']	[LGS] 一部LGS撤去 [RC]	[GB-R9+★ﾏｸﾞﾈｼｬ不燃ﾎﾞｰﾄﾞ't9] GB-R9+★ﾏｸﾞﾈｼｬ不燃ﾎﾞｰﾄﾞ't9 一部撤去 [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]		2800	流し台撤去	
	廊下	改修後	[M] W新設	下地調整(カチオン系)の上、FS新設 ﾌｯ合板t12.5+5.5の上、FS新設	FL±0	[RC]	[木製] S0P塗替え 新設間仕切部：ﾋﾞﾆﾑ幅木	[M金コフ] [RC] [W]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ] [ﾊﾞﾆｬt5.5] 廊下面：LGS100下地 GB-F12.5+12.5 EP-G塗り + 鋼製学校間仕切り新設	EP-G塗替え EP-G塗替え EP-G塗替え	[塩ﾋﾞ']	[LGS] 一部LGS新設 [RC]	[GB-R9+★ﾏｸﾞﾈｼｬ不燃ﾎﾞｰﾄﾞ't9] GR-R9.5+DR9 [ﾌﾞﾗｽﾀｰ(梁型)]	EP-G塗替え EP-G塗替え	2800	流し台新設 額縁 S0P塗替え	
	階段	改修前	[M]	踏面・蹴上面：KT撤去	—	[RC]	[人造石研出し]	[M金コフ] [RC]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ]	EP (H2000)	[塩ﾋﾞ']	東一部：[LGS] [RC]	[GB-D9. 5] 段裏・梁型：[ﾌﾞﾗｽﾀｰ]			段鼻ノンスリップ撤去	
	階段	改修後	[M]	踏面・蹴上面： 下地調整(カチオン系)の上、FS新設	—	[RC]	[人造石研出し]	[M金コフ] [RC]	[ﾌﾞﾗｽﾀｰ]	EP-G塗替え EP-G塗替え	[塩ﾋﾞ']	東一部：[LGS] [RC]	[GB-D9. 5] 段裏・梁型：[ﾌﾞﾗｽﾀｰ]	EP-G塗替え EP-G塗替え		段鼻ノンスリップ新設 膳板・額縁 S0P塗替え 手摺子 S0P塗替え、手すり UC塗替え	
※仕上表において[]表記のあるものは既存のままとする。 ※★はアスベスト含有材を示す。 ※上記のほか、壁塗装剥離部分は塗装改修(EP-G塗り)とする。						徳島県県土整備部営繕課					●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築	●図面番号 A-04		 株式会社 宮 建 築 設 計 M I Y A 会 社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)			
											●図面名 改修前後 仕上表(3)	●縮尺 A2=NON A3=NON					



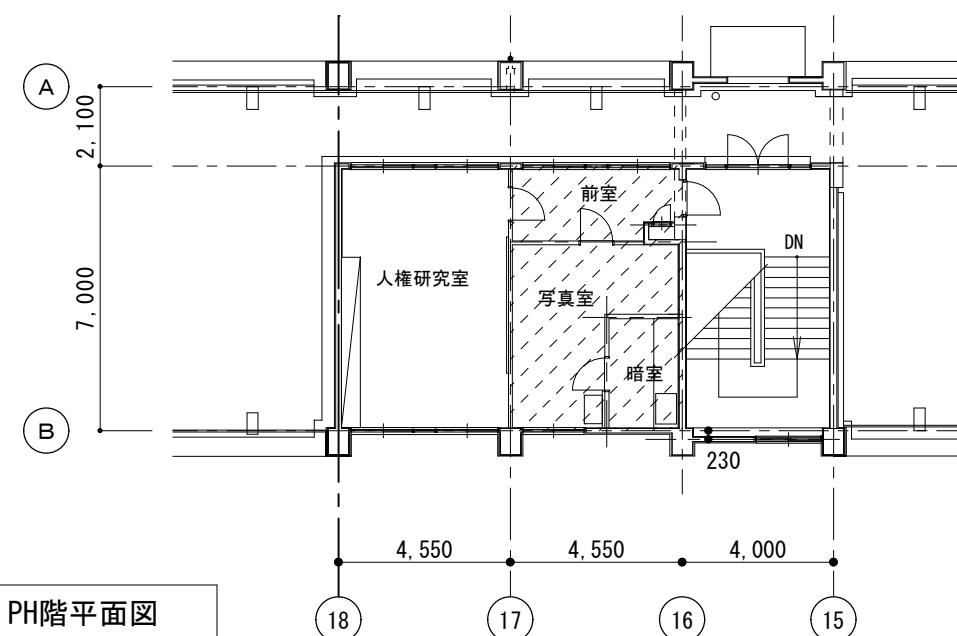
2 階平面図



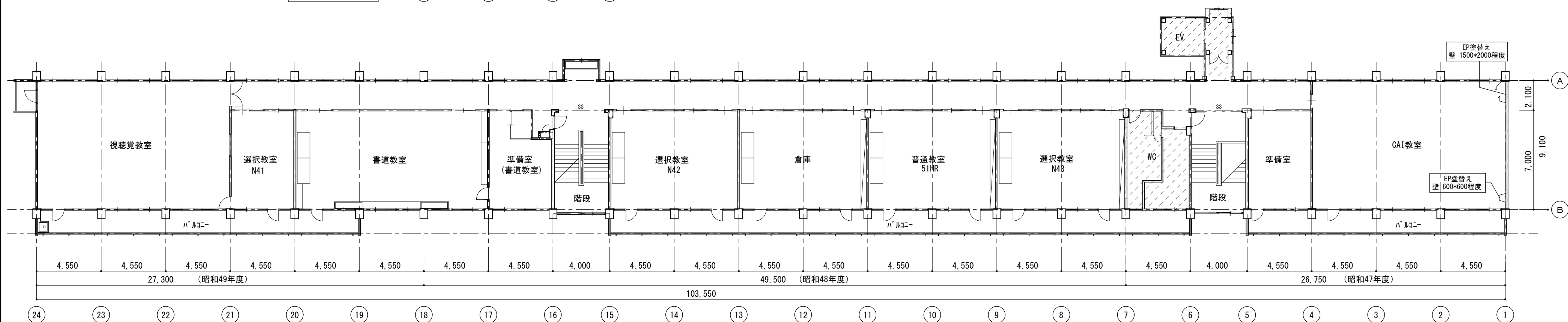
1 階平面図

▼: ブレース位置を示す

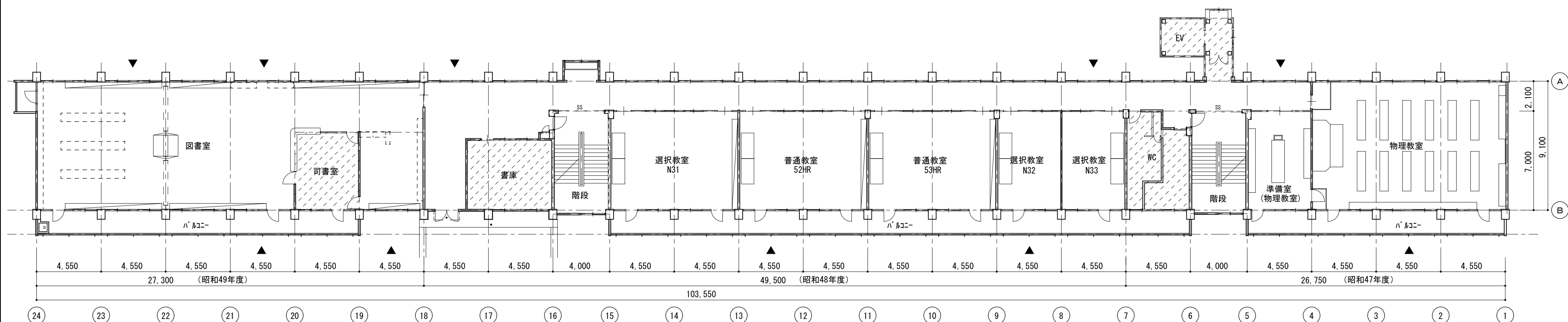
特記	 工事対象外範囲を示す	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築	●図面番号 A-05	 株式会社 宮 建築設計
			●図面名 現況 1・2 階 平面図	●縮尺 A2=1/200 A3=71%	管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)



PH階平面図



4 階平面図



3 階平面図

▼: ブレース位置を示す

 工事対象外範囲を示す

徳島県県土整備部営繕課

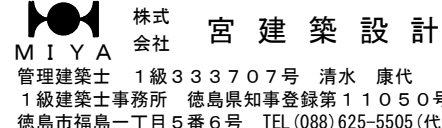
●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟内部改修工事建築

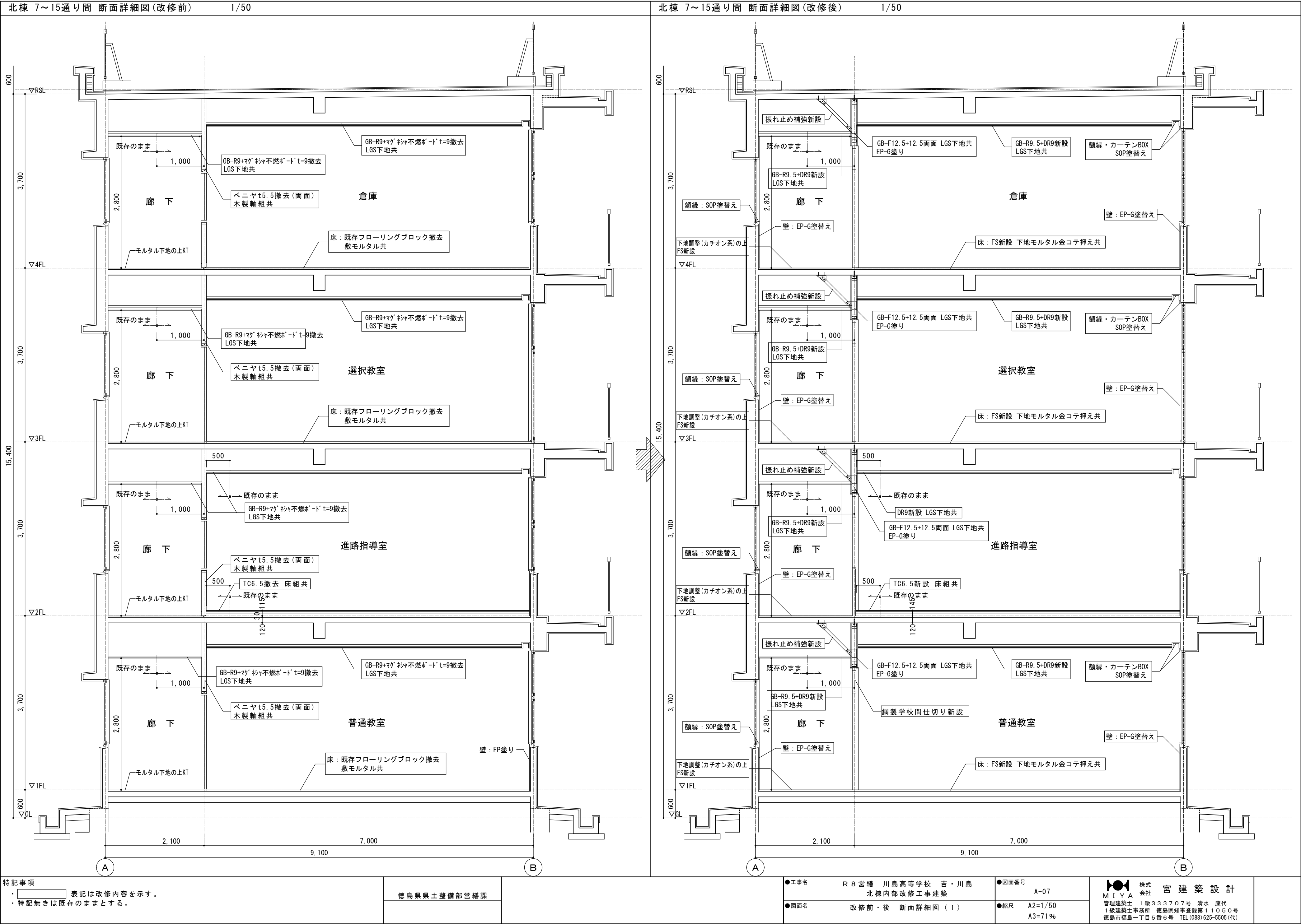
●図面名 現況 3・4・PH階 平面図

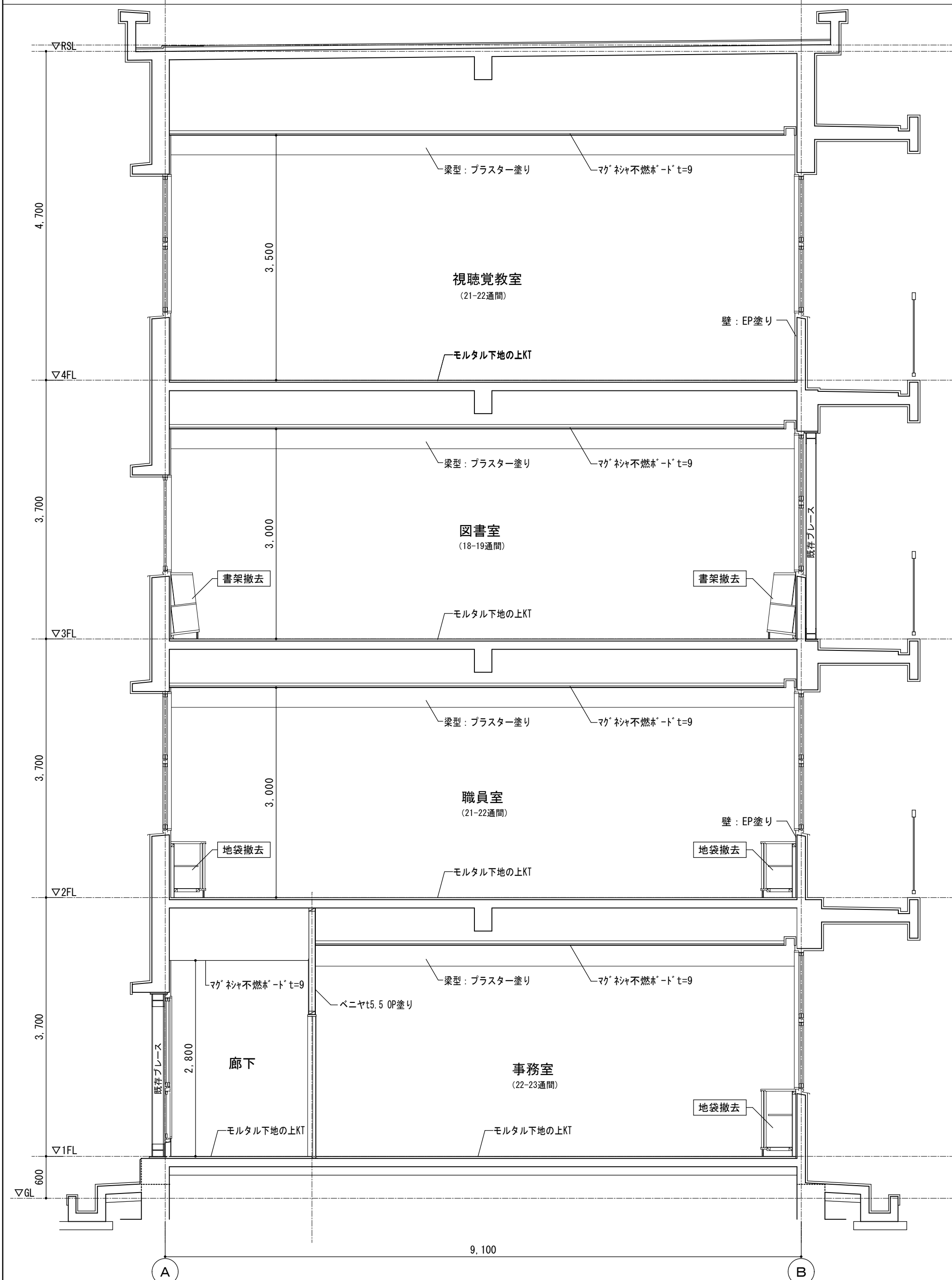
●図面番号

A-06

●縮尺 A2=1/200
A3=71%



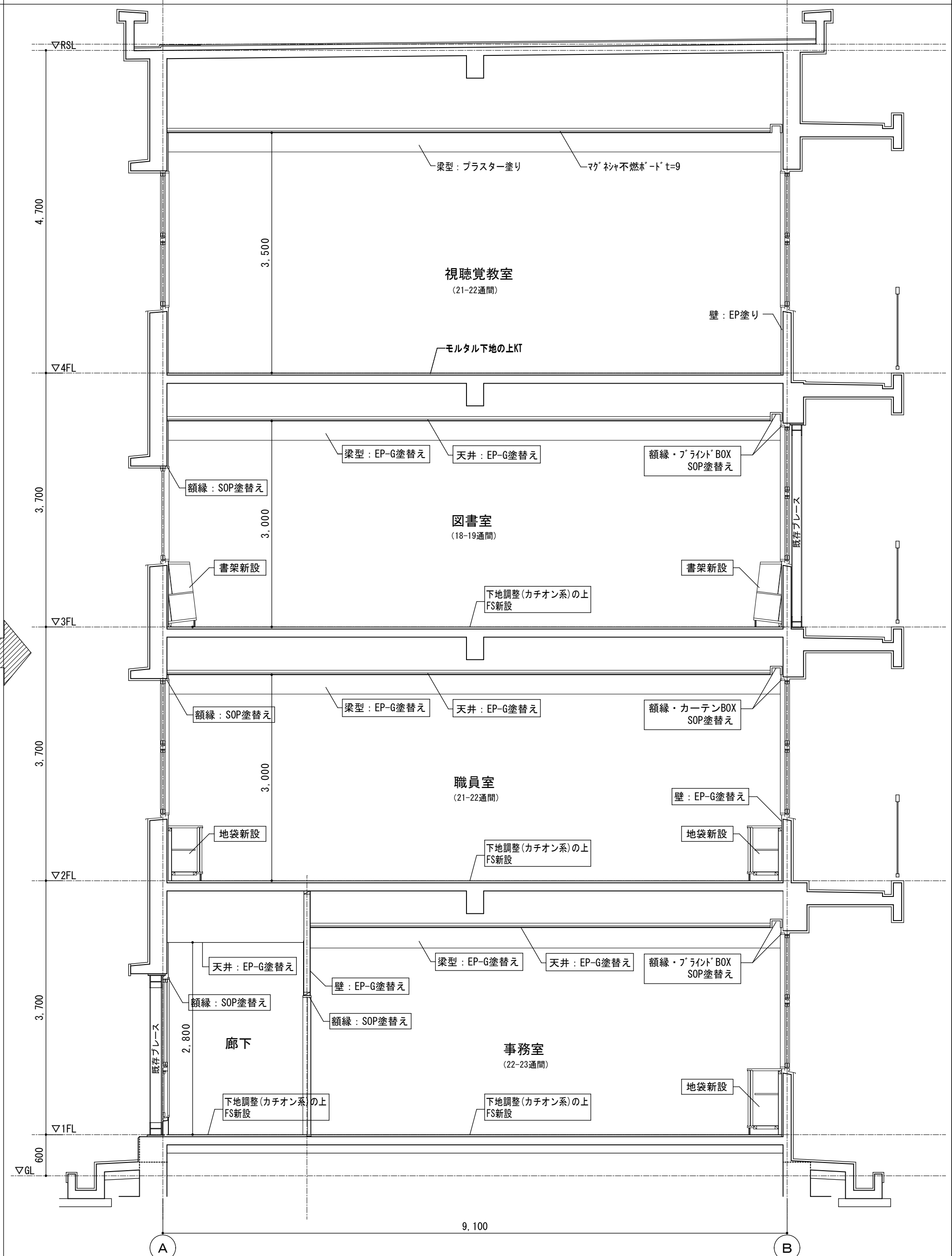




特記事項

- ・ 表記は改修内容を示す。
- ・ 特記無きは既存のままとする。

徳島県県土整備部営繕課

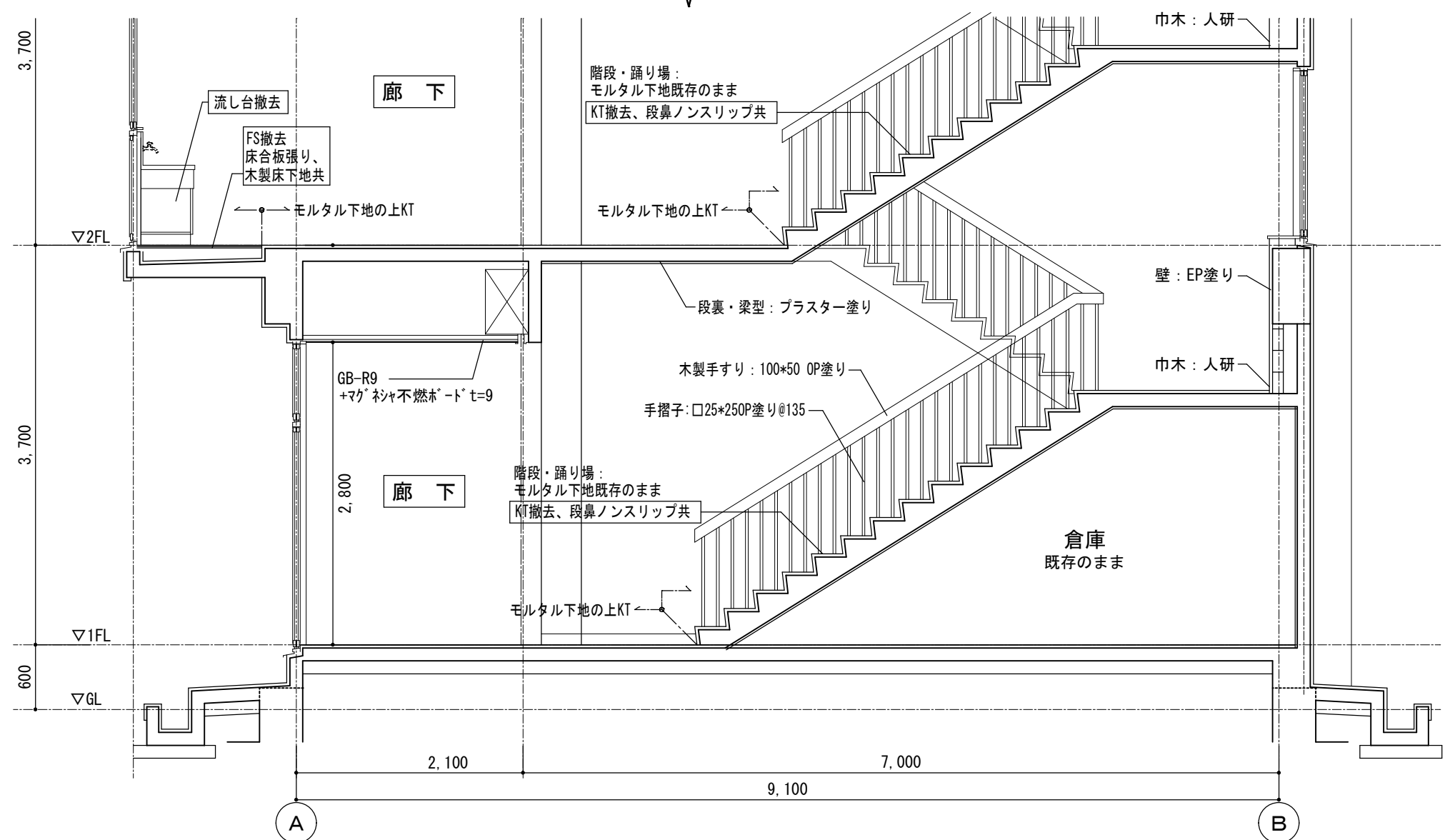
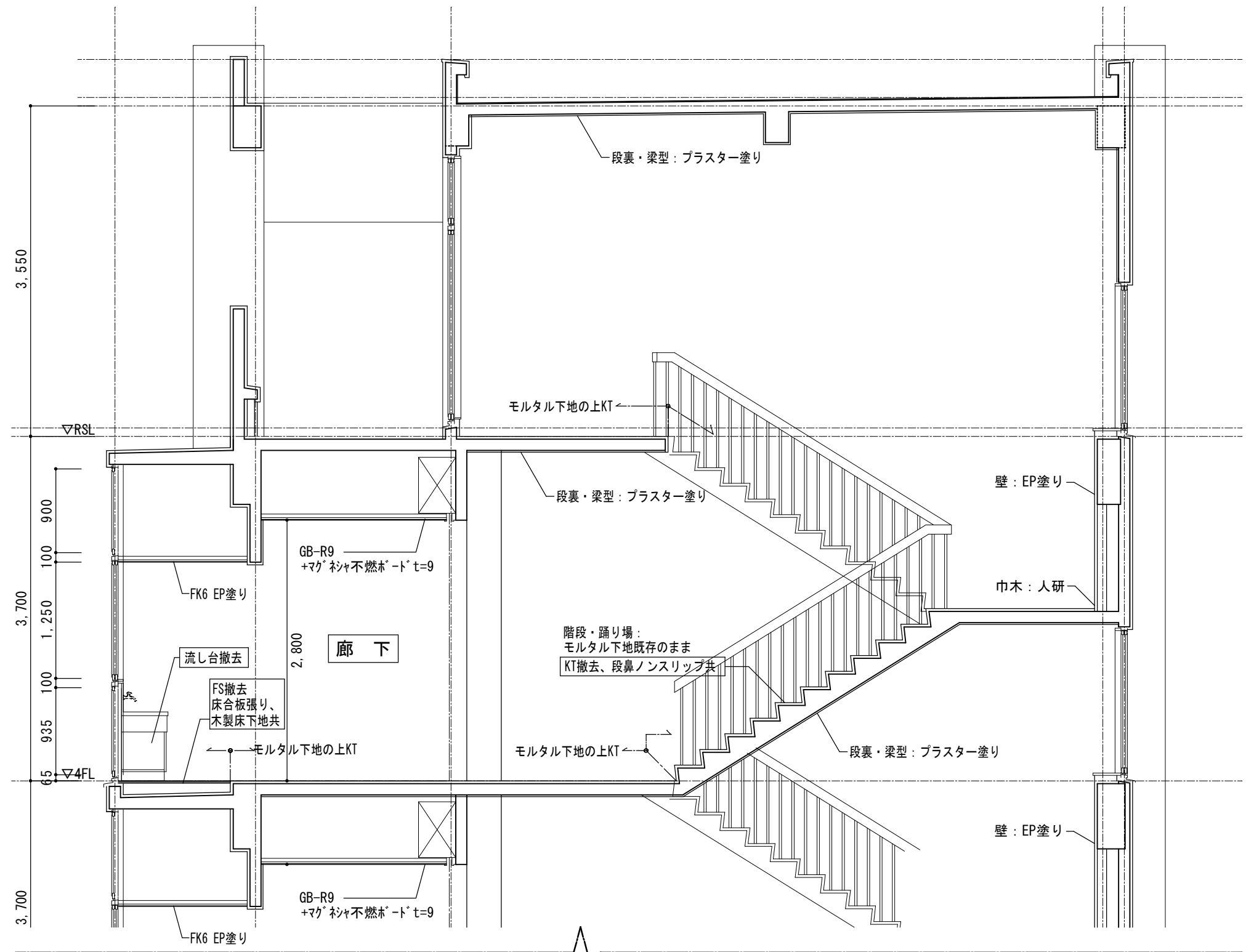


●工事名	R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築
------	----------------------------------

●図面名 改修前・後 断面詳細図 (2)

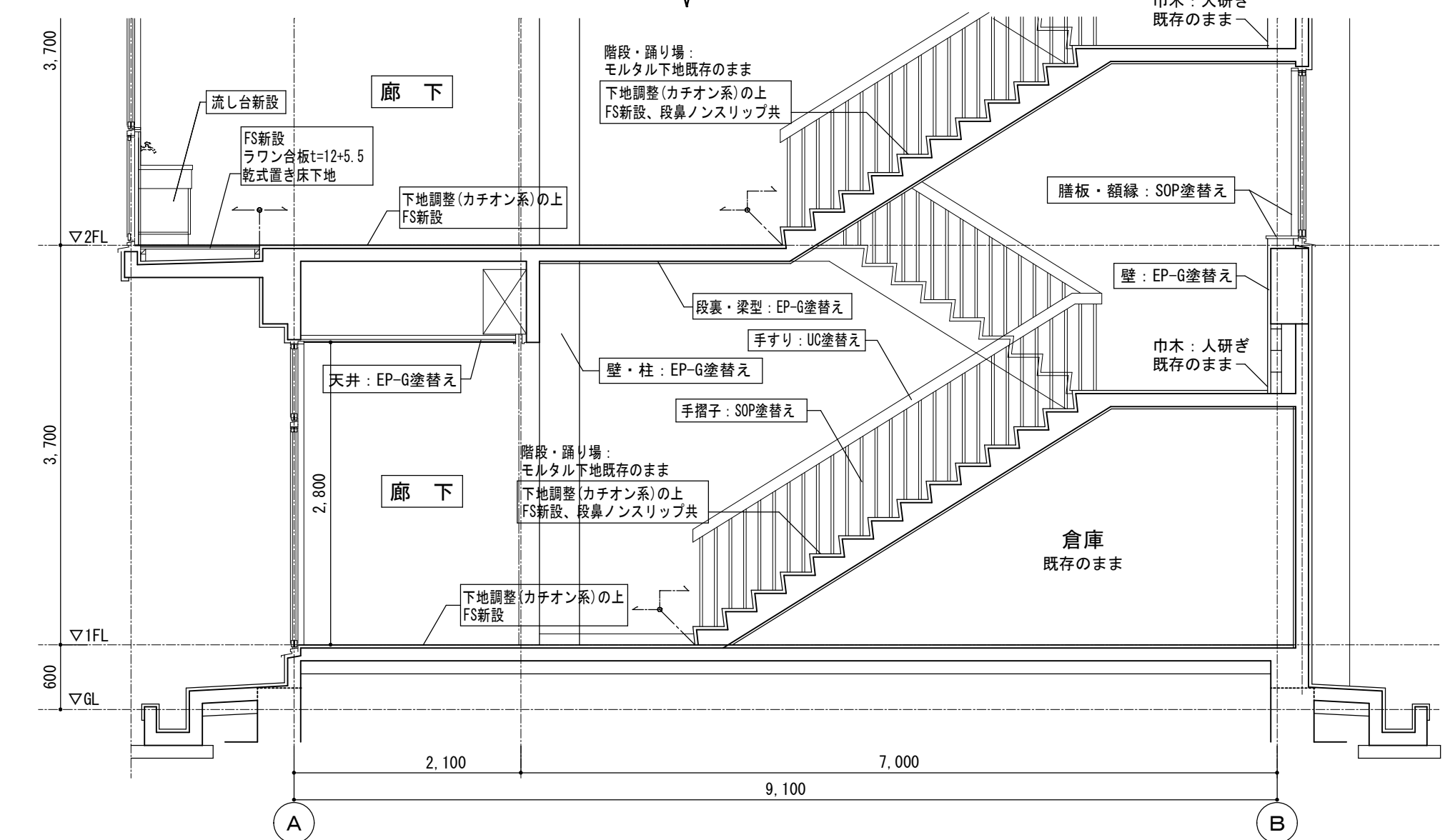
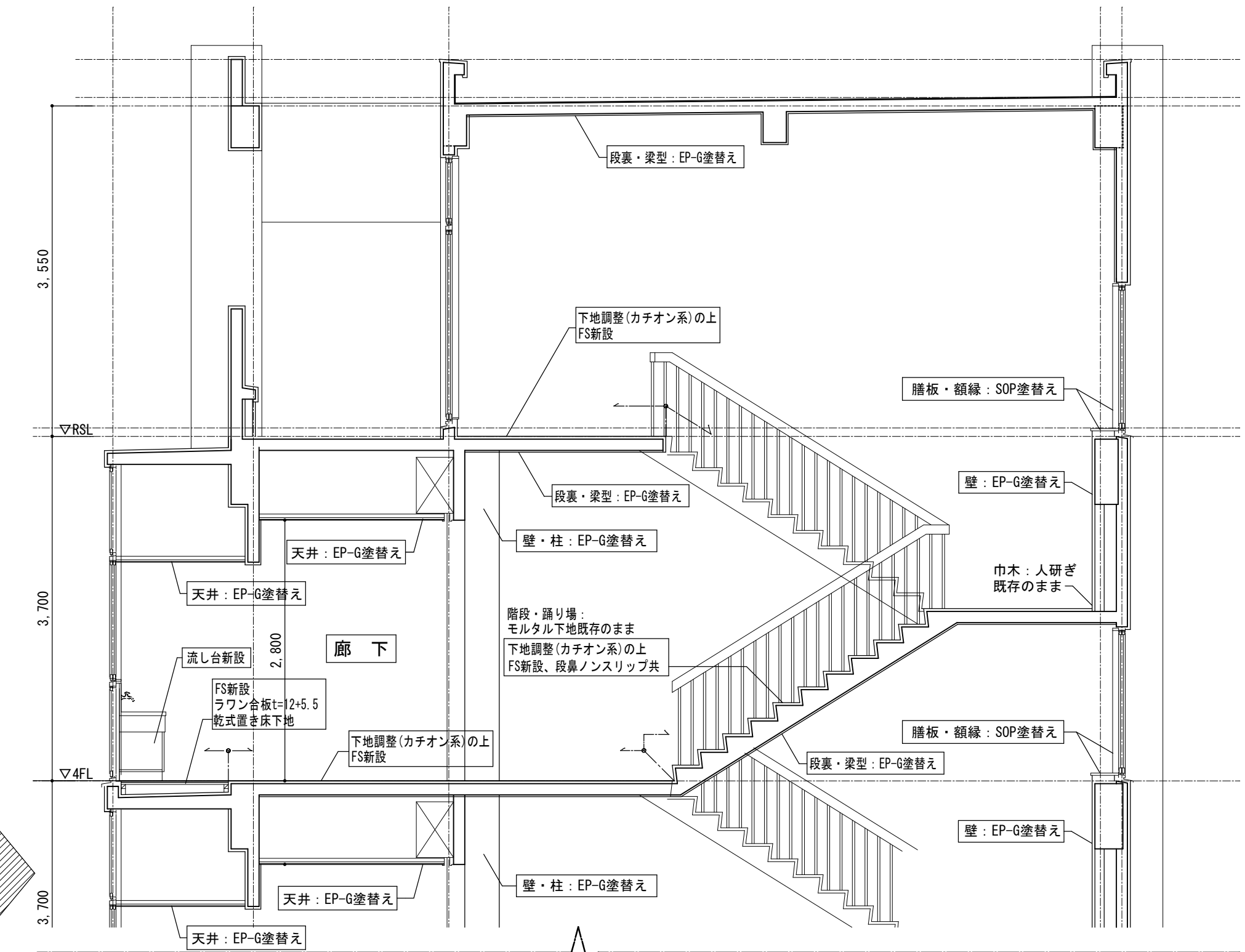
●図面番号	A-08
●縮尺	A2=1/5 A3=719


 株式 宮 建 築 設 計
 会社
 管理建築士 1級 333707号 清水 康代
 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)



特記事項
・ 表記は改修内容を示す。
・ 特記無きは既存のままとする。

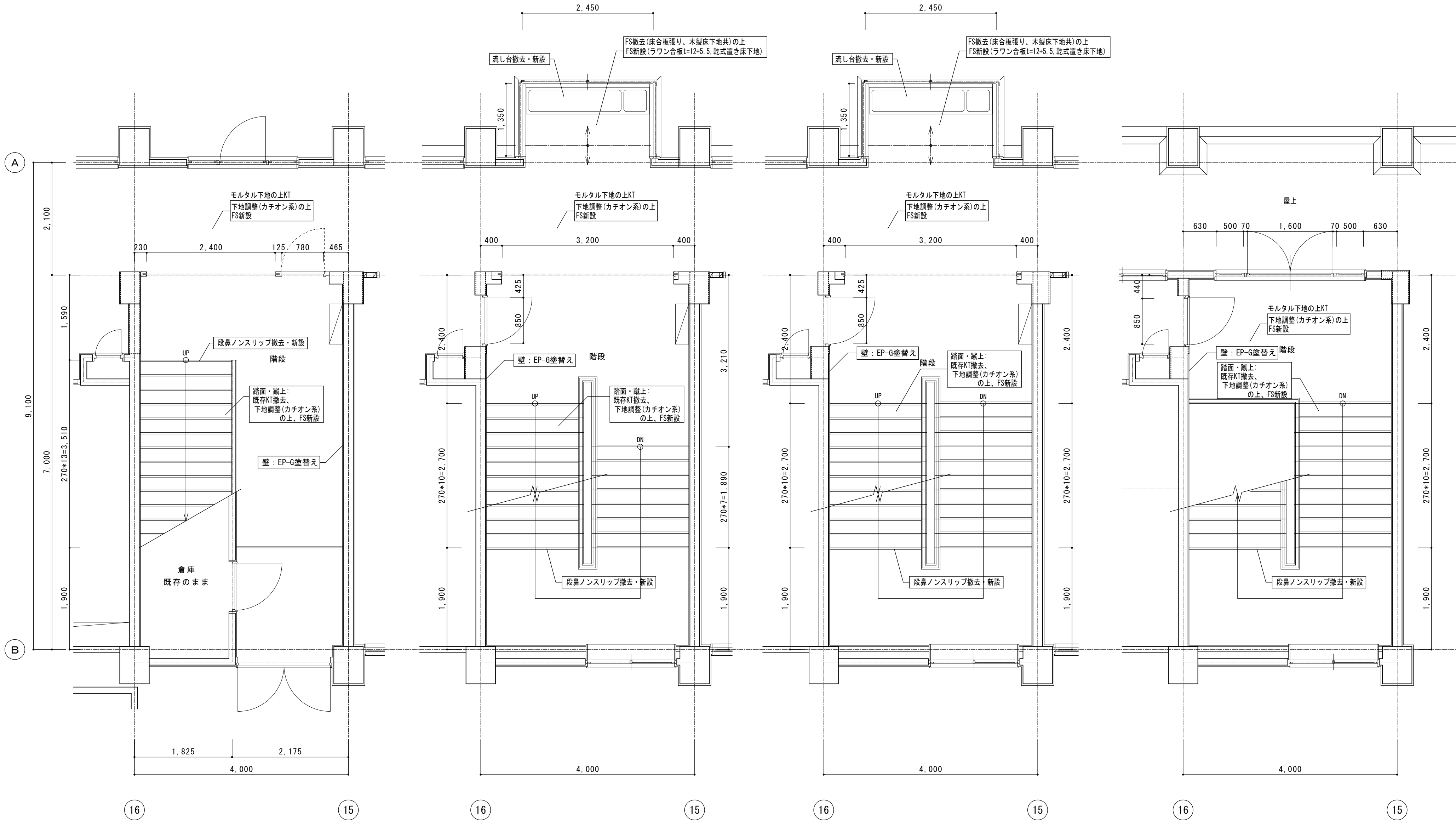
徳島県県土整備部営繕課



工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟内部改修工事建築
図面名 改修前・後 西階段 断面詳細図

図面番号 A-09
縮尺 A2=1/50
A3=71%

株式会社 宮建築設計
MIYAYAMA
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)

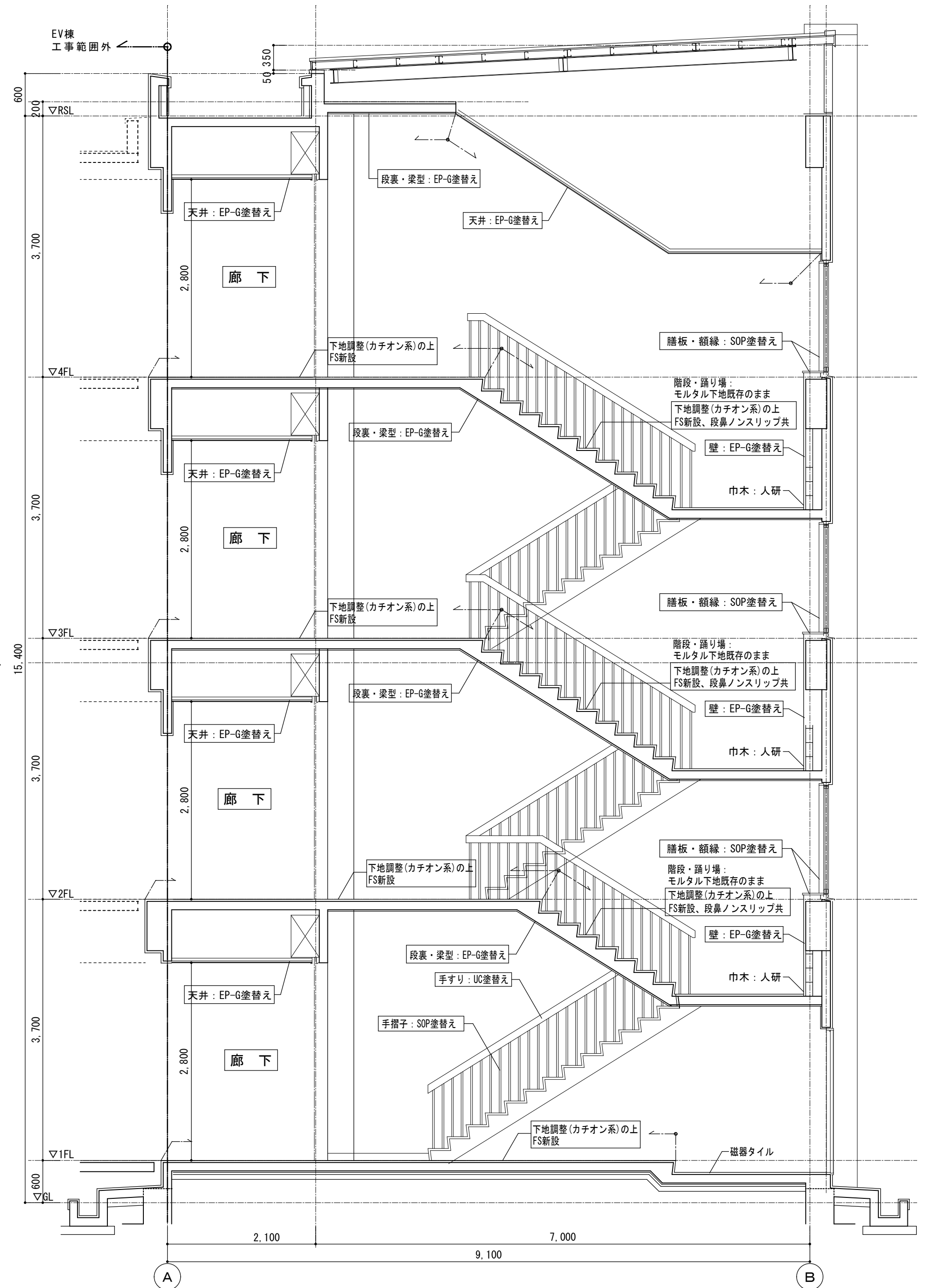
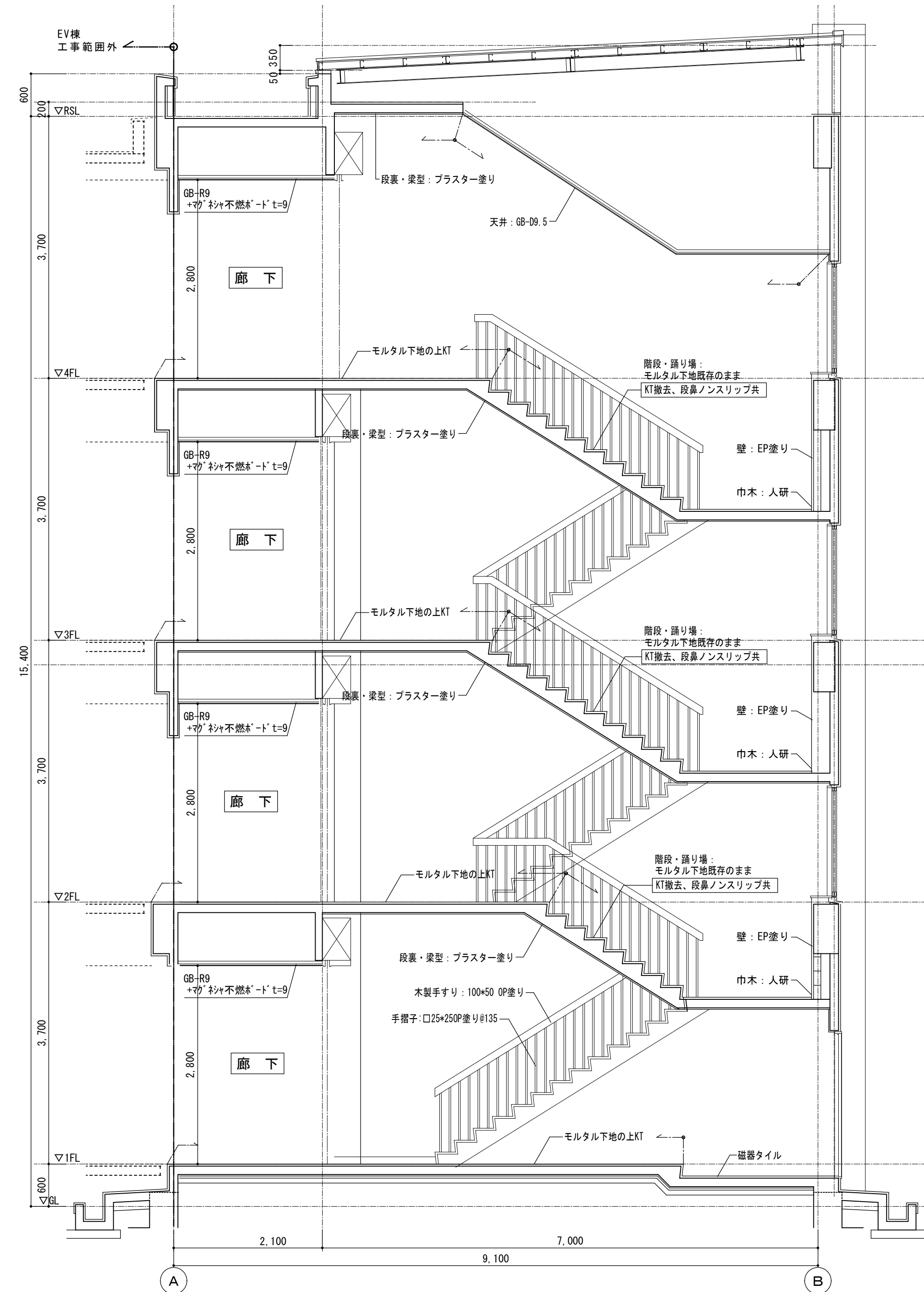


1階西階段平面詳細図 1/50

2階西階段平面詳細図 1/50

3, 4階西階段平面詳細図 1/50

PH階西階段平面詳細図 1/50



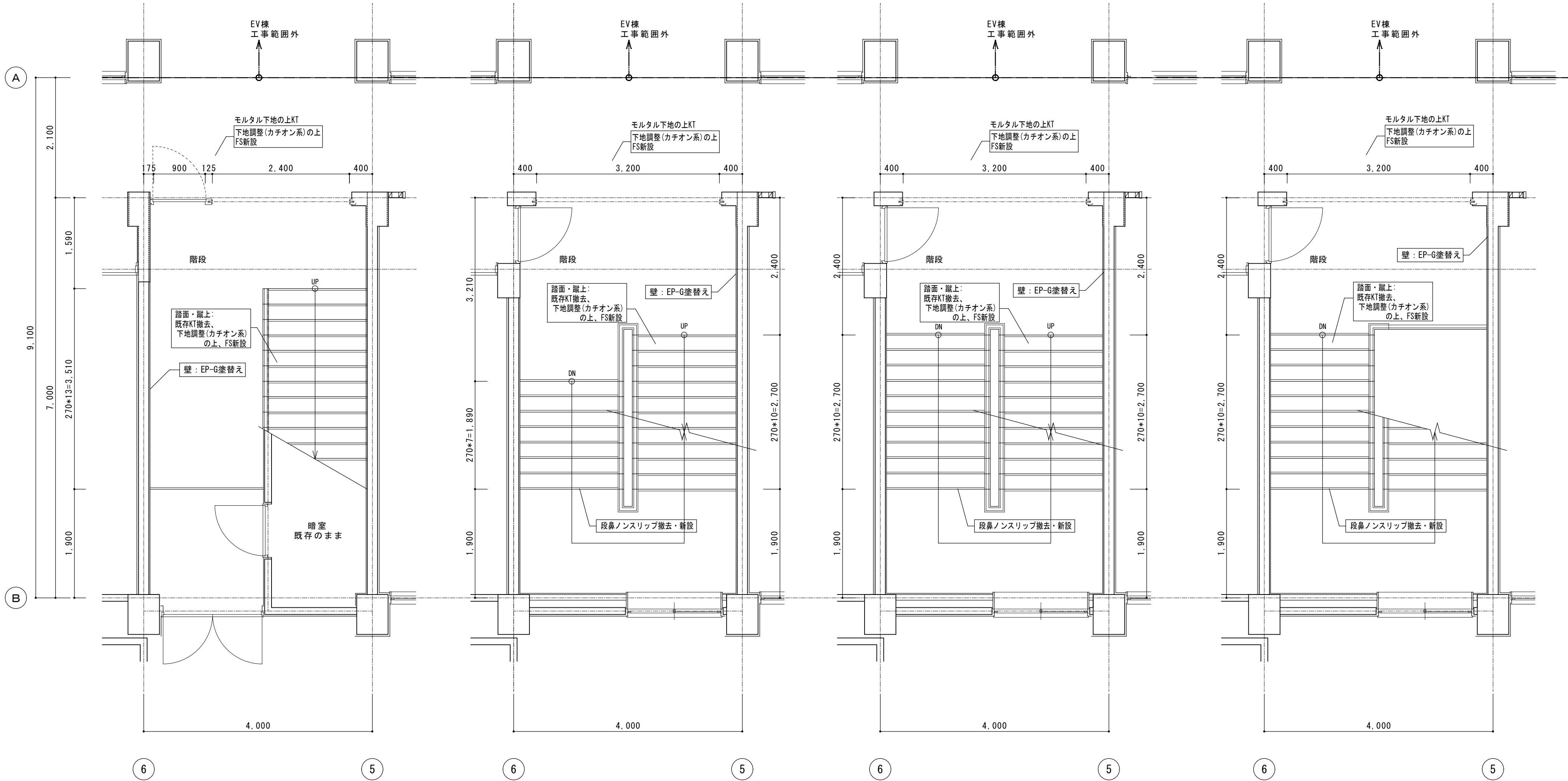
特記事項
・ 表記は改修内容を示す。
・ 特記無きは既存のままとする。

徳島県土整備部営繕課

工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟内部改修工事建築
図面名 改修前・後 東階段 断面詳細図

図面番号 A-11
縮尺 A2=1/50
A3=71%

株式会社 宮建築設計
MIYAYAMA
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)



1階東階段平面詳細図 1/50

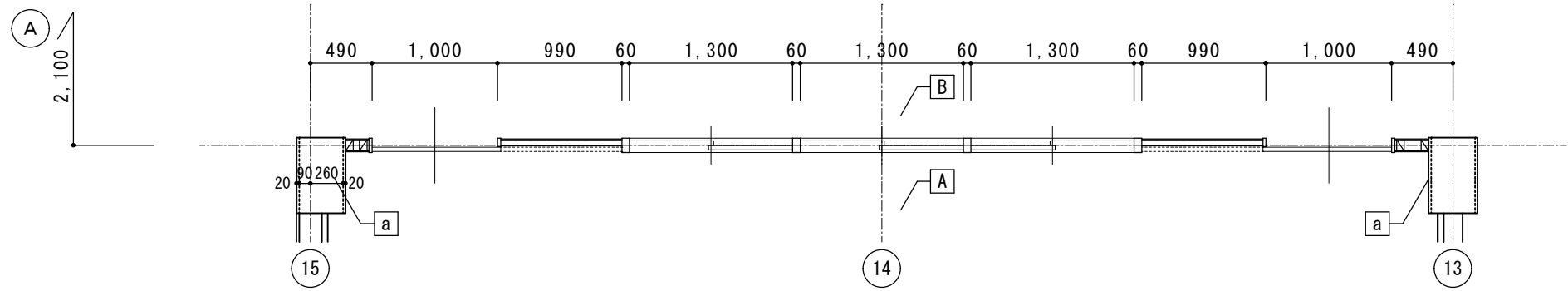
2階東階段平面詳細図 1/50

3階東階段平面詳細図 1/50

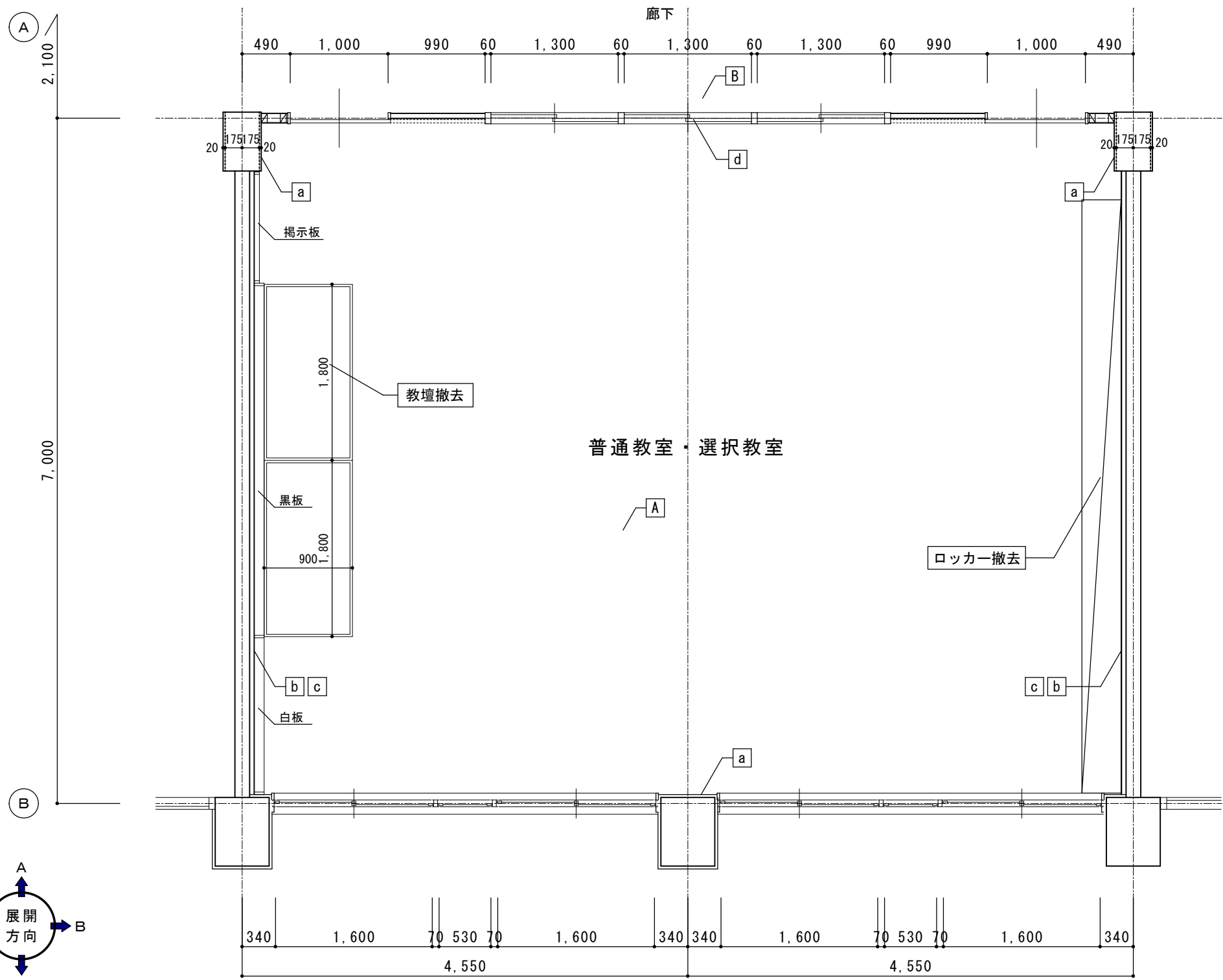
4階東階段平面詳細図 1/50

特記事項 ・ 表記は改修内容を示す。 ・ 特記無きは既存のままとする。	徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築	●図面番号 A-12	 株式会社 宮 建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)
			●図面名 改修前・後 東階段 平面詳細図	●縮尺 A2=1/50 A3=71%	

改修前



改修前 各階 13～15通 普通教室・選択教室平面詳細図 1/50



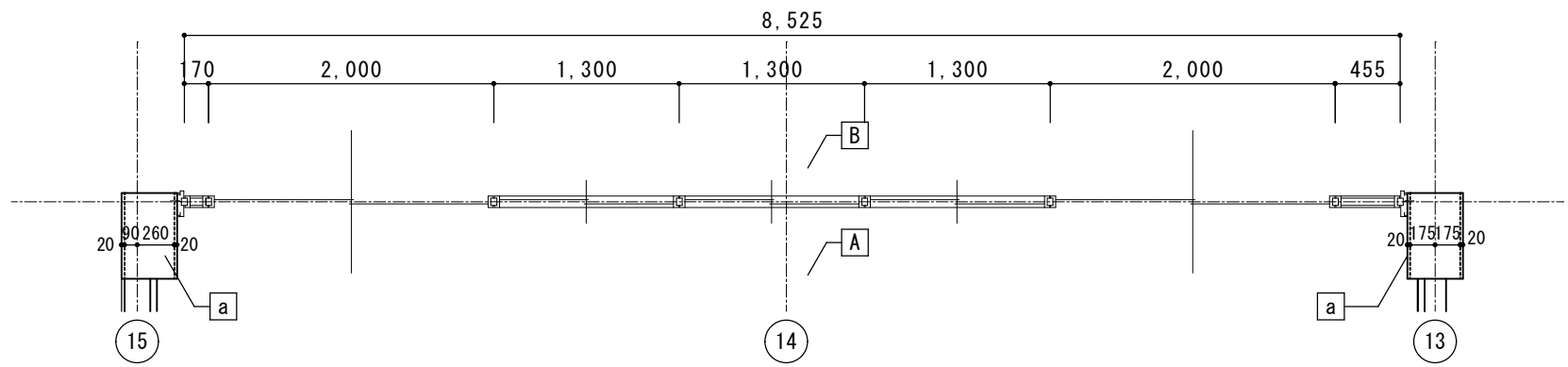
改修前 普通教室・選択教室平面詳細図 1/50

※7～13通り 共通

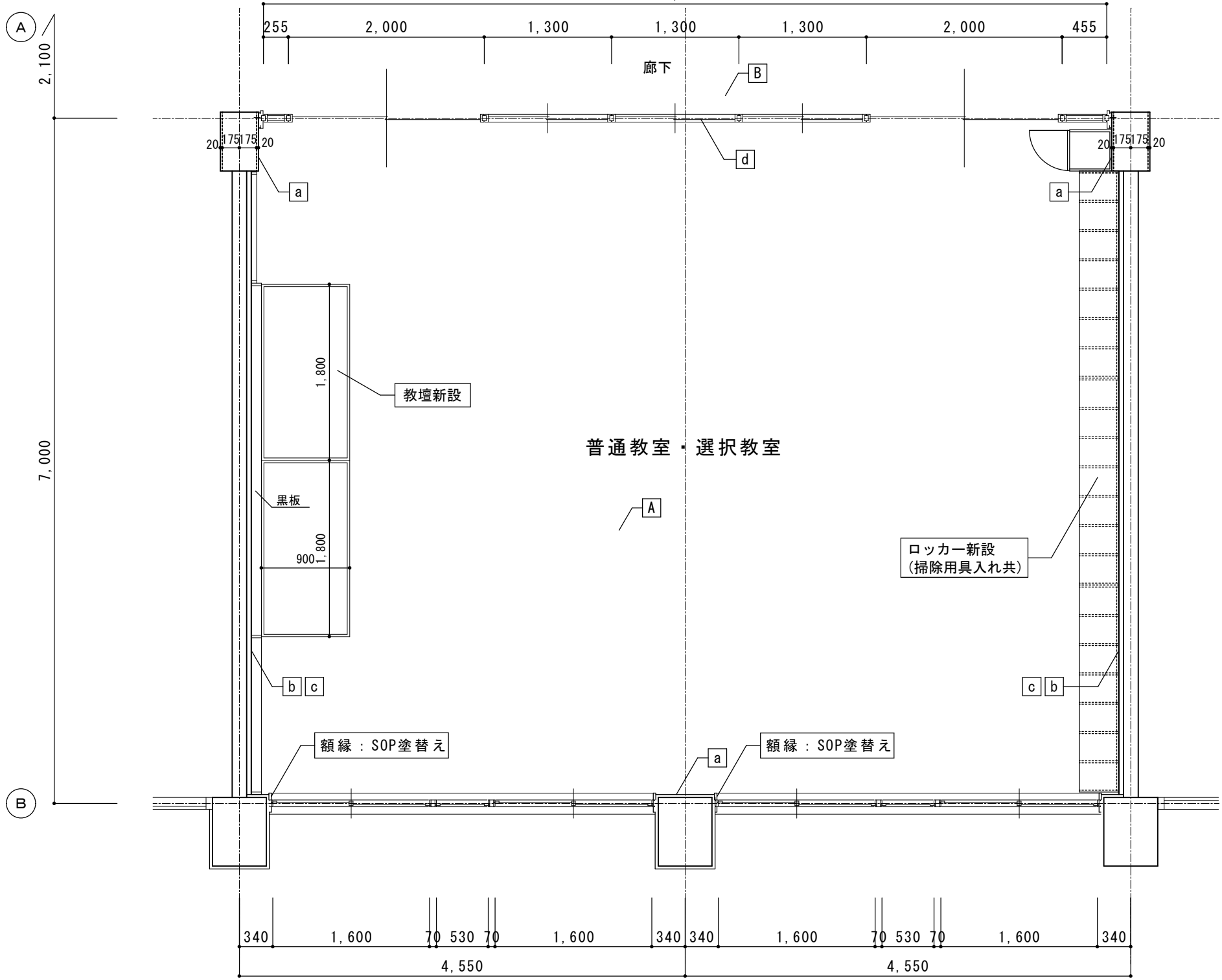
符号	改修前床仕上げ	符号	改修前床仕上げ
A	フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共	E	木製床組の上 TC 既存のまま
B	モルタルの上 KT	F	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま
C	カーベット敷き撤去 フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共	G	木製床組の上 TC 撤去(床組共)
D	カーベット敷き撤去 フローリングブロックt=15	H	敷モルタルの上 フローリングブロックt=15 既存のまま

符号	改修前壁仕上げ	符号	改修前壁仕上げ
a	M金コテ+EP	e	プリント合板 既存のまま
b	ベニヤt5.5+OP	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
c	プラスター塗り	g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
d	既存木軸間仕切り壁撤去		

改修後



改修後 各階 13～15通 普通教室・選択教室平面詳細図 1/50



改修後 普通教室・選択教室平面詳細図 1/50

※7～13通り 共通

符号	改修後床仕上げ	符号	改修後床仕上げ
A	モルタル塗りの上 FS新設	E	木製床組の上 TC 既存のまま
B	下地調整(カチオン系)の上、FS新設	F	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま
C	モルタル塗りの上 FS新設	G	乾式置き床+ラウンベニヤt12+5.5の上 FS新設
D	既存フローリングブロック面サンダー掛け の上 UC塗り	H	敷モルタルの上 フローリングブロックt=15 既存のまま

符号	改修後壁仕上げ	符号	改修後壁仕上げ
a	既存モルタル面 EP-G塗替え	e	プリント合板 既存のまま
b	既存ベニヤ面 EP-G塗替え	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
c	既存プラスター面 EP-G塗替え	g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
d	鋼製学校間仕切り新設		

特記事項
・ 表記は改修内容を示す。
・ 特記無きは既存のままとする。

徳島県土整備部営繕課

●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟内部改修工事建築

●図面名 改修前・後 普通教室・選択教室 平面詳細図

●図面番号 A-13

●縮尺 A2=1/200
A3=71%

株式会社 宮 建築設計
MIY A 会社
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)

改修前

Architectural drawings of the classroom before renovation. The floor plan shows a rectangular room with dimensions 9,100 (width) and 3,000 (depth). The wall elevation shows a blackboard (3600*1200) and two display boards (1135*1200 and 1625*1200). The window details show a grid of windows with dimensions 900, 100, and 1,000. The drawings are labeled with 'a' through 'd'.

符号	改修前壁仕上げ	符号	改修前壁仕上げ
a	M金コテ+EP	e	プリント合板 既存のまま
b	ベニヤt5.5+OP	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
c	プラスター塗り	g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
d	既存木軸間仕切り壁撤去(木製建具共)		

改修後

Architectural drawings of the classroom after renovation. The floor plan shows the same room with dimensions 9,100 (width) and 3,000 (depth). The wall elevation shows the blackboard and display boards, with a new display board (1135*1200) added. The window details show the same grid of windows with dimensions 900, 100, and 1,000. The drawings are labeled with 'a' through 'd'.

符号	改修後壁仕上げ	符号	改修後壁仕上げ
a	既存モルタル面 EP-G塗替え	e	プリント合板 既存のまま
b	既存ベニヤ面 EP-G塗替え	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
c	既存プラスター面 EP-G塗替え	g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
d	LGS100下地 GB-F12.5+12.5 EP-G塗り + 鋼製学校間仕切り新設		

特記事項

・ 表記は改修内容を示す。

・ 特記無きは既存のままとする。

徳島県土整備部営繕課

●工事名

R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築

●図面名

改修前・後 普通教室・選択教室 展開図

●図面番号

A-14

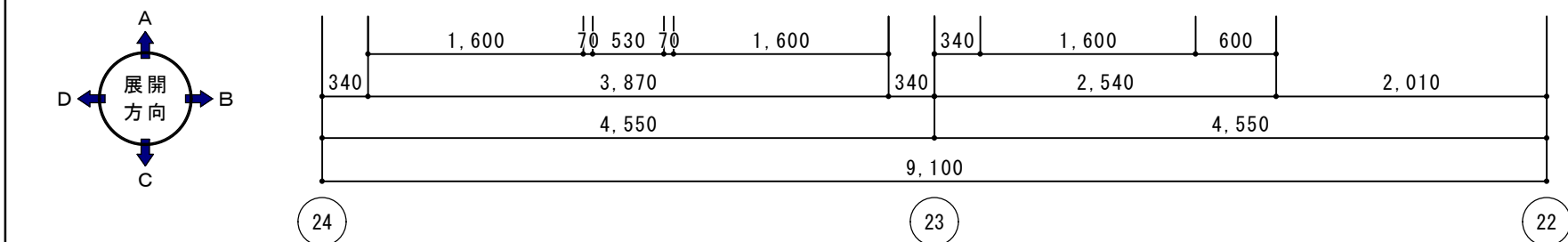
●縮尺

A2=1/200
A3=71%

株式会社 宮 建築設計

管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

改修前



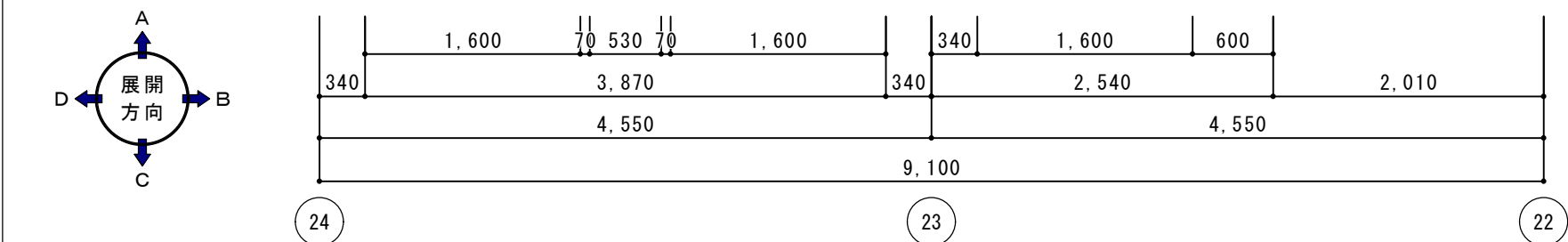
符号	改修前床仕上げ	符号	改修前床仕上げ	符号	改修前壁仕上げ	符号	改修前壁仕上げ
[A]	フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共	[E]	木製床組の上 TC 既存のまま	[a]	M金コテ+EP	[e]	プリント合板 既存のまま
[B]	モルタルの上 KT	[F]	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま	[b]	ベニヤt5.5+OP	[f]	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
[C]	カーペット敷き撤去 フローリングブロックt15撤去 敷モルタル共	[G]	木製床組の上 TC 撤去(床組共)	[c]	プラスター塗り	[g]	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
[D]	カーペット敷き撤去 フローリングブロックt=15	[H]	敷モルタルの上 フローリングブロックt=15 既存のまま	[d]	既存木軸間仕切り壁撤去		

特記事項

- ・ 表記は改修内容を示す。
- ・ 特記無きは既存のままとする。

徳島県県土整備部営繕課

改修後



符号	改修後床仕上げ	符号	改修後床仕上げ	符号	改修後壁仕上げ	符号	改修後壁仕上げ
[A]	モルタル塗りの上 FS新設	[E]	木製床組の上 TC 既存のまま	[a]	既存モルタル面 EP-G塗替え	[e]	プリント合板 既存のまま
[B]	下地調整 (カチオン系) の上、FS新設	[F]	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま	[b]	既存ベニヤ面 EP-G塗替え	[f]	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
[C]	モルタル塗りの上 FS新設	[G]	乾式置き床+ラワンベニヤ12+5.5の上 FS新設	[c]	既存プラスター面 EP-G塗替え	[g]	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
[D]	既存フローリングブロック面サnder掛けの上 UC塗り	[H]	敷モルタルの上 フローリングブロックt15 既存のまま	[d]	鋼製学校間仕切り新設		

●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟内部改修工事建築

●図面名 改修前・後 1階事務室 平面詳細図

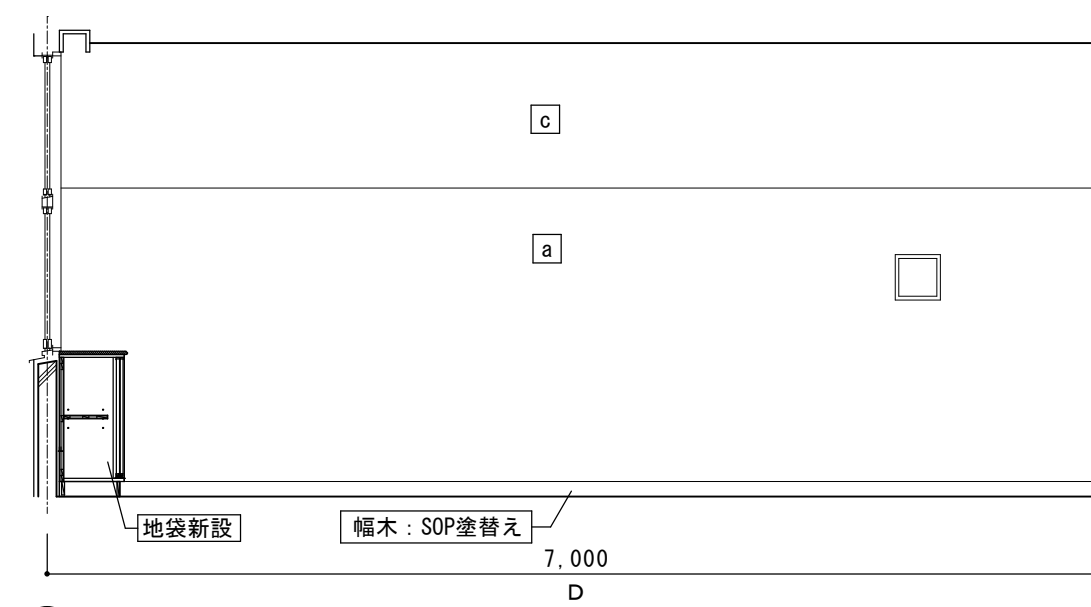
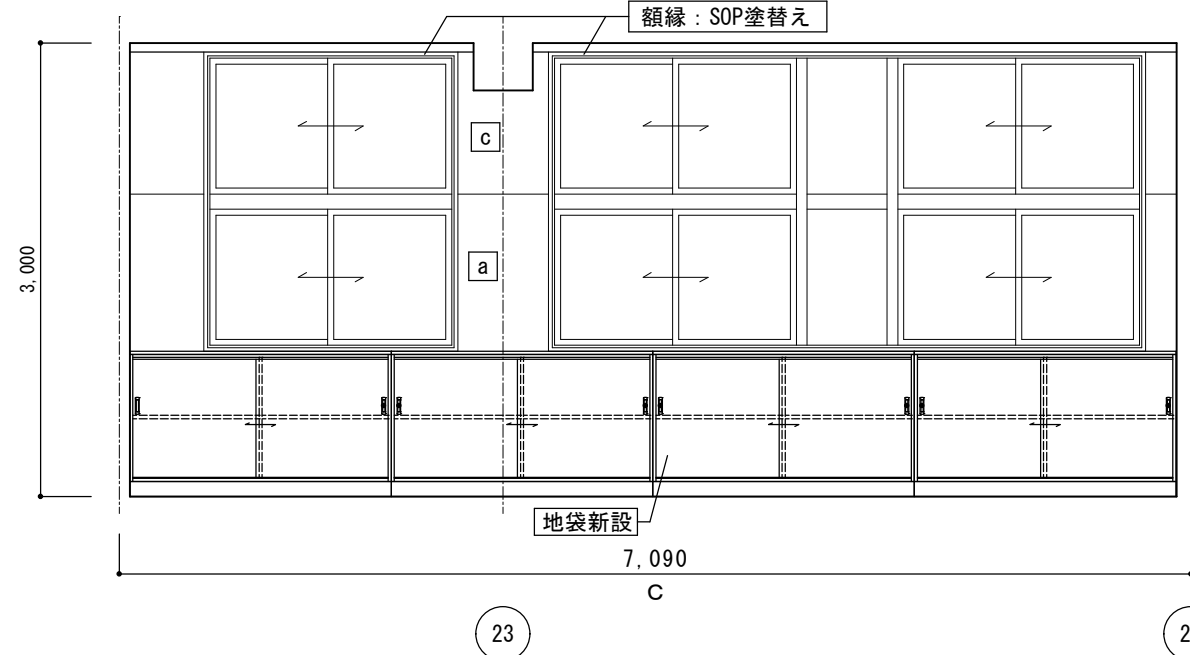
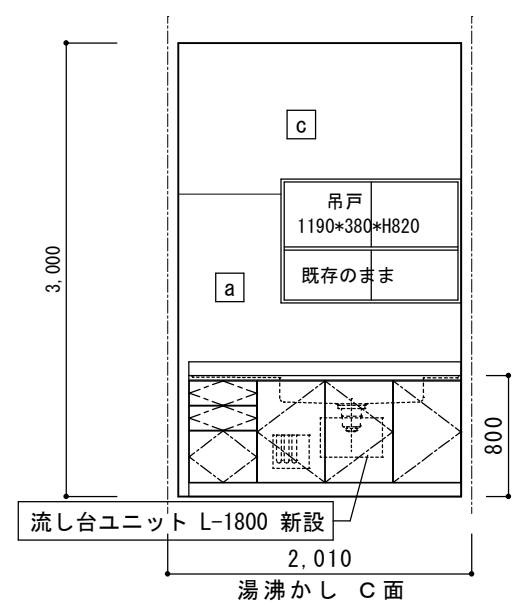
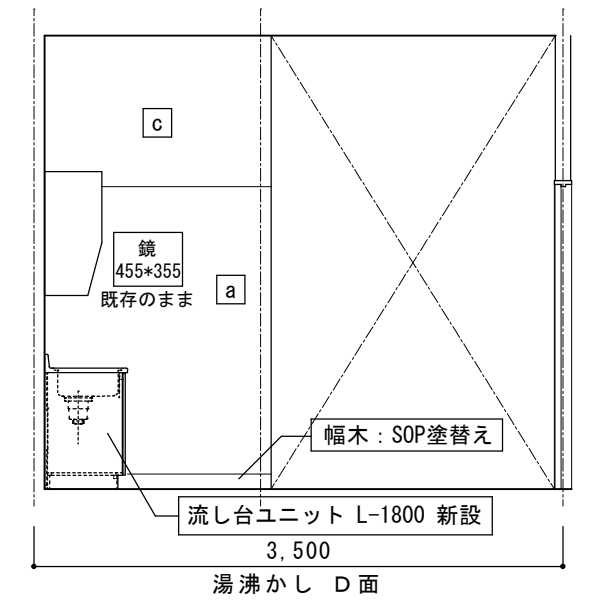
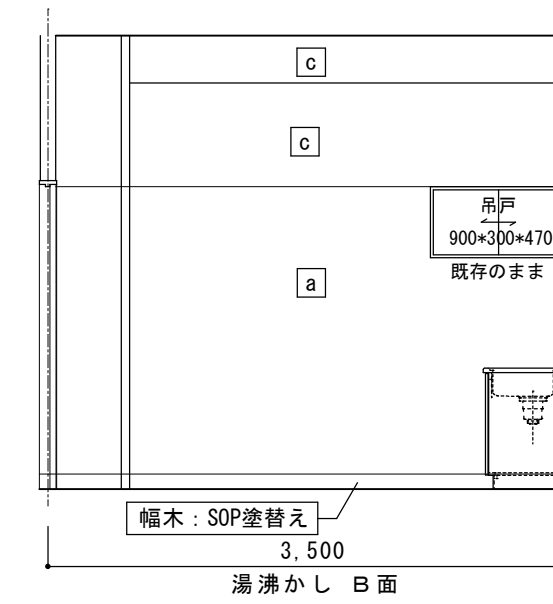
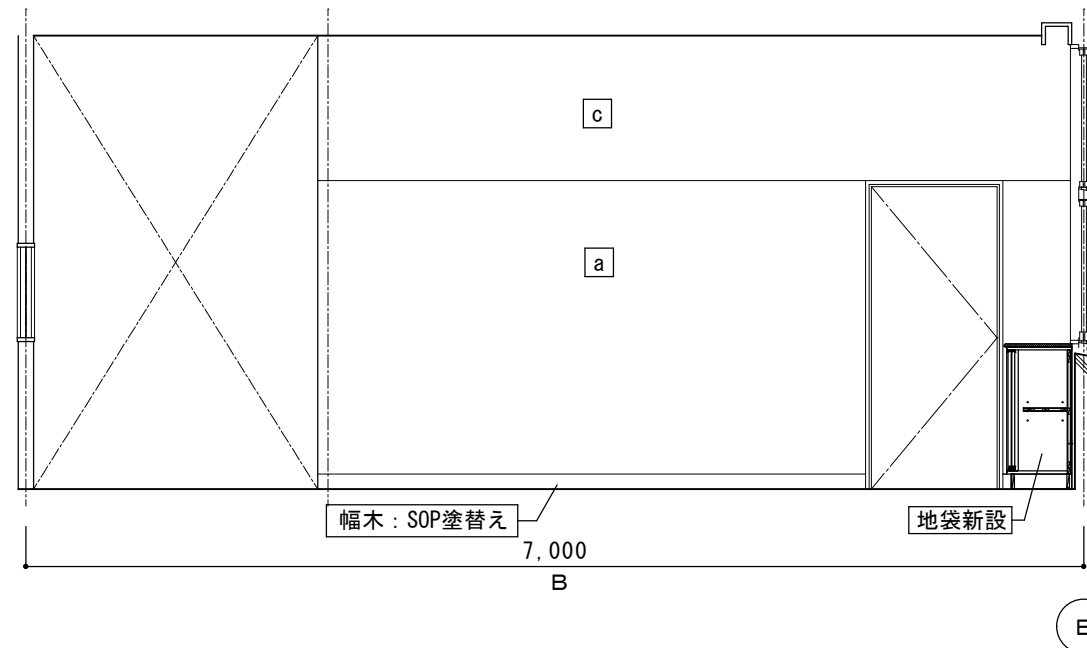
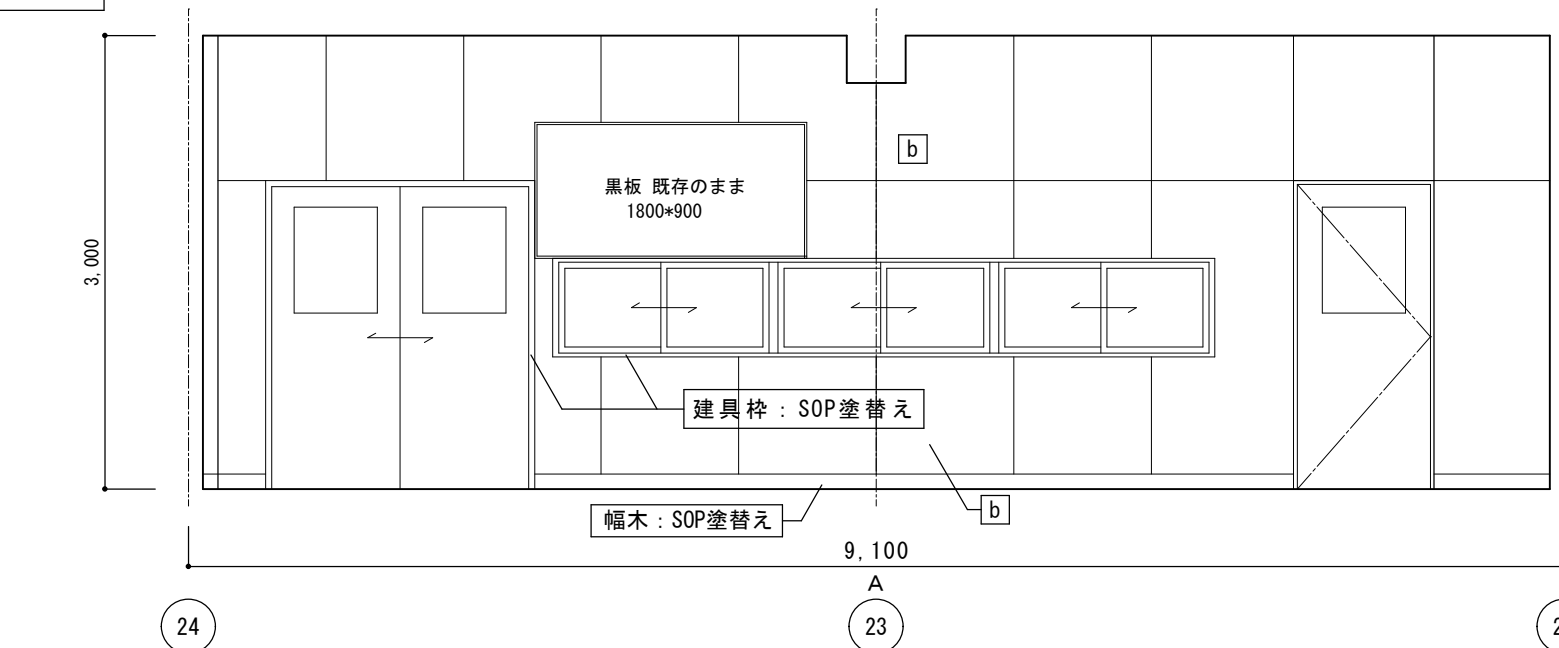
●図面番号 A-15

●縮尺 A2=1/200
A3=71%

 株式会社 宮 建築設計
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

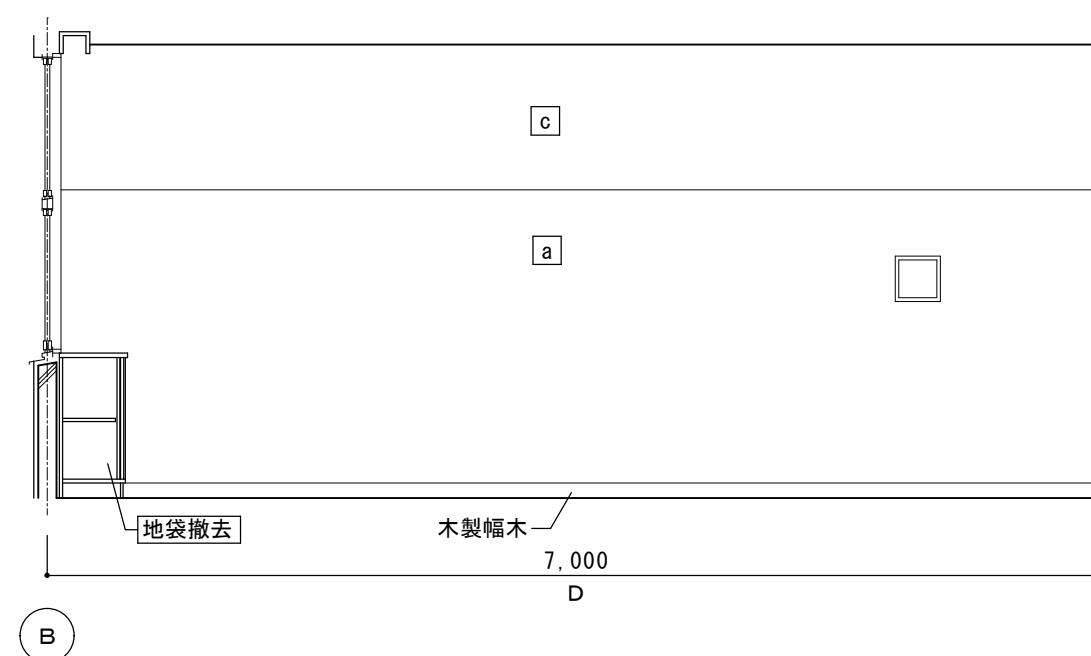
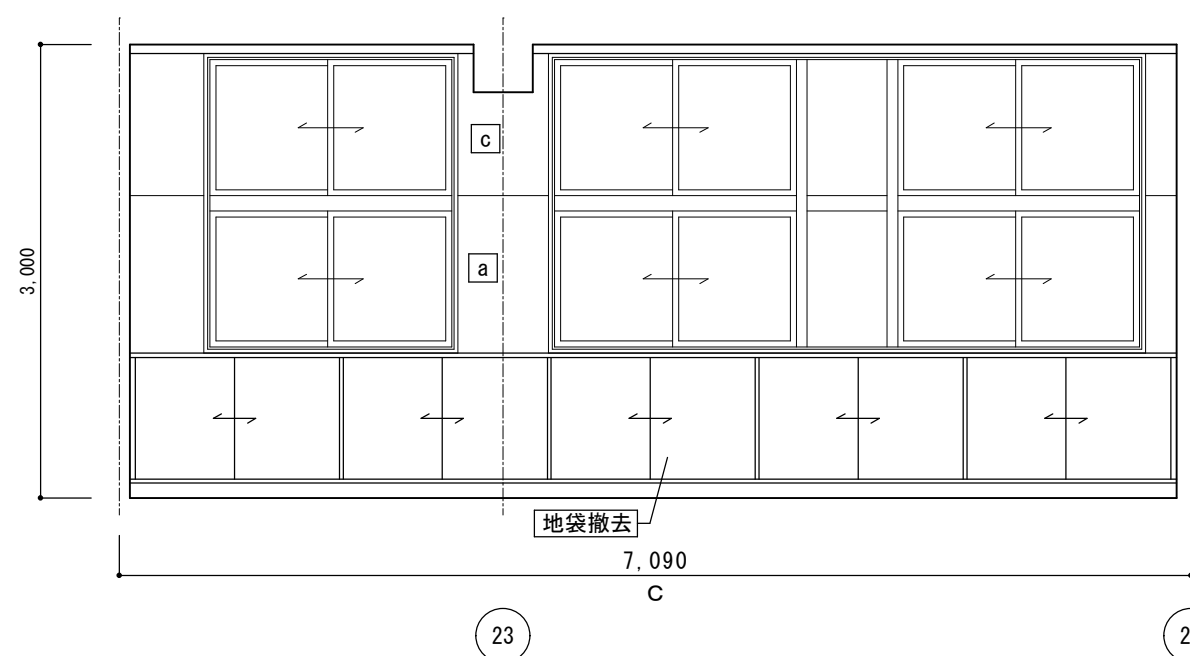
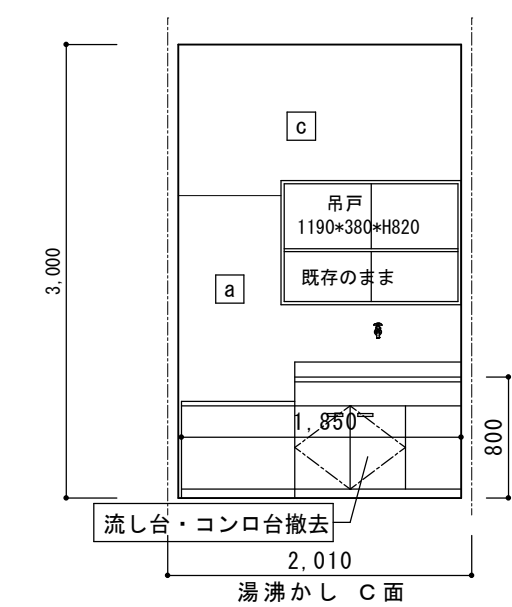
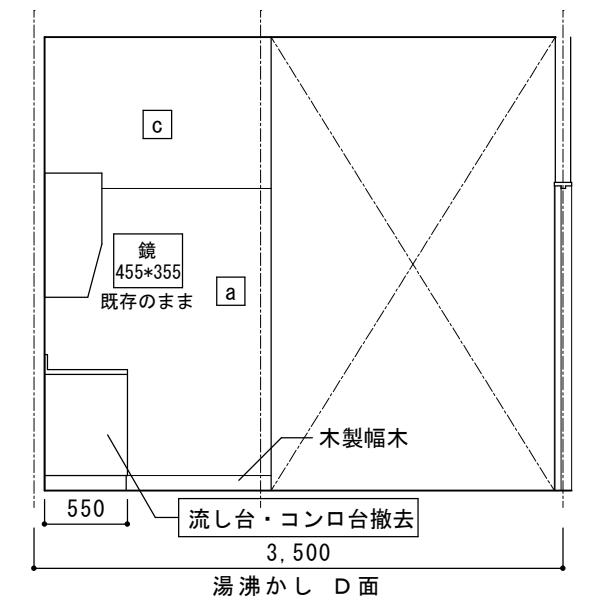
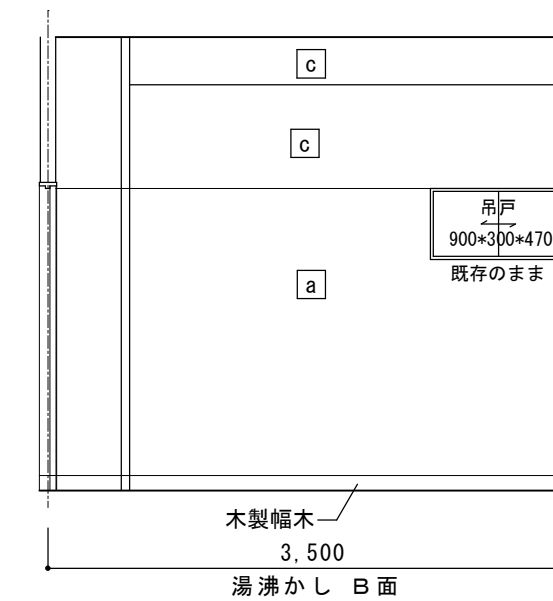
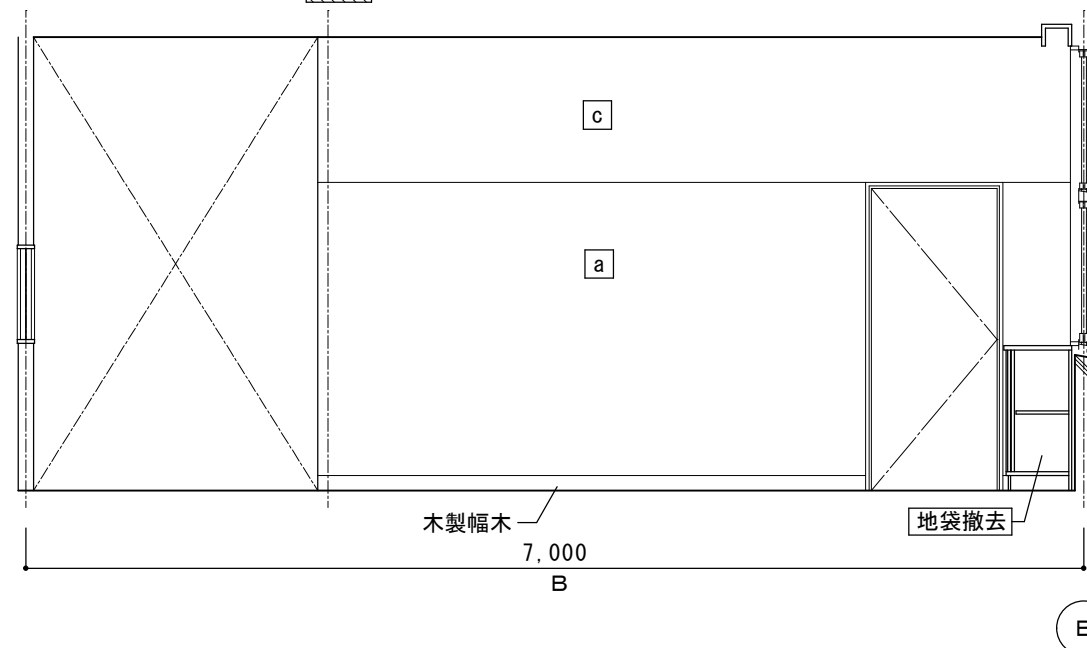
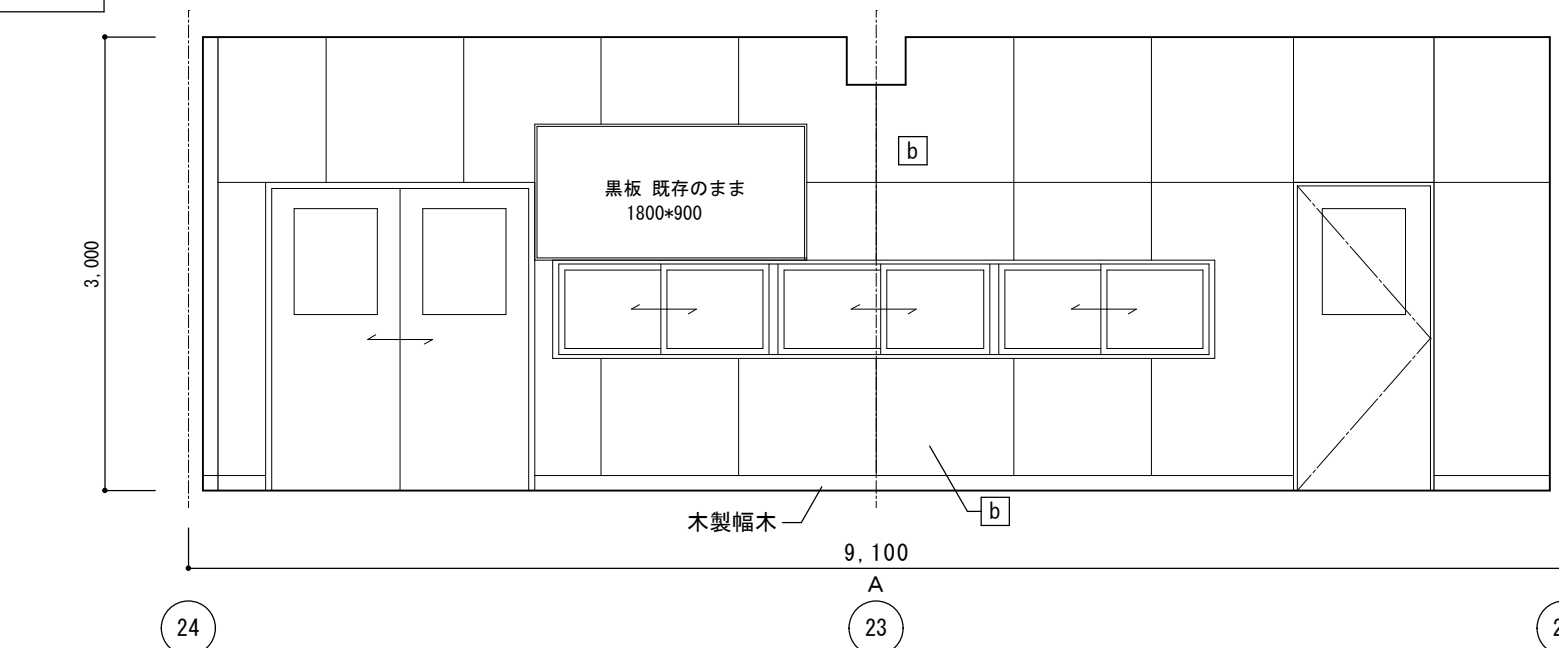
 株式会社 宮 建築設計
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

改修後



符号	改修後壁仕上げ	符号	改修後壁仕上げ
[a]	既存モルタル面 EP-G塗替え	[e]	プリント合板 既存のまま
[b]	既存ベニヤ面 EP-G塗替え	[f]	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
[c]	既存プラスター面 EP-G塗替え	[g]	有孔ベニヤt5.5+0P 既存のまま
[d]	LGS100下地 GB-F12.5+12.5 EP-G新設 + 鋼製学校間仕切り新設		

改修前



符号	改修前壁仕上げ	符号	改修前壁仕上げ
a	M金コテ+EP	e	プリント合板 既存のまま
b	ベニヤt5.5+OP	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
c	ブラスター塗り	g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
d	既存木軸間仕切り壁撤去(木製建具共)		

特記事項

- ・ 表記は改修内容を示す。
- ・ 特記無きは既存のままとする。

徳島県県土整備部営繕課

●工事名	R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築
------	----------------------------------

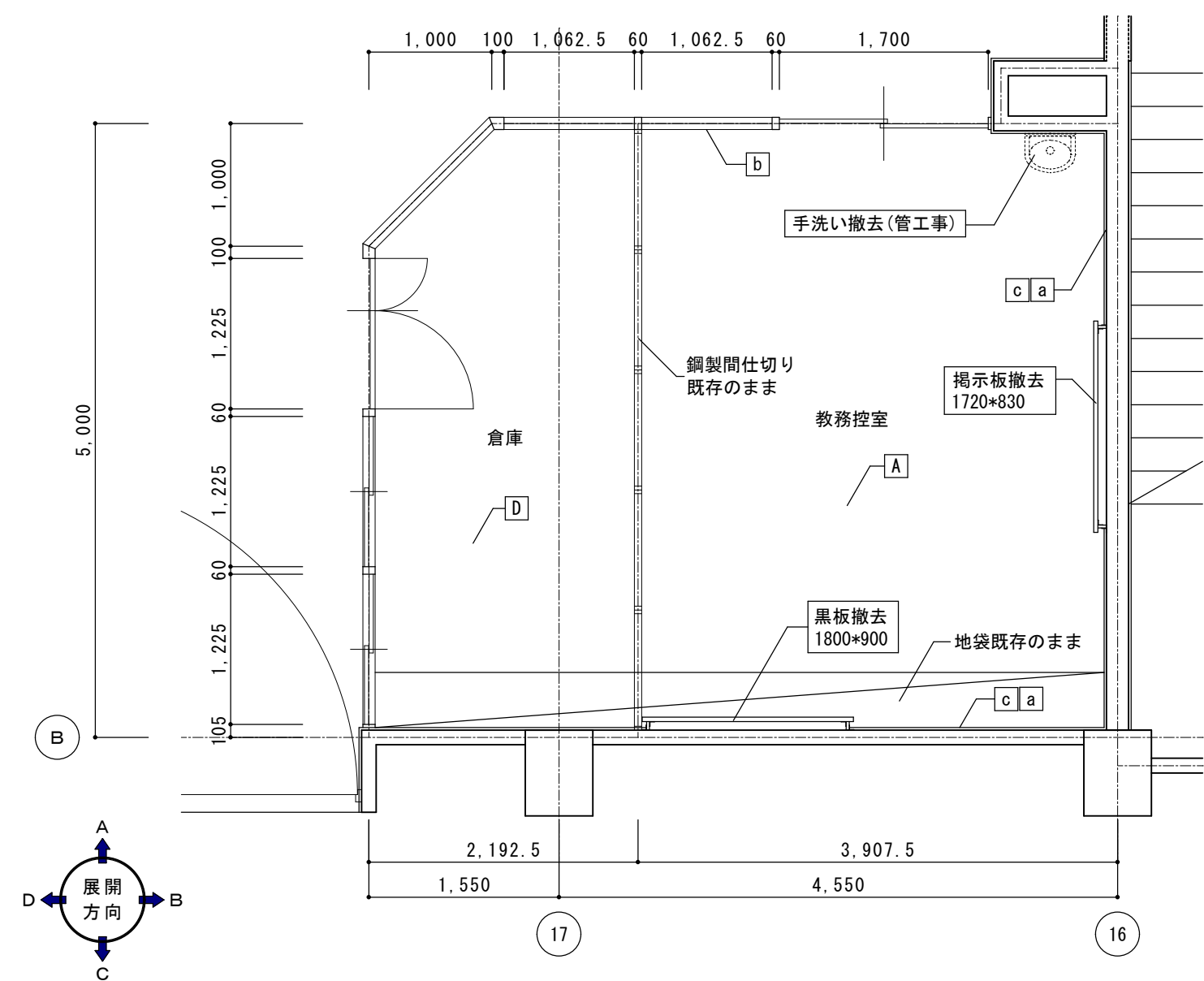
●図面名 改修前・後 1 階事務室 展開図

●図面番号	A-16
-------	------

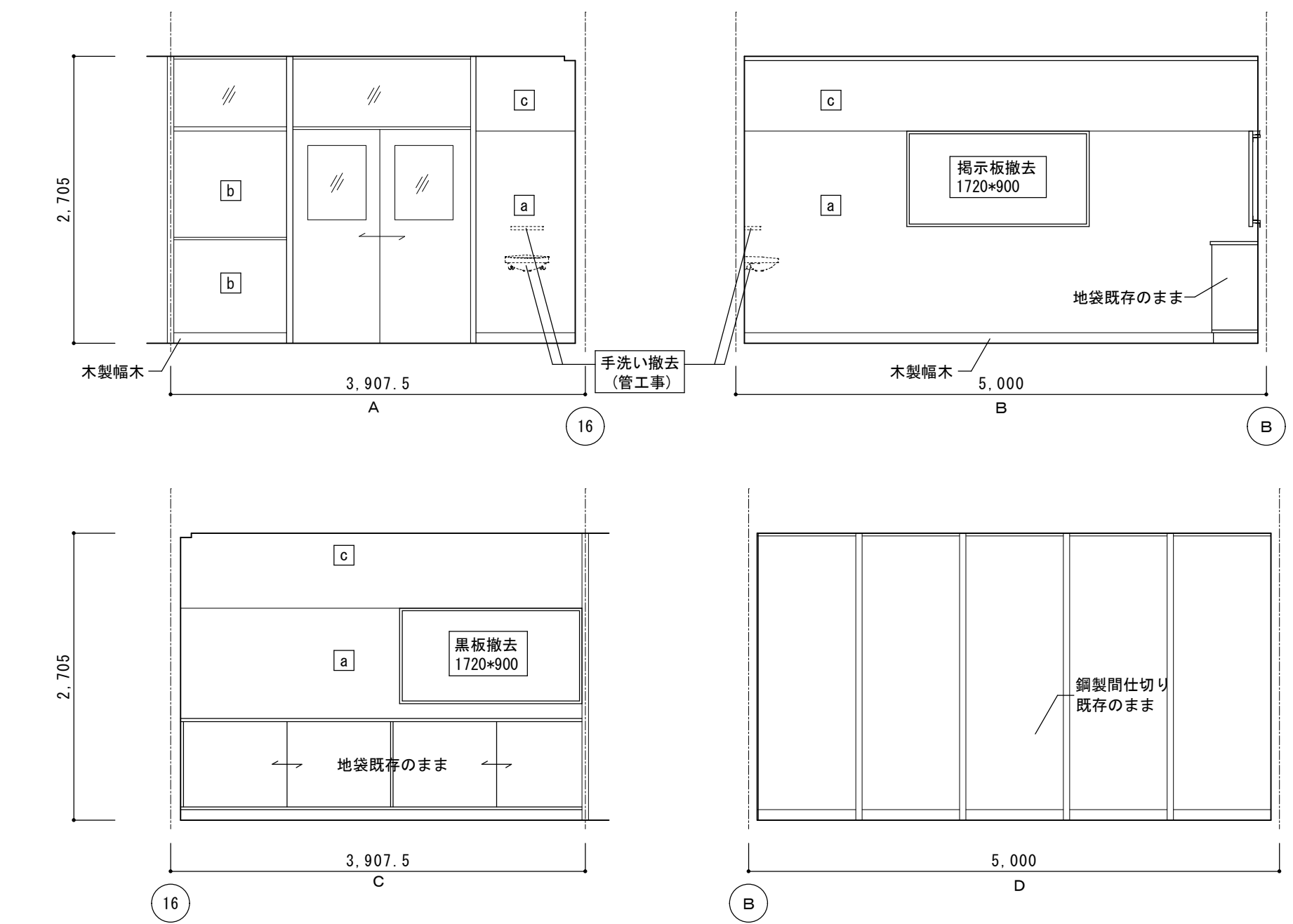
●縮尺	A2=1/200 A3=71%
-----	--------------------


 株式
会社
 宮 建 築 設 計
 管理建築士 1級333707号 清水 康代
 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

改修前



改修前 1階教務控室 平面詳細図 1/50

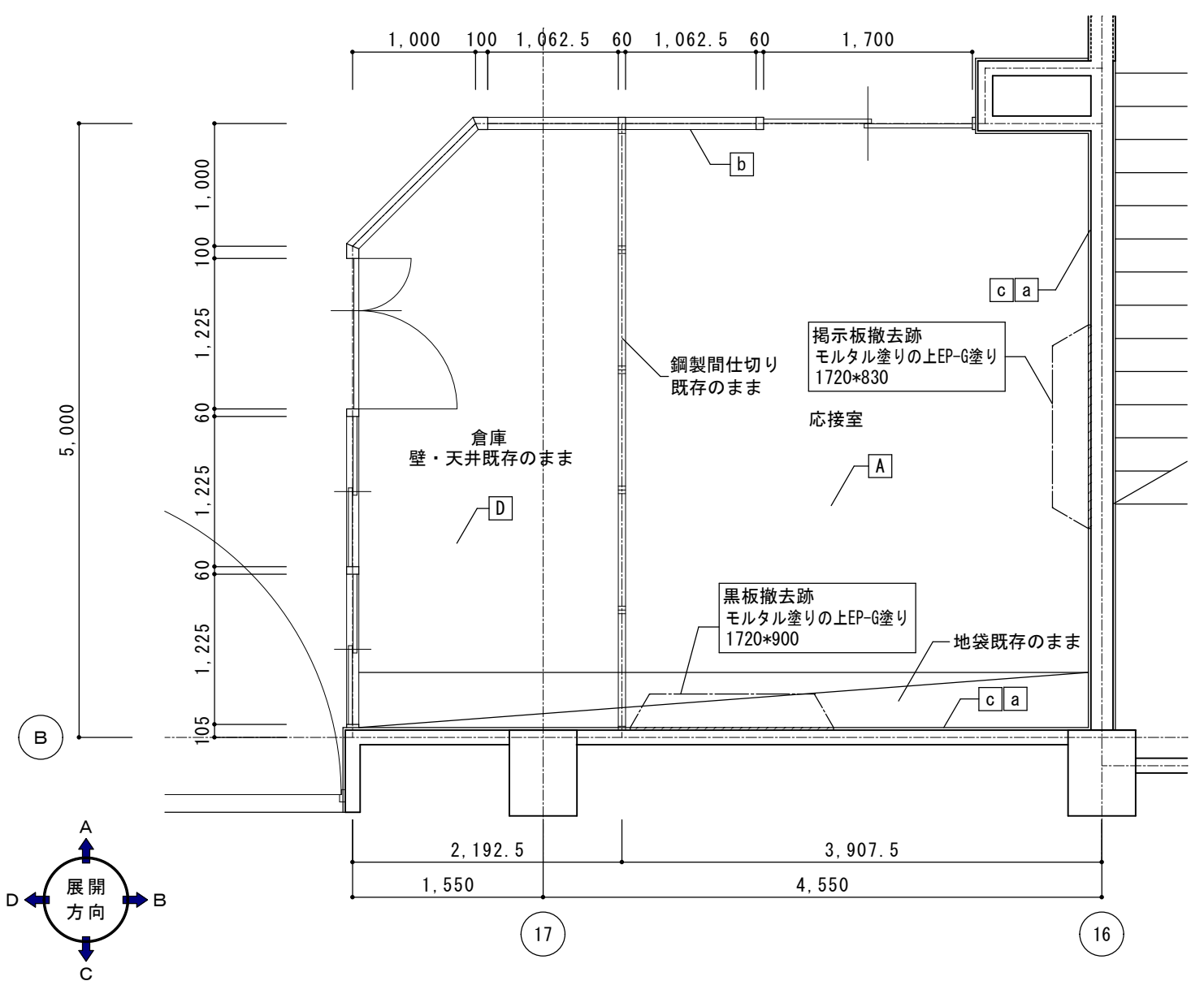


改修前 1階教務控室 展開図 1/50

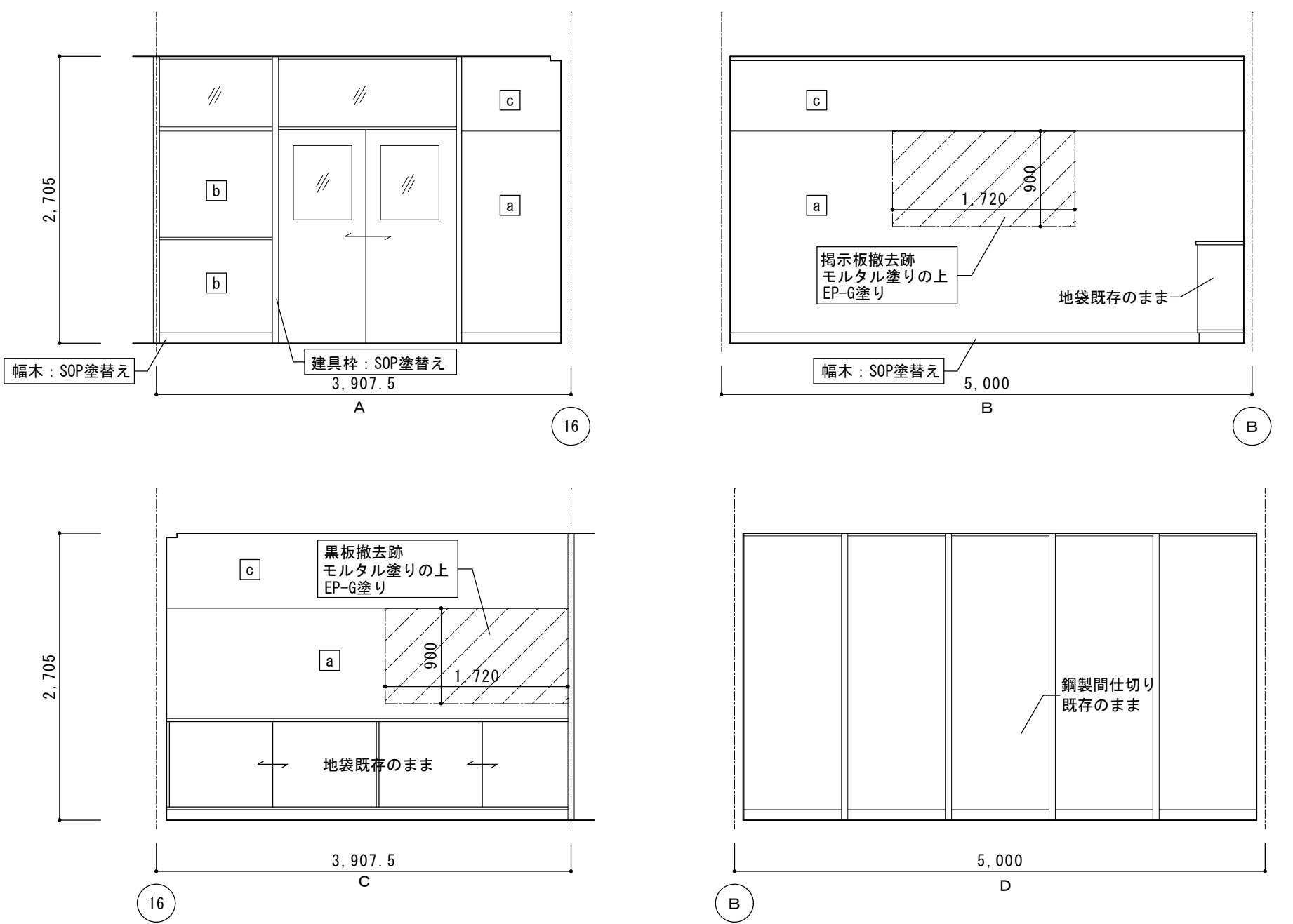
符号	改修前床仕上げ
A	フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共
B	モルタルの上 KT
C	カーペット敷き撤去 フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共
D	カーペット敷き撤去 フローリングブロックt=15
E	木製床組の上 TC 既存のまま
F	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま
G	木製床組の上 TC 撤去(床組共)
H	敷モルタルの上 フローリングブロックt=15 既存のまま

符号	改修前壁仕上げ
a	M金コテ+EP
b	ベニヤt5.5+0P
c	プラスター塗り
d	既存木軸間仕切り壁撤去
e	プリント合板 既存のまま
f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
g	有孔ベニヤt5.5+0P 既存のまま

改修後



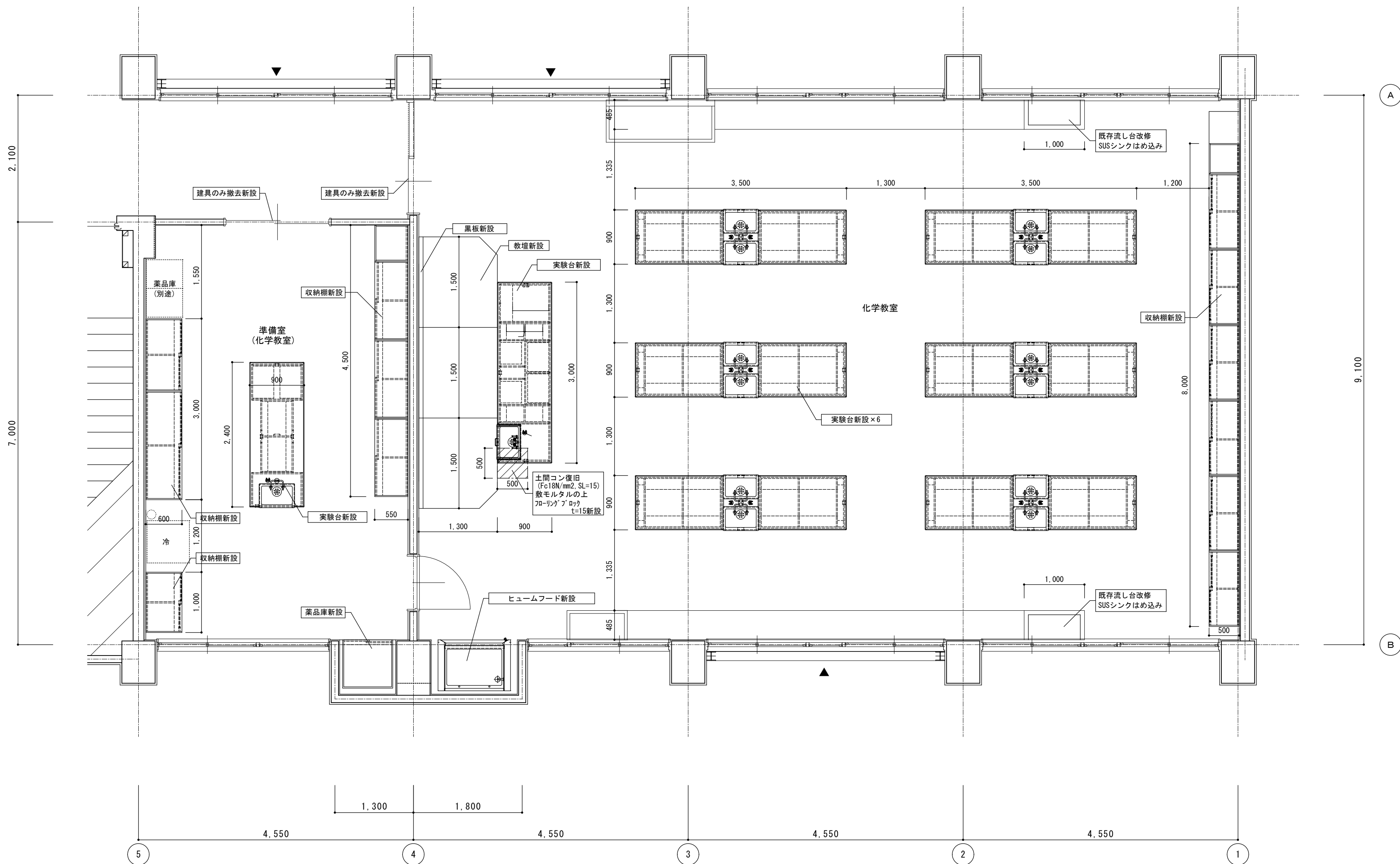
改修後 1階教務控室 平面詳細図 1/50



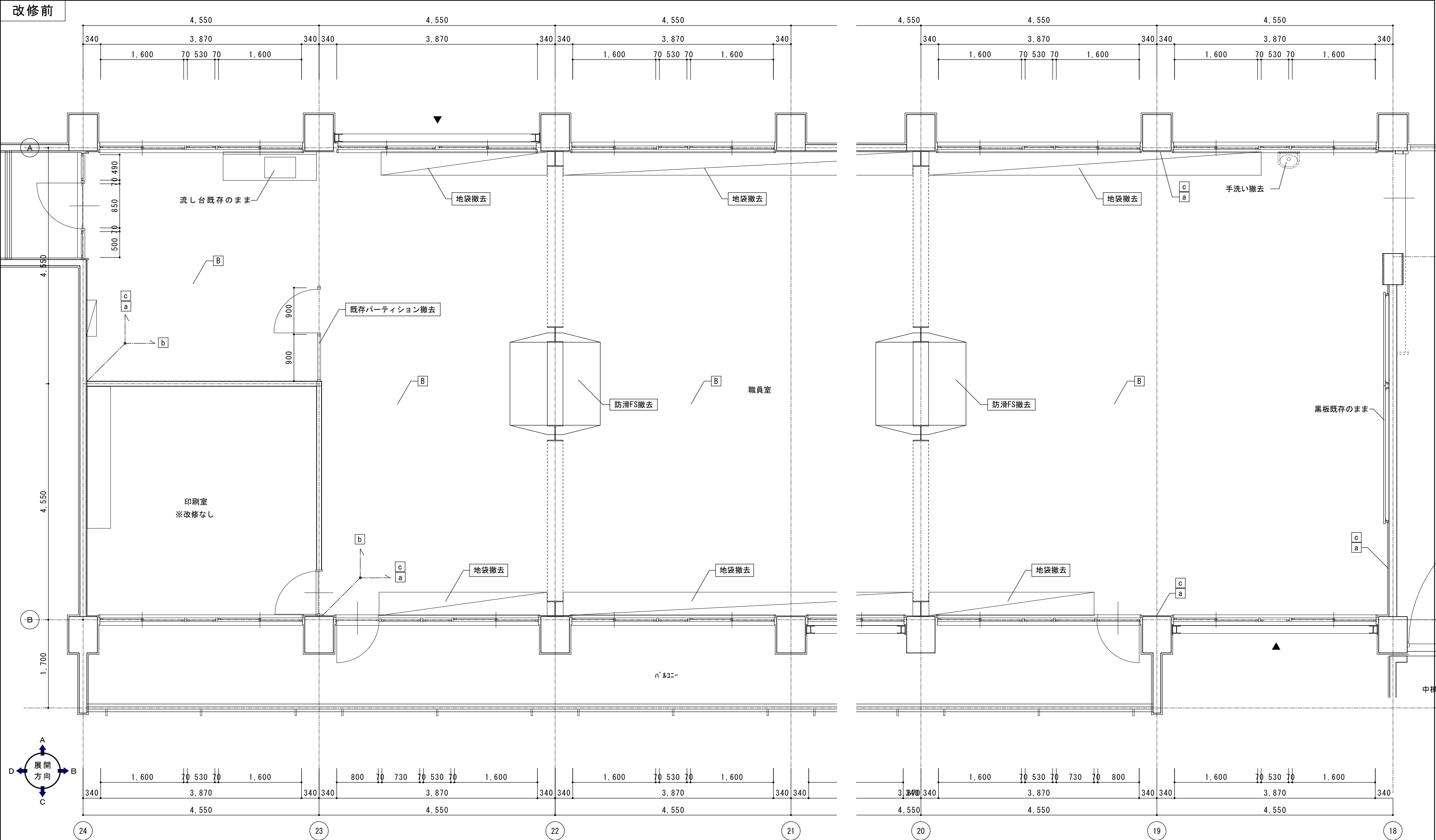
改修後 1階 応接室 展開図 1/50

符号	改修後床仕上げ
A	モルタル塗りの上 FS新設
B	下地調整(カチオン系)の上、FS新設
C	モルタル塗りの上 FS新設
D	既存フローリングブロック面サンダー掛けの上 UC塗り
E	木製床組の上 TC 既存のまま
F	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま
G	乾式置き床+ラワンベニヤ12+5.5の上 FS新設
H	敷モルタルの上 フローリングブロックt=15 既存のまま

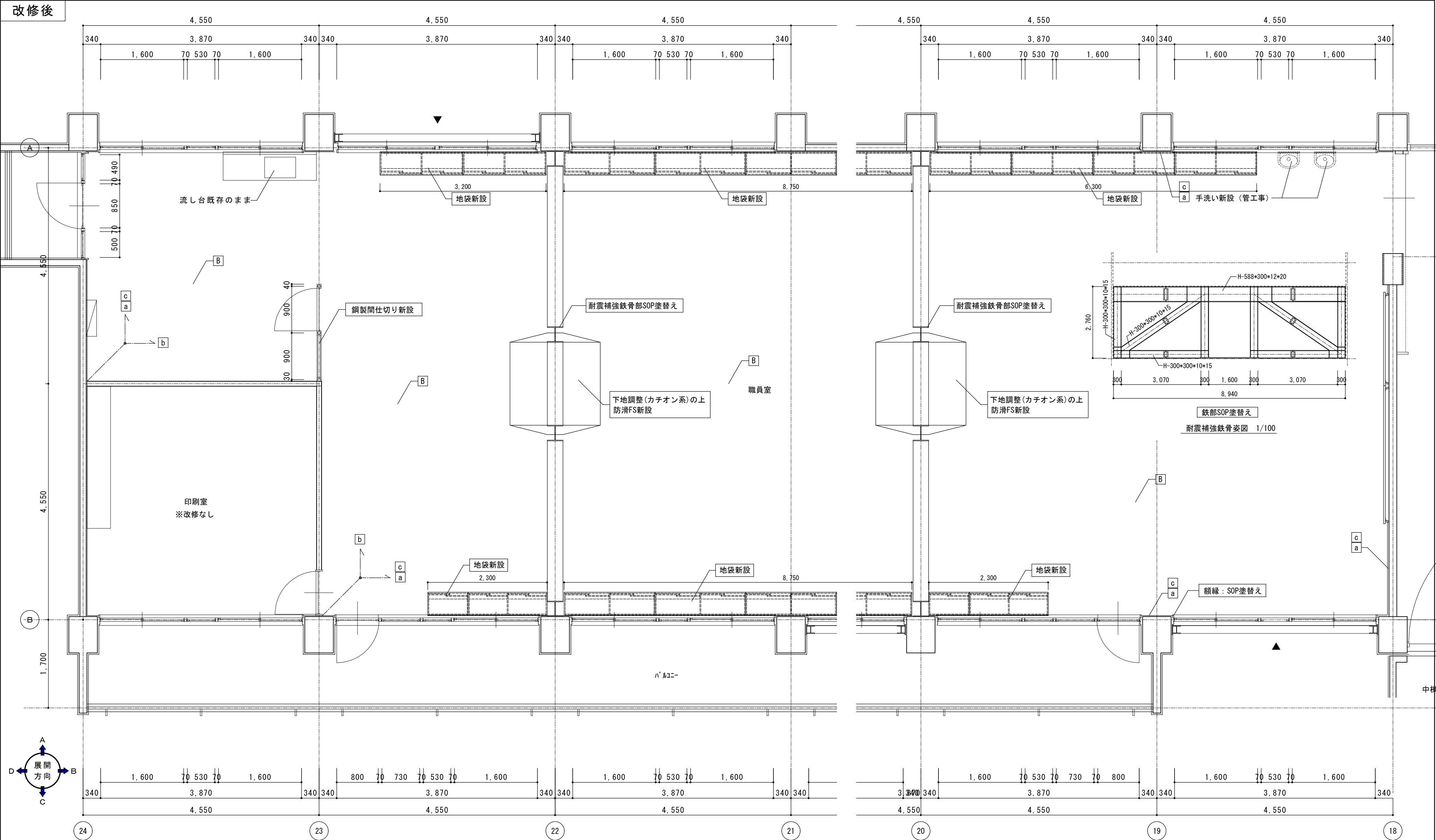
符号	改修後壁仕上げ
a	既存モルタル面 EP-G塗替え
b	既存ベニヤ面 EP-G塗替え
c	既存プラスター面 EP-G塗替え
d	鋼製学校間仕切り新設
e	プリント合板 既存のまま
f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
g	有孔ベニヤt5.5+0P 既存のまま



特記事項 ・ 表記は改修内容を示す。 ・ 特記無きは既存のままとする。	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築	●図面番号 A-19	株式会社 MIY A 宮 建築 設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)
		●図面名 改修後 1階化学教室 平面詳細図	●縮尺 A2=1/200 A3=71%	

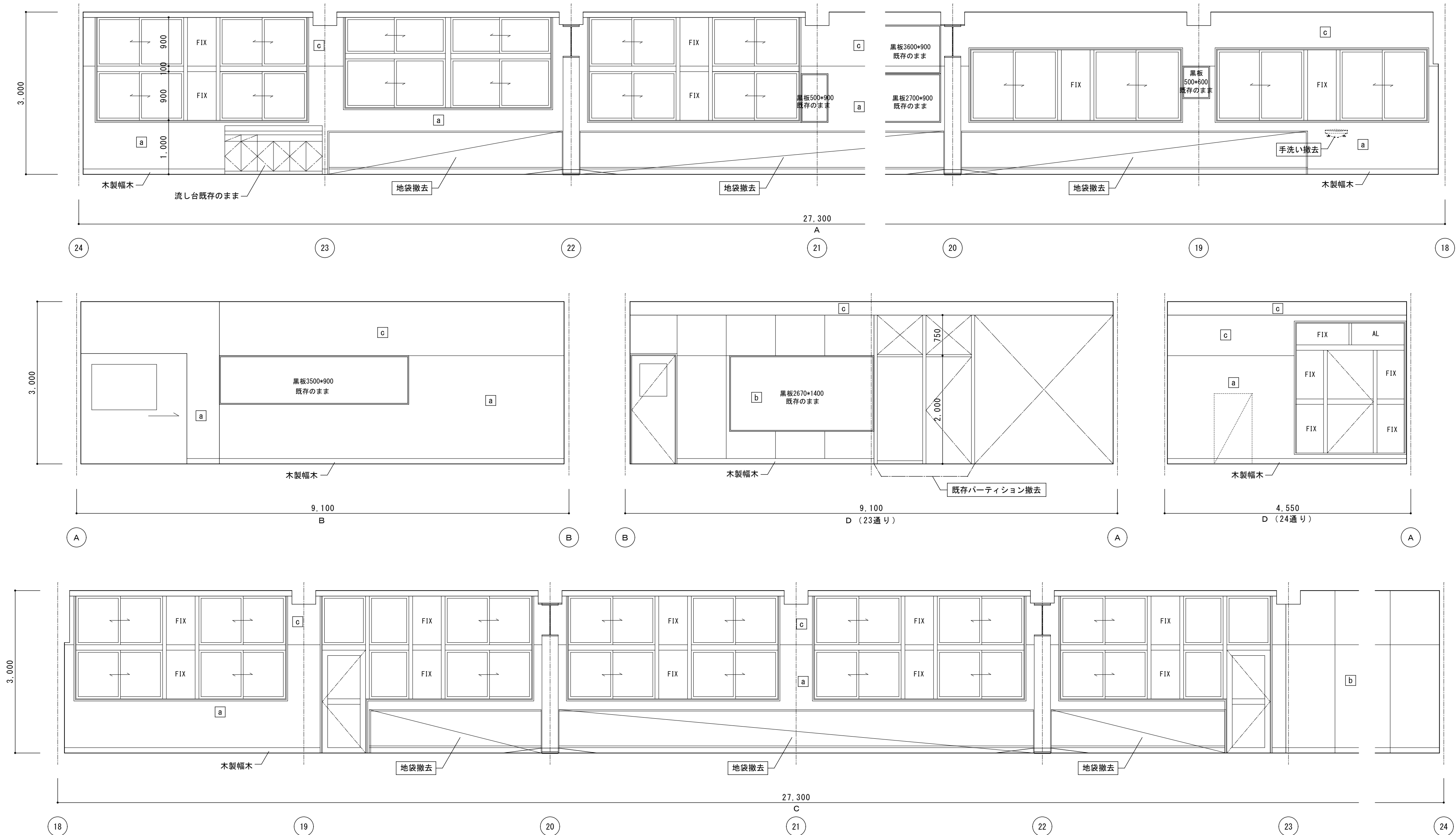


符号	改修前床仕上げ	符号	改修前床仕上げ	符号	改修前壁仕上げ	符号	改修前壁仕上げ
A	フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共	E	木製床組の上 TC 既存のまま	a	M金コテ+EP	e	プリント合板 既存のまま
B	モルタルの上 KI	F	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま	b	ベニヤt5.5+OP	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
C	カーベツト敷き撤去 フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共	G	木製床組の上 TC 撤去(床組共)	c	プラスター塗り	g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
D	カーベツト敷き撤去 フローリングブロックt=15	H	敷モルタルの上 フローリングブロックt=15 既存のまま	d	既存木軸間仕切り壁撤去		



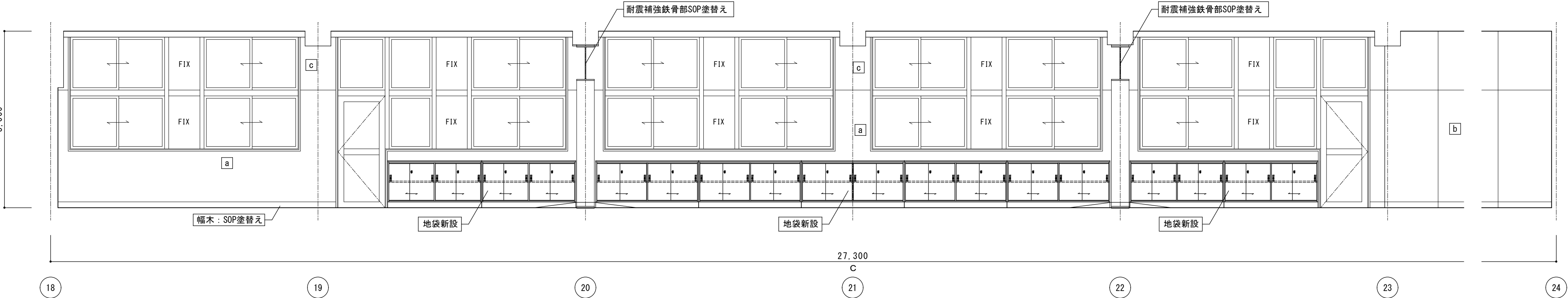
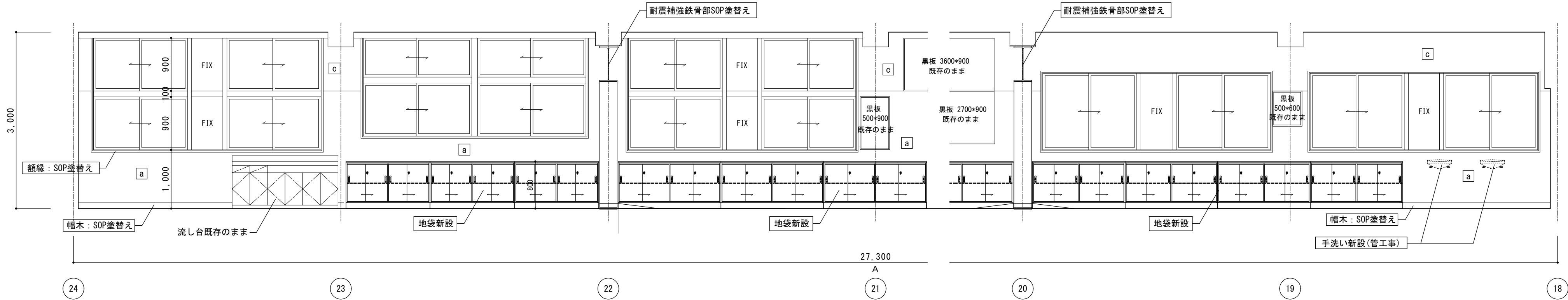
符号	改修後床仕上げ	符号	改修後床仕上げ	符号	改修後壁仕上げ	符号	改修後壁仕上げ
A	モルタル塗りの上 FS新設	E	木製床組の上 TC 既存のまま	a	既存モルタル面 EP-G塗替え	e	プリント合板 既存のまま
B	下地調整(カチオン系)の上、FS新設	F	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま	b	既存ベニヤ面 EP-G塗替え	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
C	モルタル塗りの上 FS新設	G	乾式置き床+ラワンベニヤ12+5.5の上 FS新設	c	既存プラスター面 EP-G塗替え	g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
D	既存フローリングブロック面サンダー掛けの上 UC塗り			d	鋼製学校間仕切り新設		

改修前



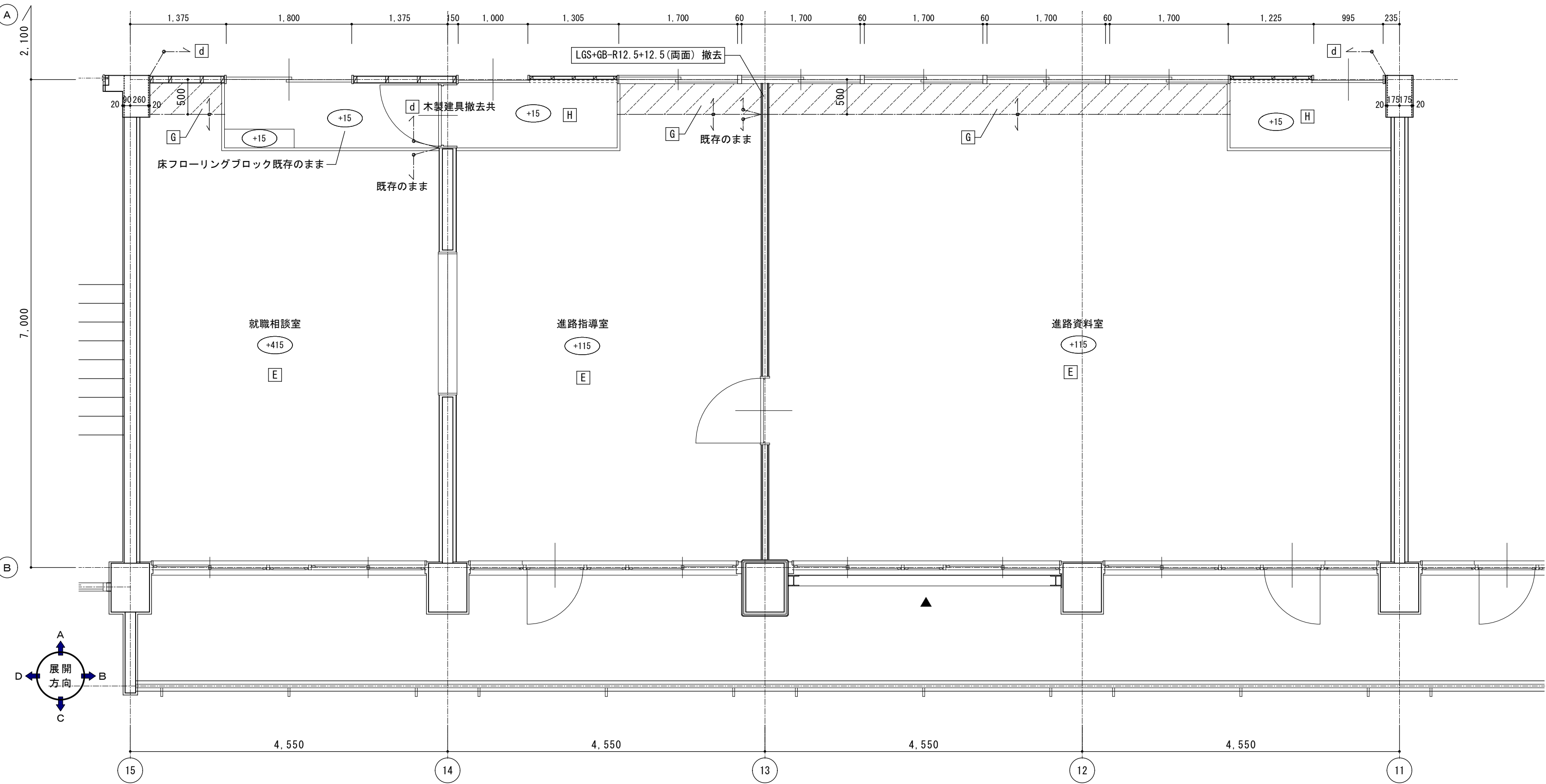
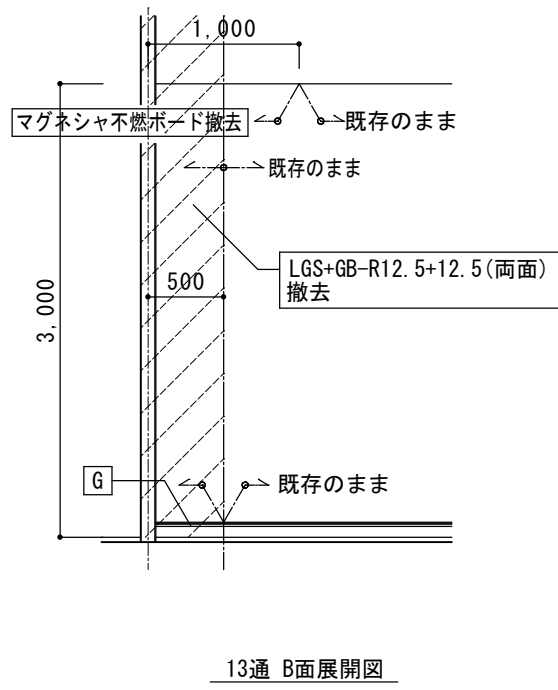
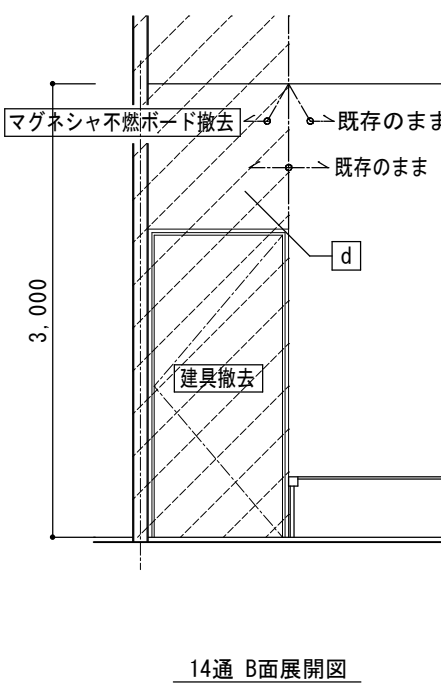
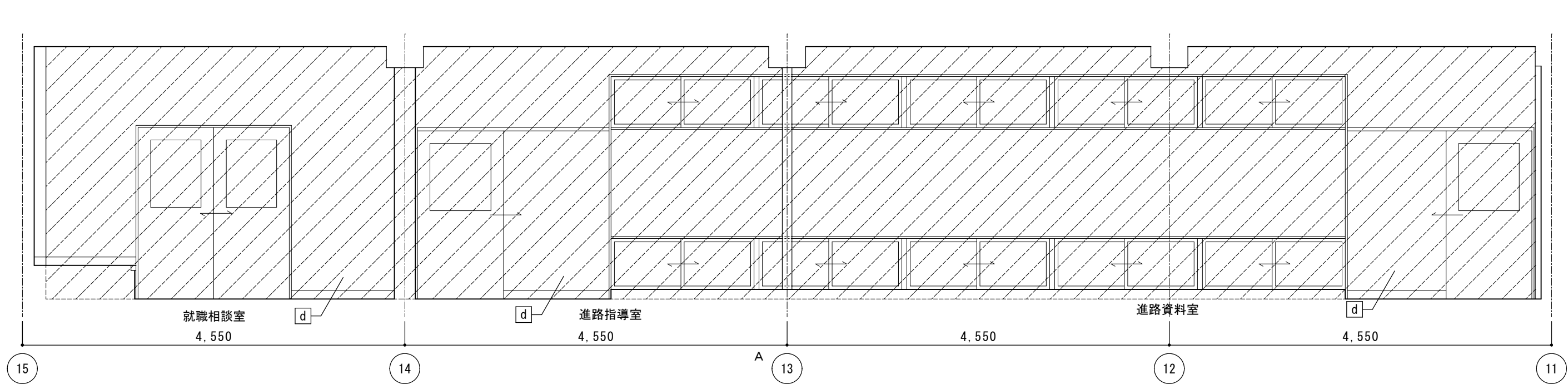
符号	改修前壁仕上げ	符号	改修前壁仕上げ
a	M金コテ+EP	e	プリント合板 既存のまま
b	ベニヤt5.5+OP	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
c	ブラスター塗り	g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
d	既存木軸間仕切り壁撤去		

改修後



符号	改修後壁仕上げ	符号	改修後壁仕上げ
a	既存モルタル面 EP-G塗替え	e	プリント合板 既存のまま
b	既存ベニヤ面 EP-G塗替え	f	ベニヤt5. 5+クロス張り 既存のまま
c	既存プラスター面 EP-G塗替え	g	有孔ベニヤt5. 5+OP 既存のまま
d	鋼製学校間仕切り新設		

改修前



符号	改修前床仕上げ	符号	改修前床仕上げ
A	フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共	E	木製床組の上 TC 既存のまま
B	モルタルの上 KI	F	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま
C	カーペット敷き撤去 フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共	G	木製床組の上 TC 撤去(床組共)
D	カーペット敷き撤去 フローリングブロックt=15	H	敷モルタルの上 フローリングブロックt=15 既存のまま

符号	改修前壁仕上げ	符号	改修前壁仕上げ
a	M金コテ+EP	e	プリント合板 既存のまま
b	ベニヤt5.5+OP	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
c	プラスター塗り	g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
d	既存木軸間仕切り壁撤去		

特記事項
・ 表記は改修内容を示す。
・ 特記無きは既存のままとする。

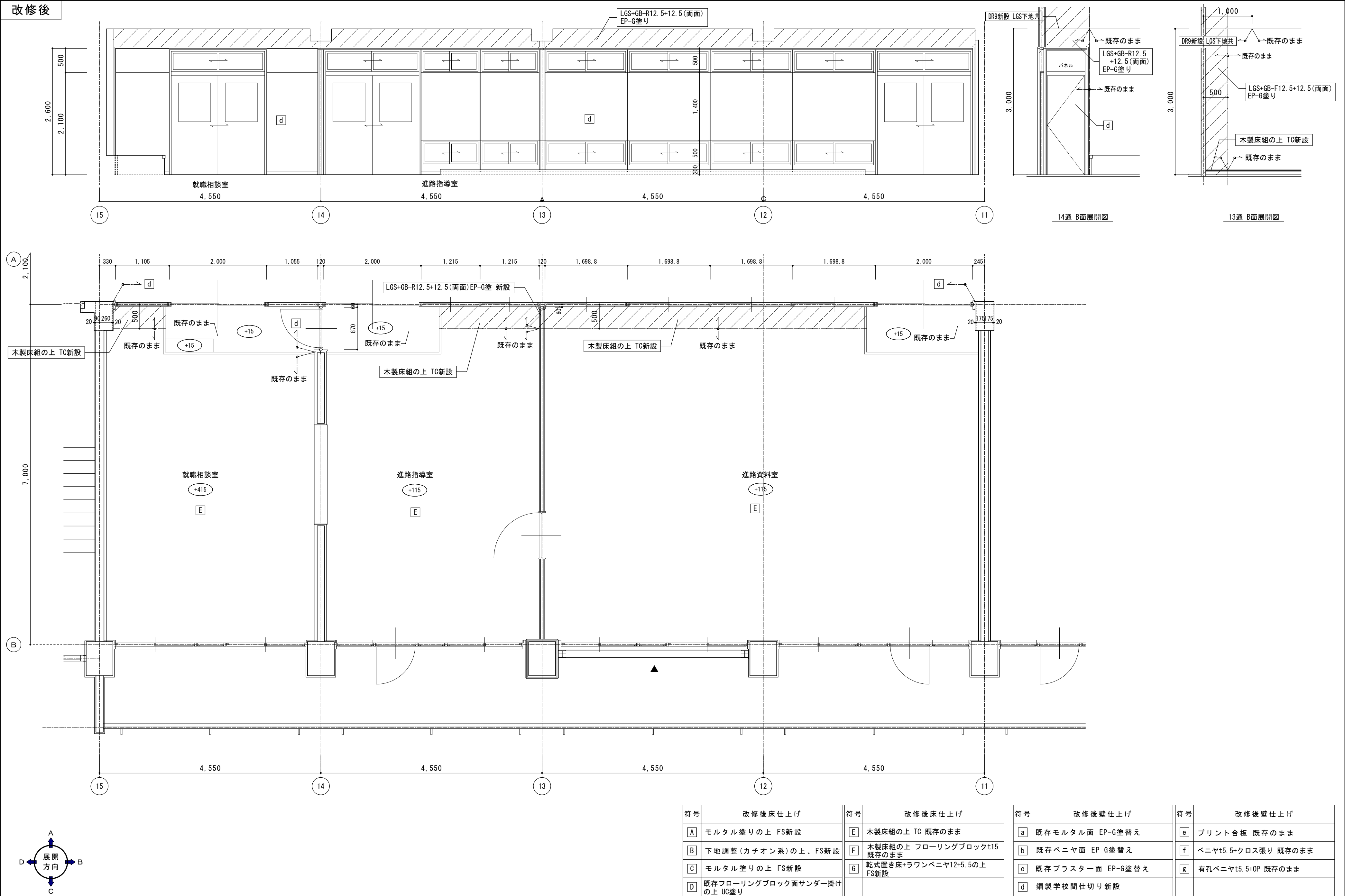
徳島県県土整備部営繕課

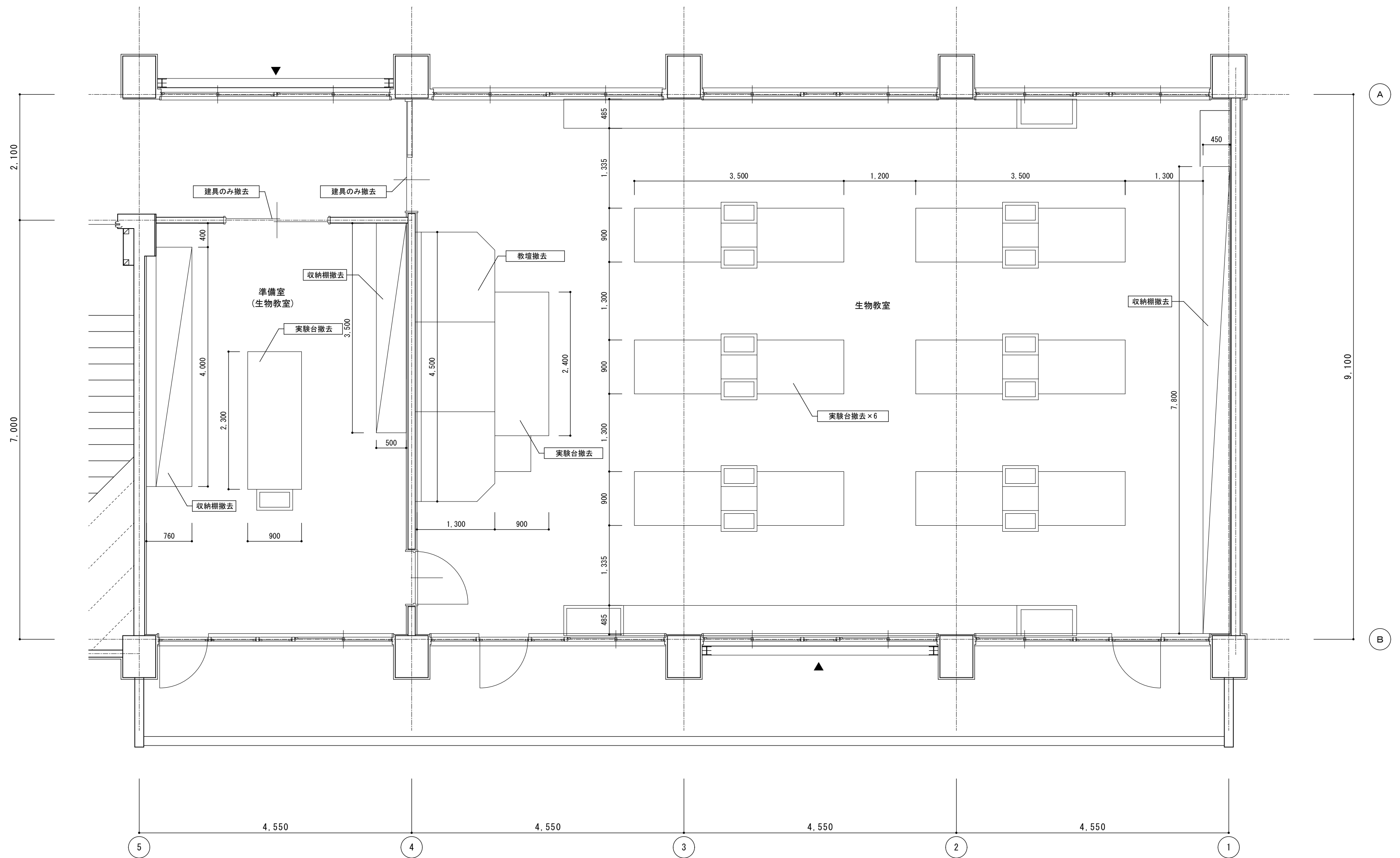
●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟内部改修工事建築
●図面名 改修前 2 階進路指導室廻り
平面詳細図・展開図

●図面番号 A-24
●縮尺 A2=1/200
A3=71%

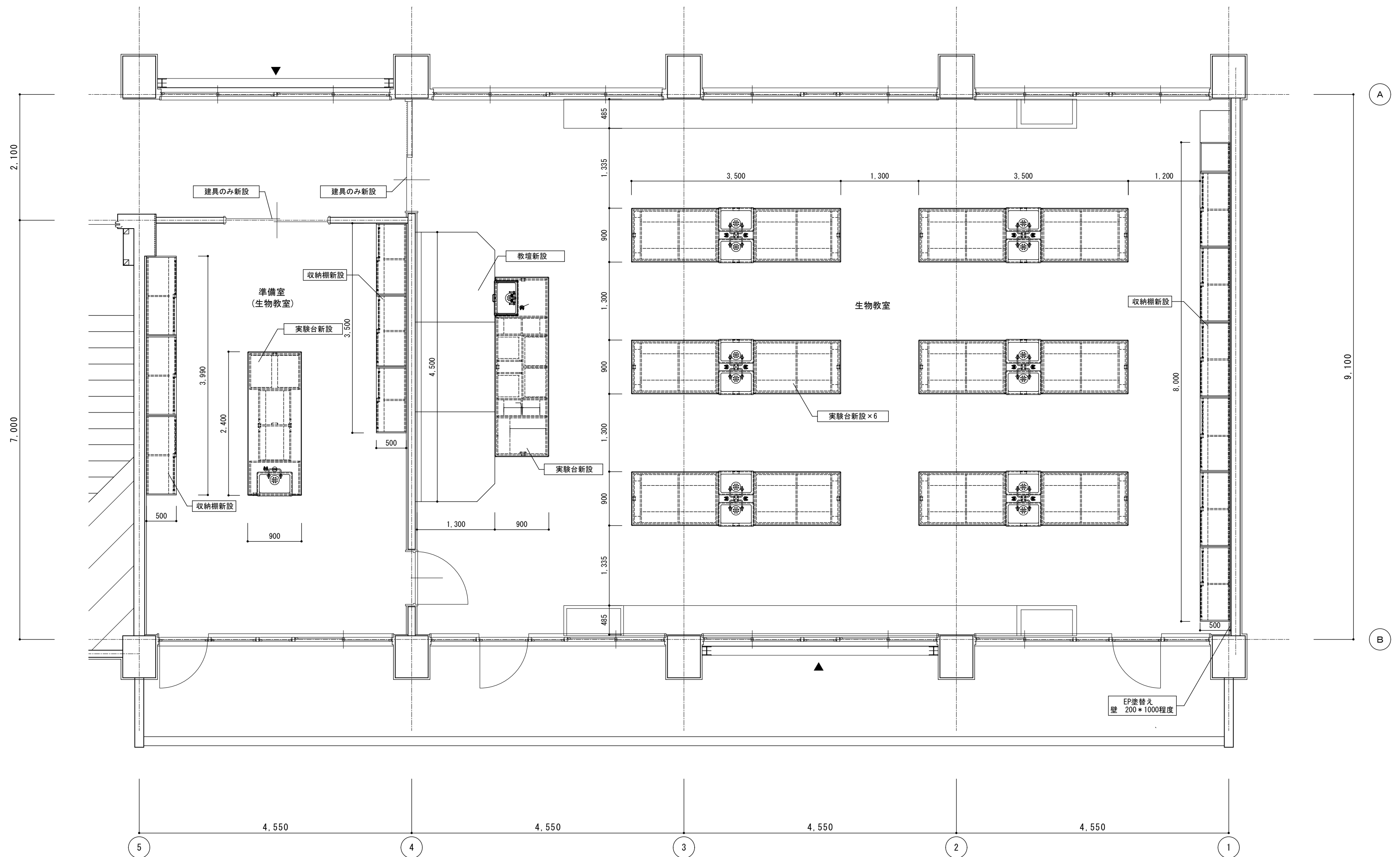
株式会社 宮 建築設計
MIY A 会社
管理建築士 1 級 333707 号 清水 康代
1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 11050 号
徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)

改修後

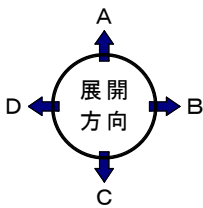
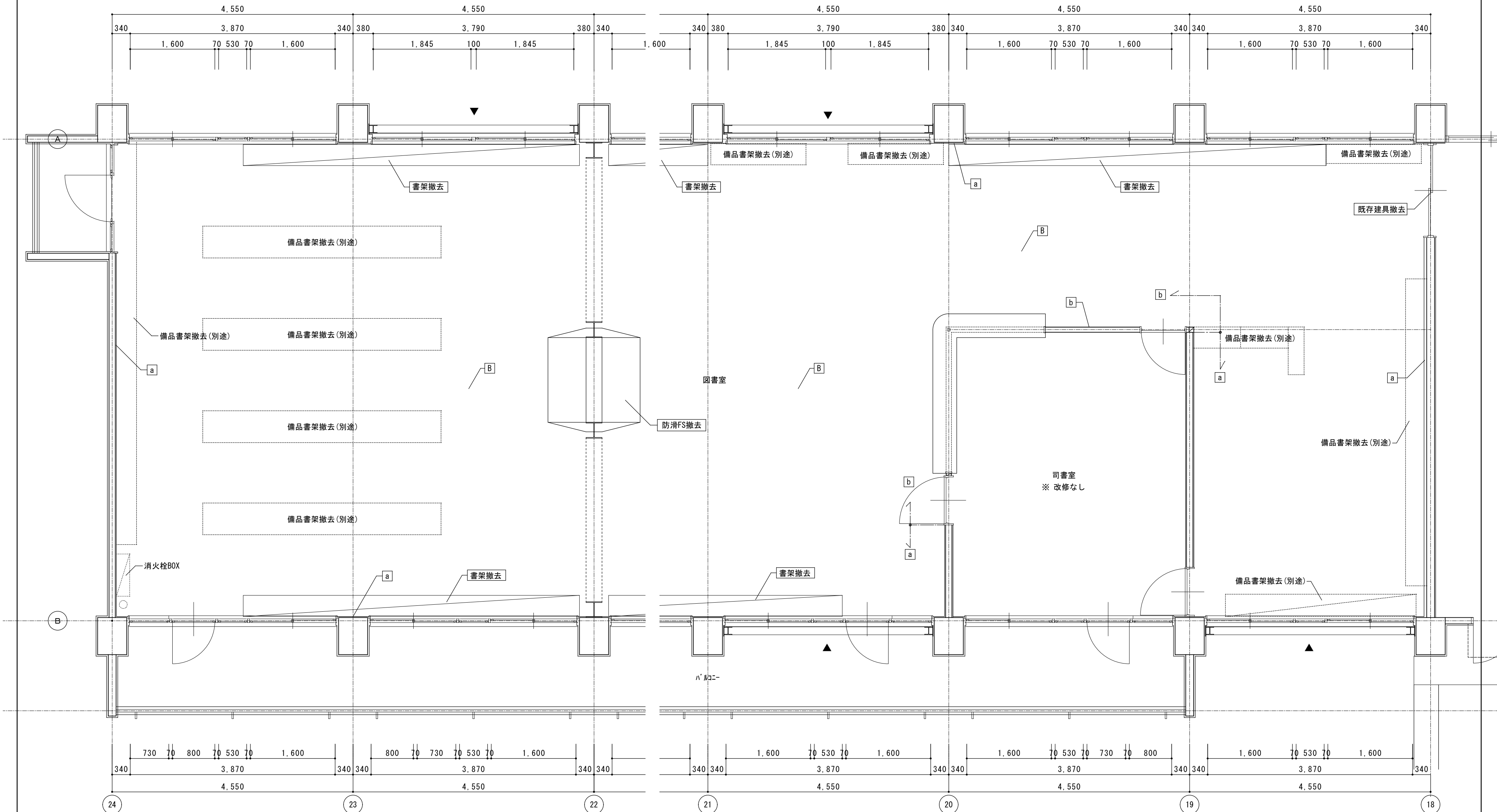




特記事項 ・ 表記は改修内容を示す。 ・ 特記無きは既存のままとする。	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築	●図面番号 A-26	株式会社 宮 建築設計 MIY A 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
		●図面名 改修前 2階生物教室 平面詳細図	●縮尺 A2=1/200 A3=71%	



特記事項 ・ 表記は改修内容を示す。 ・ 特記無きは既存のままとする。	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築	●図面番号 A-27	株式会社 宮 建築 設計 MIY A 会社 管理建築士 1 級 3 3 3 7 0 7 号 清水 康代 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 1 1 0 5 0 号 徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)
		●図面名 改修後 2 階生物教室 平面詳細図	●縮尺 A2=1/200 A3=71%	



符号	改修前床仕上げ	符号	改修前床仕上げ	符号	改修前壁仕上げ	符号	改修前壁仕上げ
A	フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共	E	木製床組の上 TC 既存のまま	a	M金コテ+EP	e	プリント合板 既存のまま
B	モルタルの上 KI	F	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま	b	ベニヤt5.5+0P	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
C	カーベット敷き撤去 フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共	G	木製床組の上 TC 撤去(床組共)	c	プラスター塗り	g	有孔ベニヤt5.5+0P 既存のまま
D	カーベット敷き撤去 フローリングブロックt=15	H	敷モルタルの上 フローリングブロックt=15 既存のまま	d	既存木軸間仕切り壁撤去		

特記事項

- 表記は改修内容を示す。
- 特記無きは既存のままとする。

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟内部改修工事建築

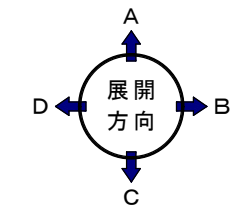
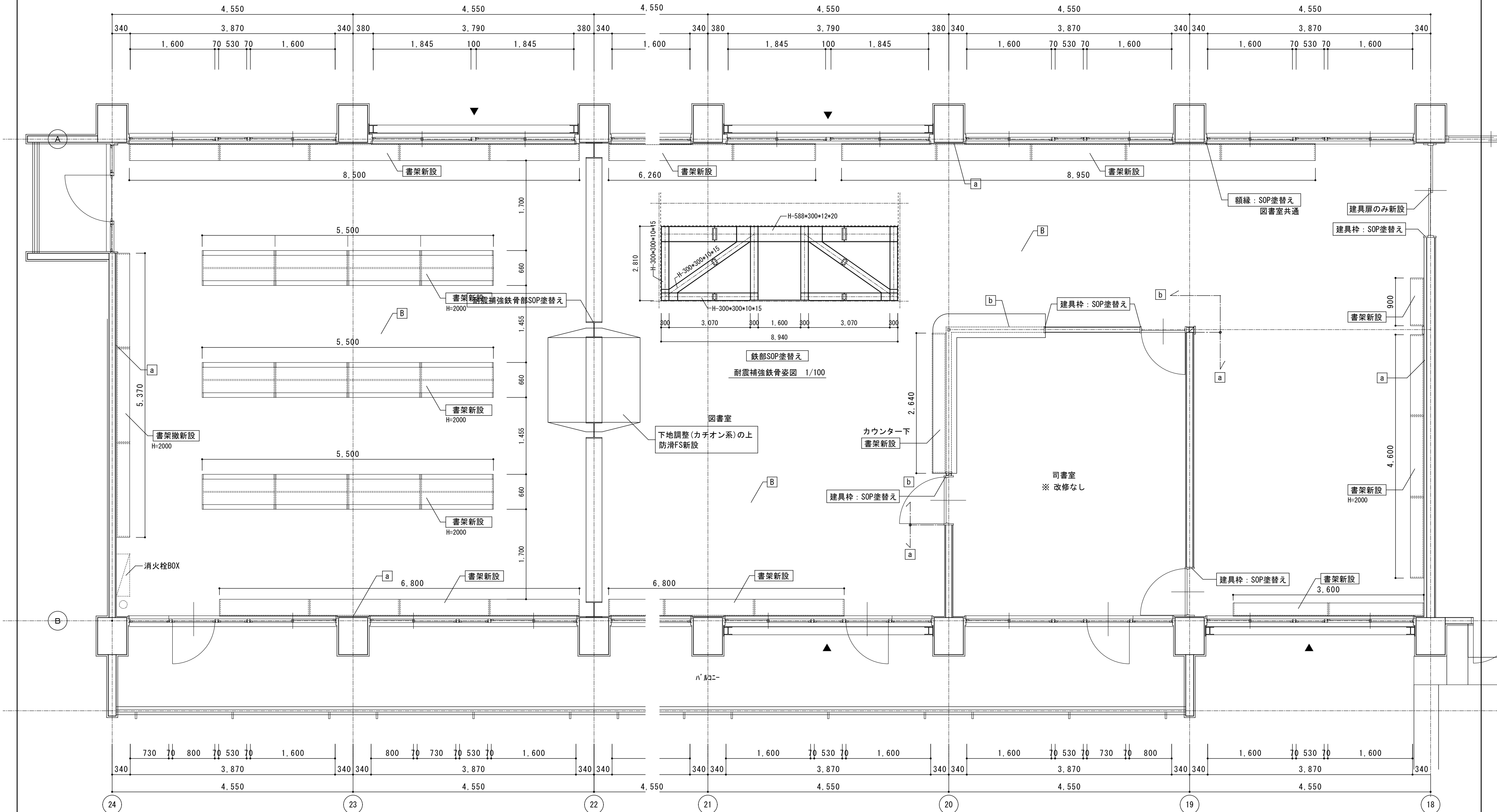
●図面名 改修前 3 階図書室 平面詳細図

●図面番号 A-28

●縮尺 A2=1/200
A3=71%

株式会社 宮 建築設計
MIY A 会社
管理建築士 1 級 333707 号 清水 康代
1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 11050 号
徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)

改修後



符号	改修後床仕上げ	符号	改修後床仕上げ	符号	改修後壁仕上げ	符号	改修後壁仕上げ
A	モルタル塗りの上 FS新設	E	木製床組の上 TC 既存のまま	a	既存モルタル面 EP-G塗替え	e	プリント合板 既存のまま
B	下地調整(カチオン系)の上、FS新設	F	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま	b	既存ベニヤ面 EP-G塗替え	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
C	モルタル塗りの上 FS新設	G	乾式置き床+ラワンベニヤ12+5.5の上 FS新設	c	既存プラスター面 EP-G塗替え	g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
D	既存フローリングブロック面サンダー掛けの上 UC塗り			d	鋼製学校間仕切り新設		

特記事項
・ 表記は改修内容を示す。
・ 特記無きは既存のままとする。

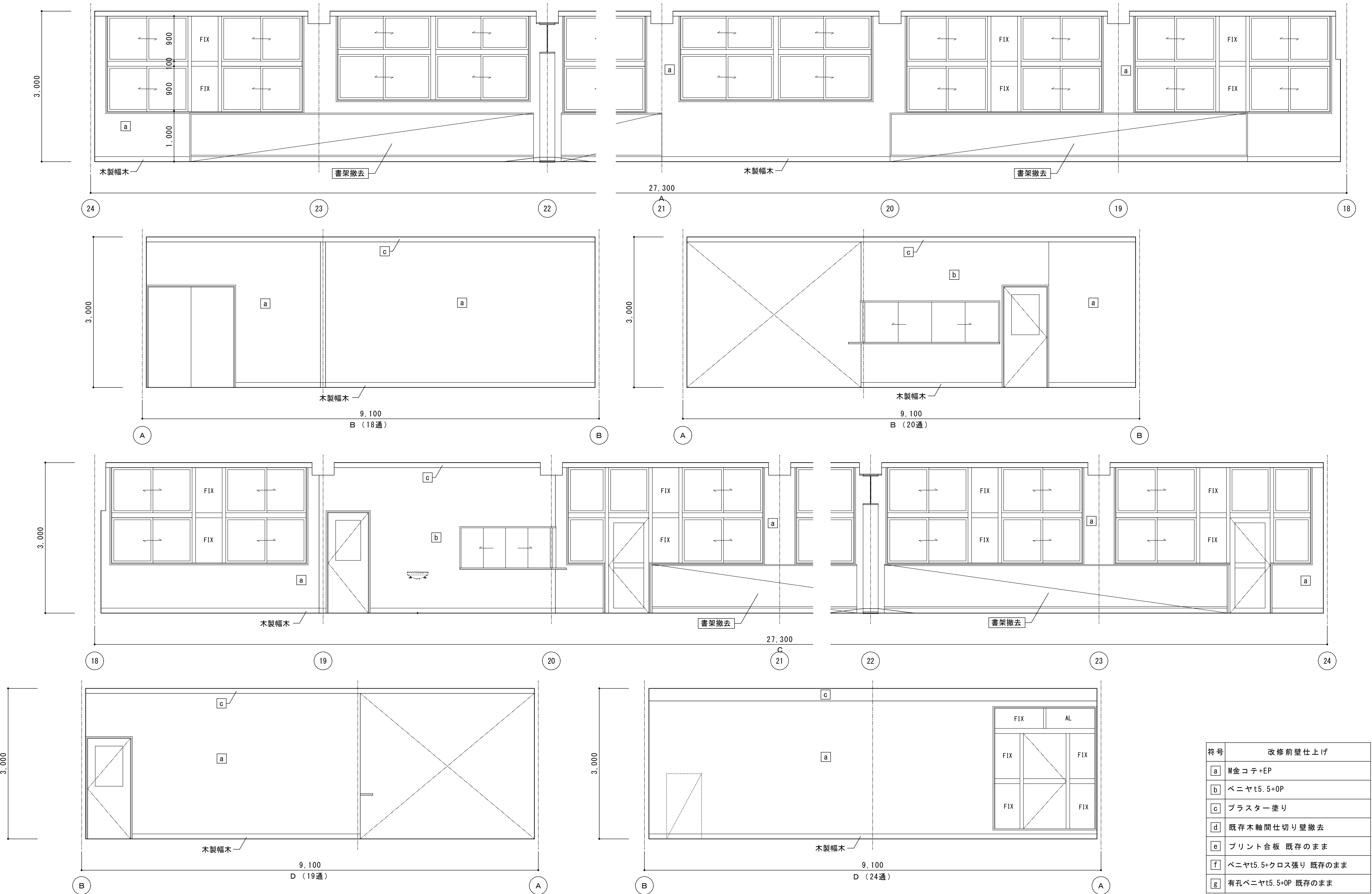
徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟内部改修工事建築
●図面名 改修後 3 階図書室 平面詳細図

●図面番号 A-29
●縮尺 A2=1/200
A3=71%

株式会社 宮 建築設計
MIY A 会社
管理建築士 1 級 333707 号 清水 康代
1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 11050 号
徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)

改修前



特記事項

- ・ 表記は改修内容を示す。
- ・ 特記無きは既存のままとする。

徳島県土整備部営繕課

●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟内部改修工事建築

●図面名 改修前 3 階図書室 展開図

●図面番号 A-30

●縮尺 A2=1/200
A3=71%

株式会社 宮 建築設計

MIYAKA 株式会社

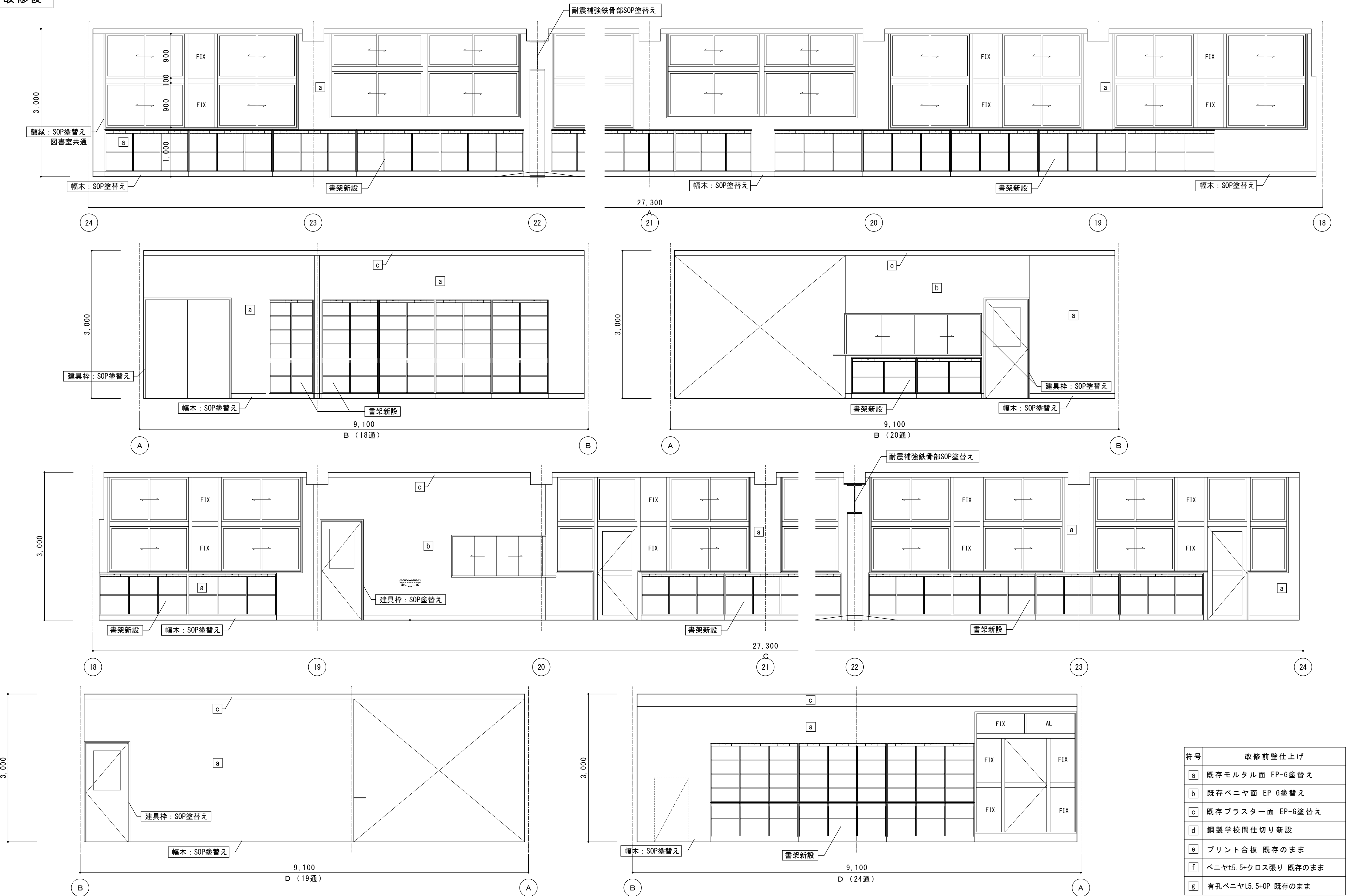
管理建築士 1 級 333707 号 清水 康代

1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 11050 号

徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)

符号	改修前壁仕上げ
a	M 金コテ + EP
b	ベニヤ t5.5 + OP
c	プラスター塗り
d	既存木軸間仕切り壁撤去
e	プリント合板 既存のまま
f	ベニヤ t5.5 + クロス張り 既存のまま
g	有孔ベニヤ t5.5 + OP 既存のまま

改修後



特記事項

- ・ 表記は改修内容を示す。
- ・ 特記無きは既存のままとする。

徳島県土整備部営繕課

●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟内部改修工事建築

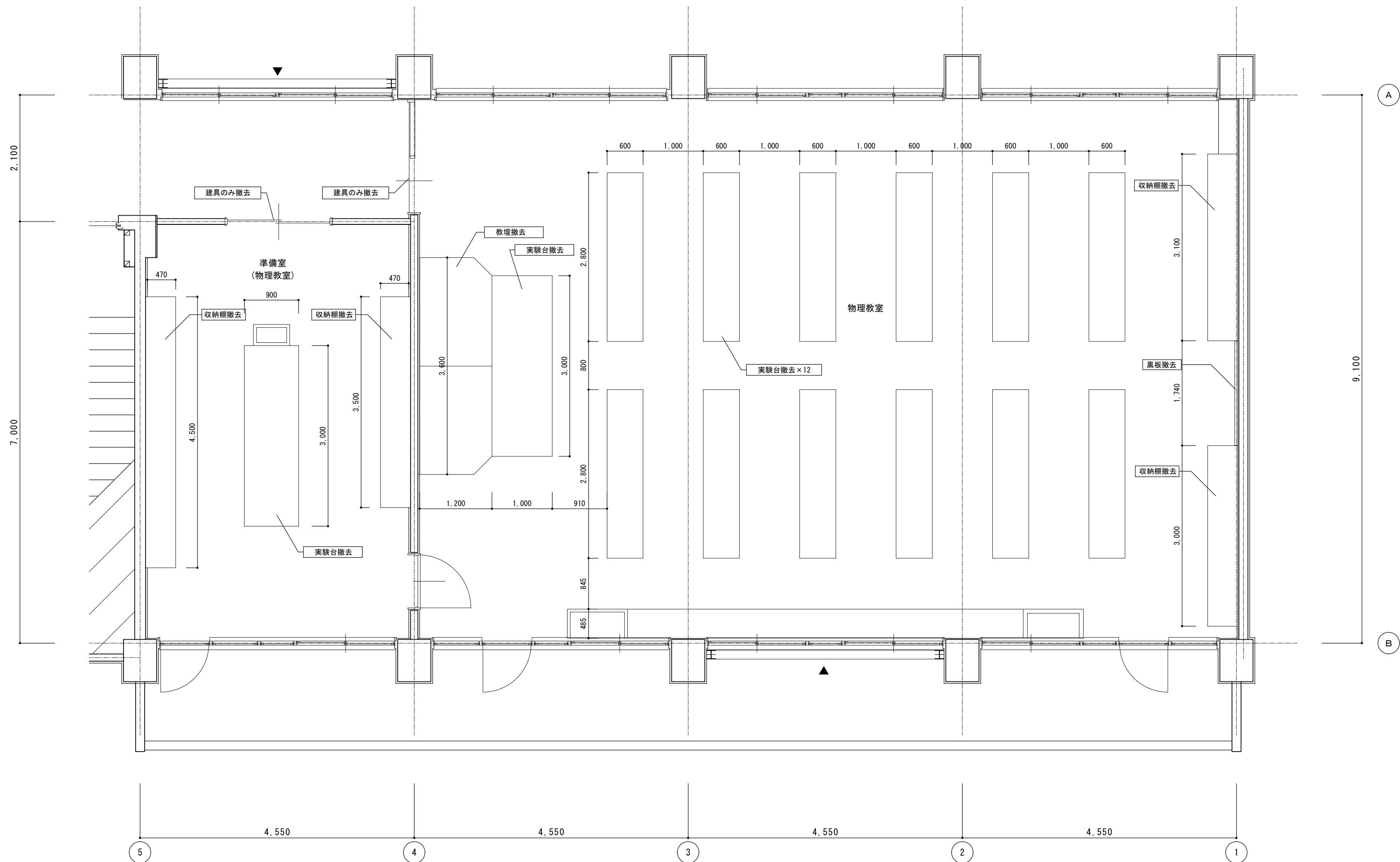
●図面名 改修後 3 階図書 展開図

●図面番号 A-31

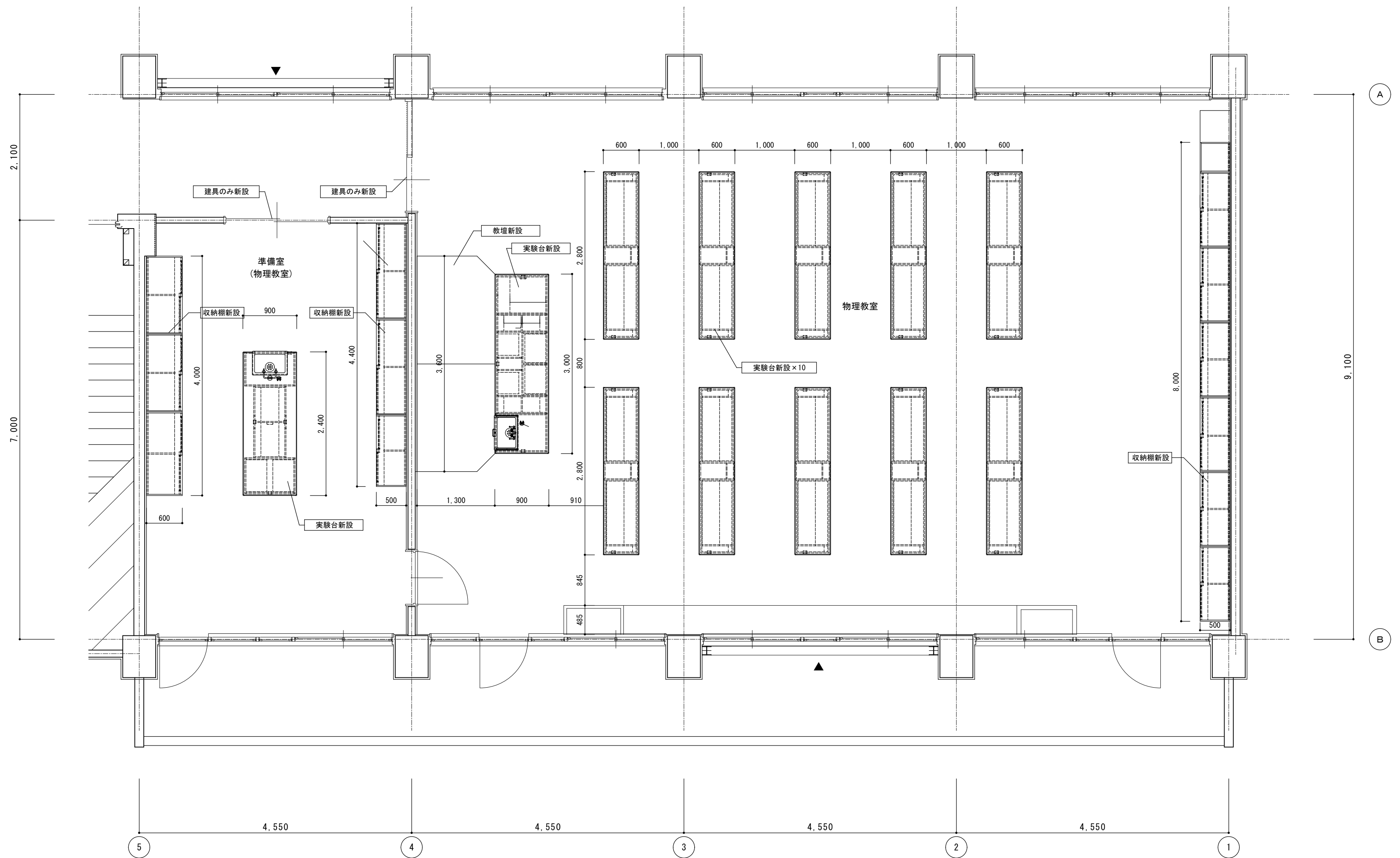
●縮尺 A2=1/200
A3=71%

株式会社 宮 建築設計
MIYAKA
管理建築士 1 級 333707 号 清水 康代
1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 11050 号
徳島市福島一丁目 5 番 6 号 TEL (088) 625-5505 (代)

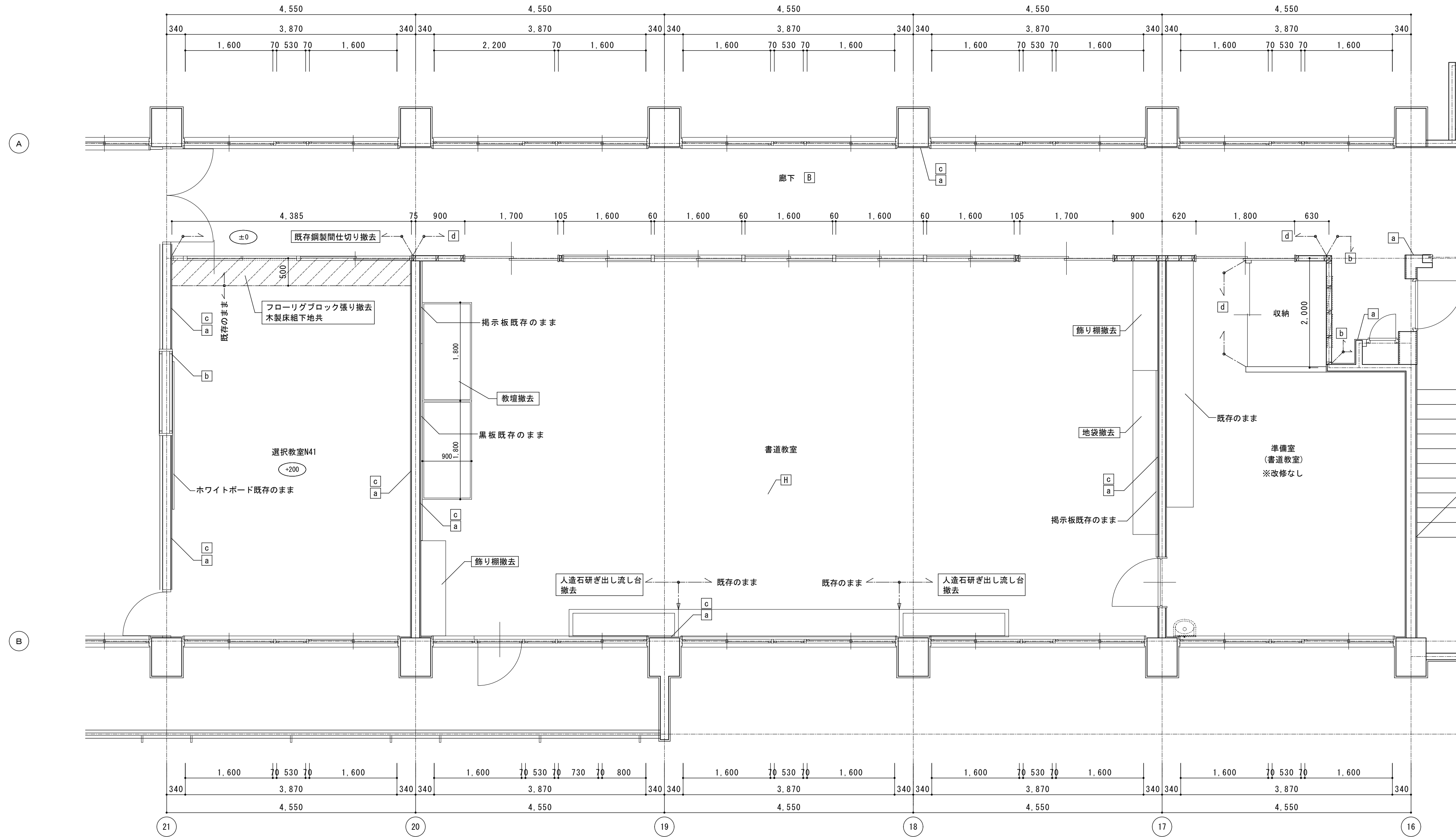
符号	改修前壁仕上げ
a	既存モルタル面 EP-G 塗替え
b	既存ベニヤ面 EP-G 塗替え
c	既存プラスター面 EP-G 塗替え
d	鋼製学校間仕切り新設
e	プリント合板 既存のまま
f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま



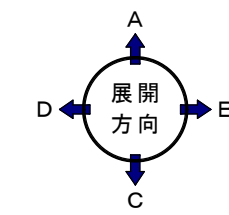
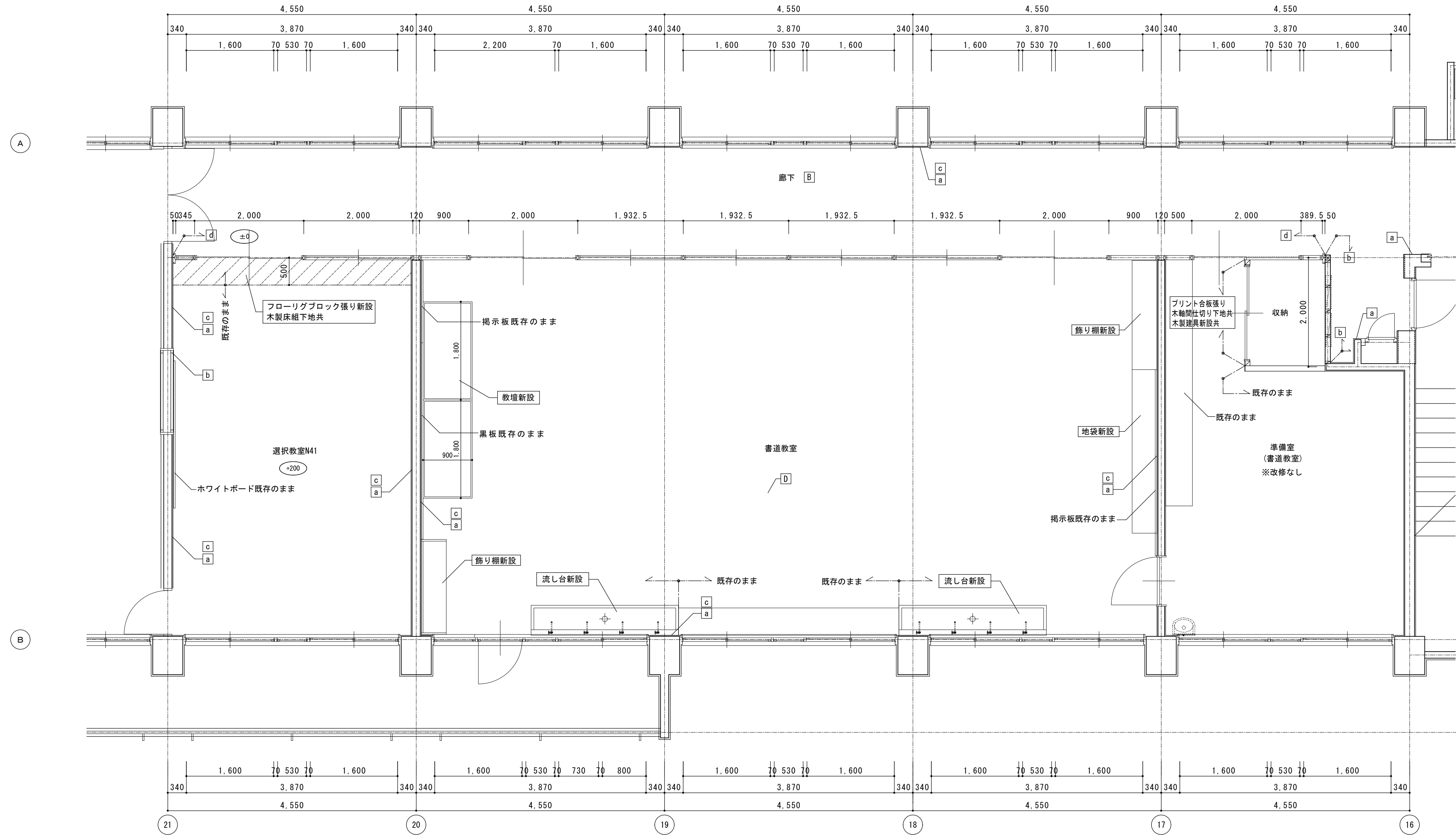
特記事項 ・ 表記は改修内容を示す。 ・ 特記無きは既存のままとする。	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築	●図面番号 A-32	株式会社 宮 建築 設計 MIY A 株式会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)
		●図面名 改修前 3階物理教室 平面詳細図	●縮尺 A2=1/200 A3=71%	



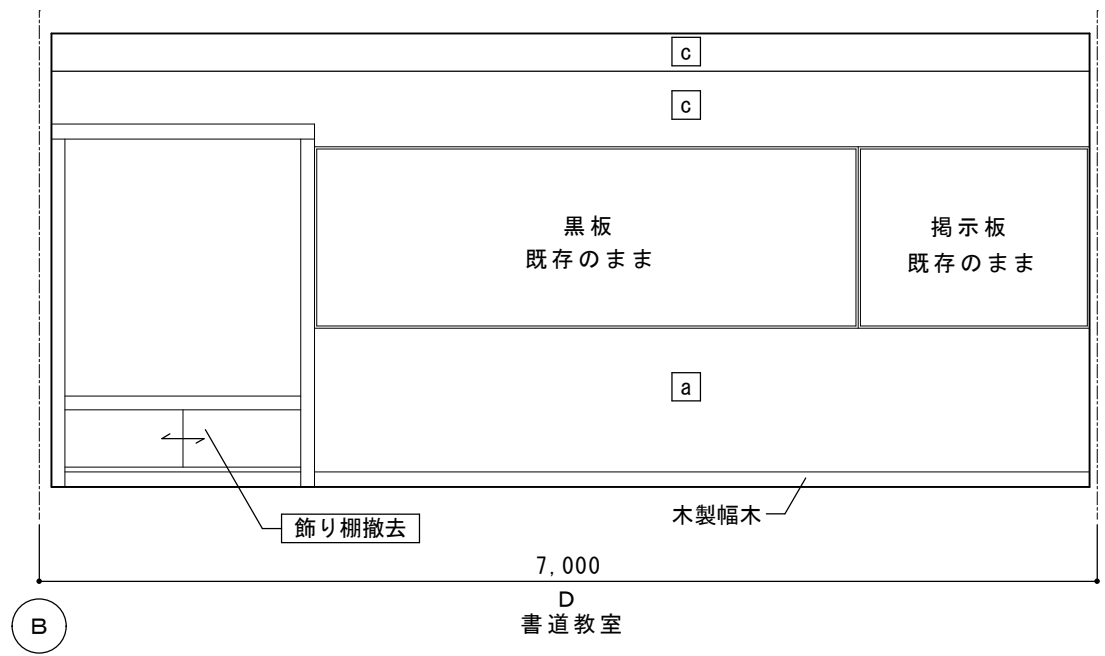
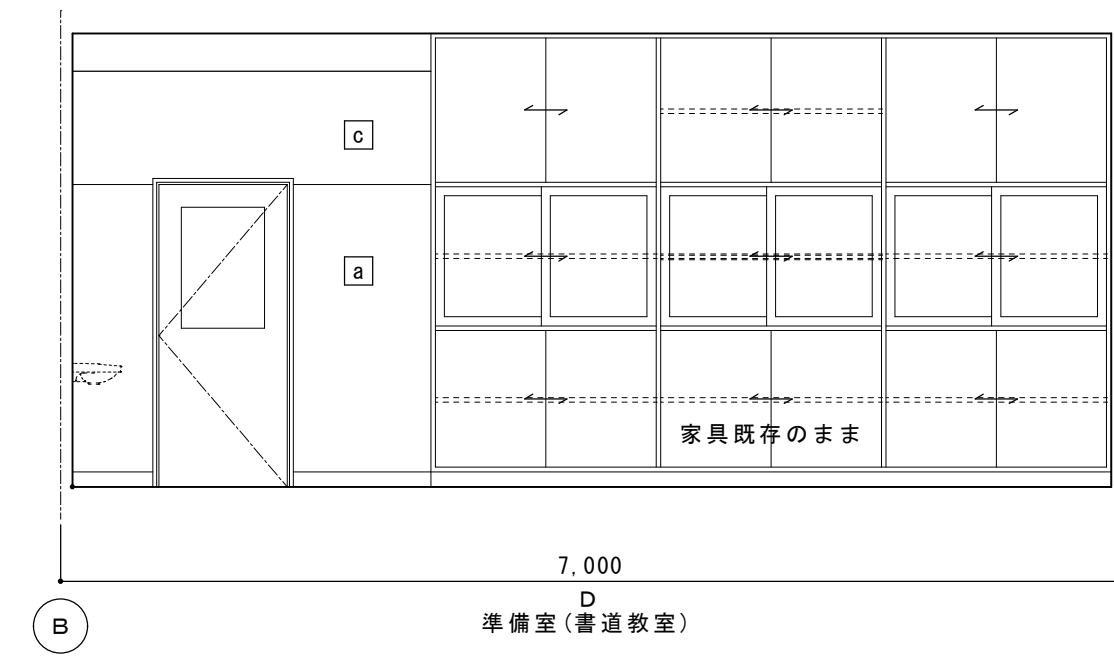
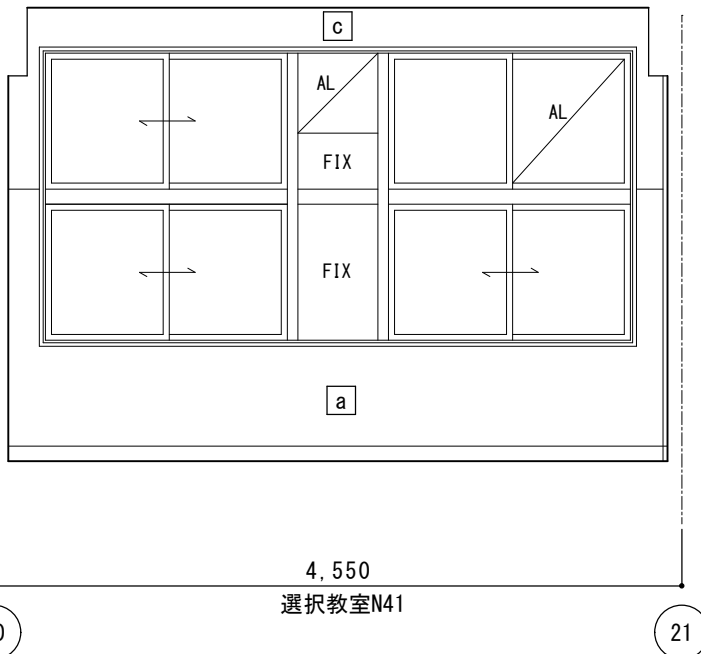
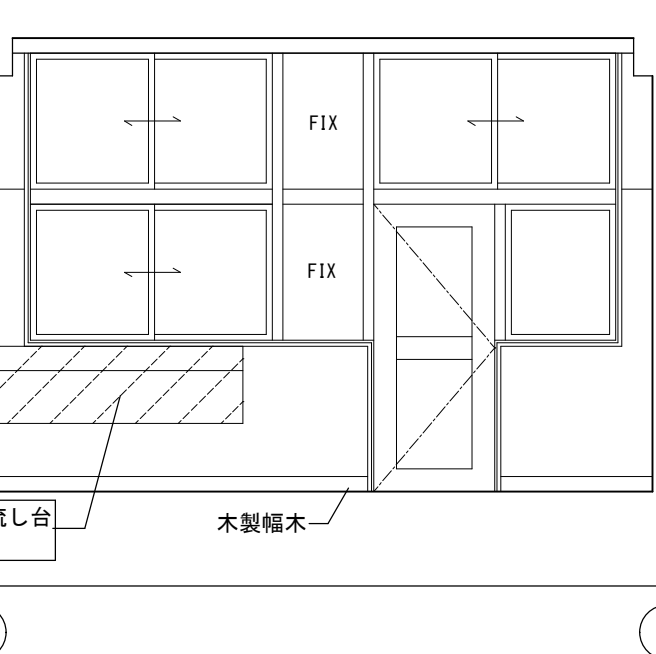
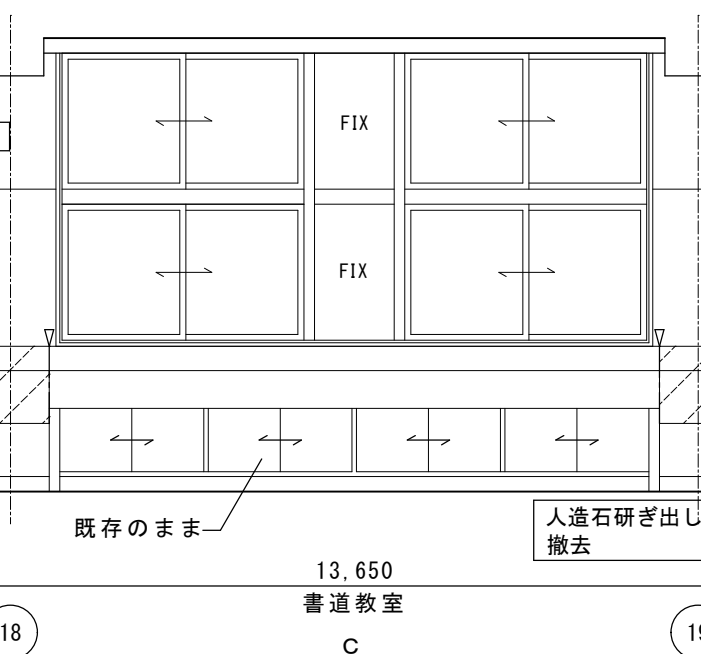
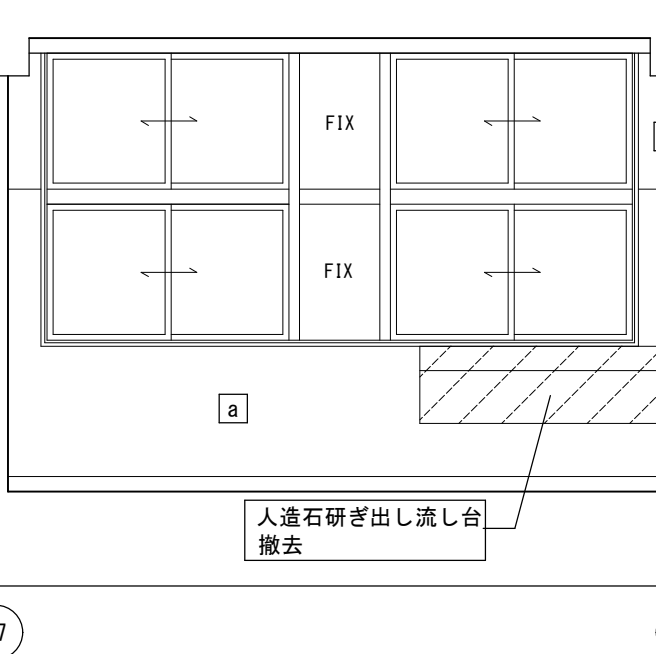
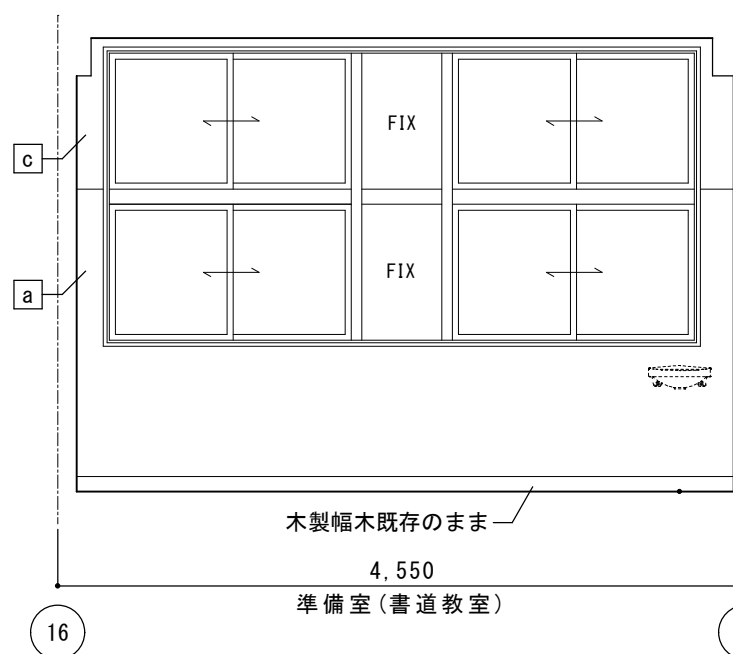
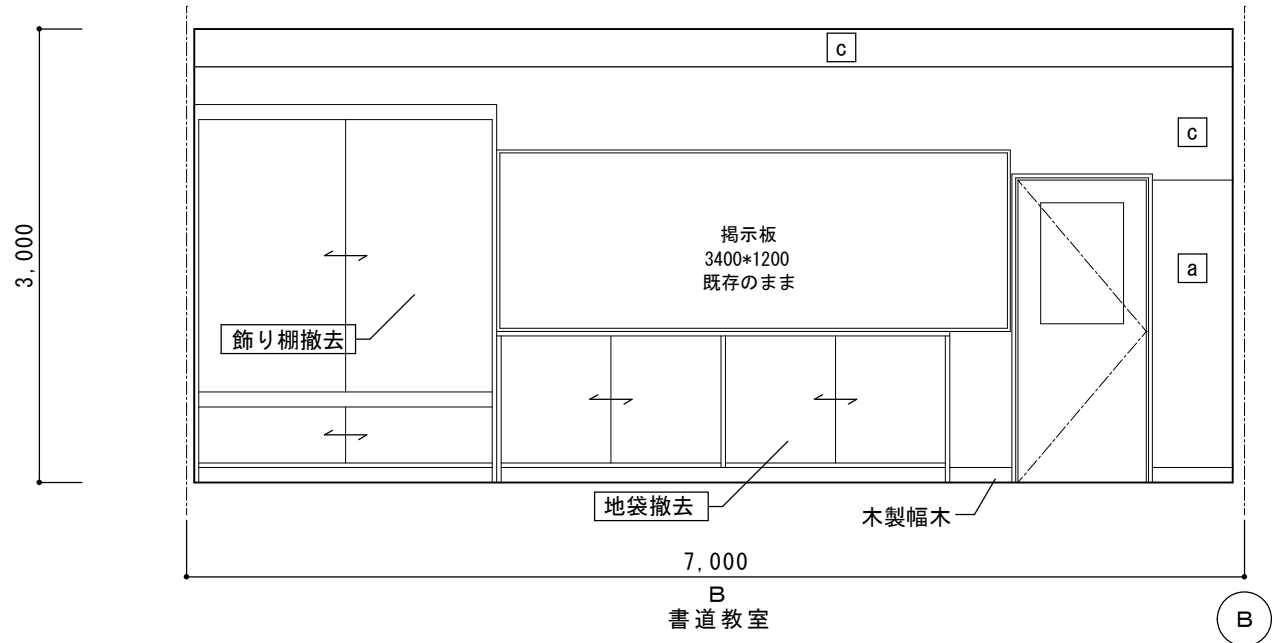
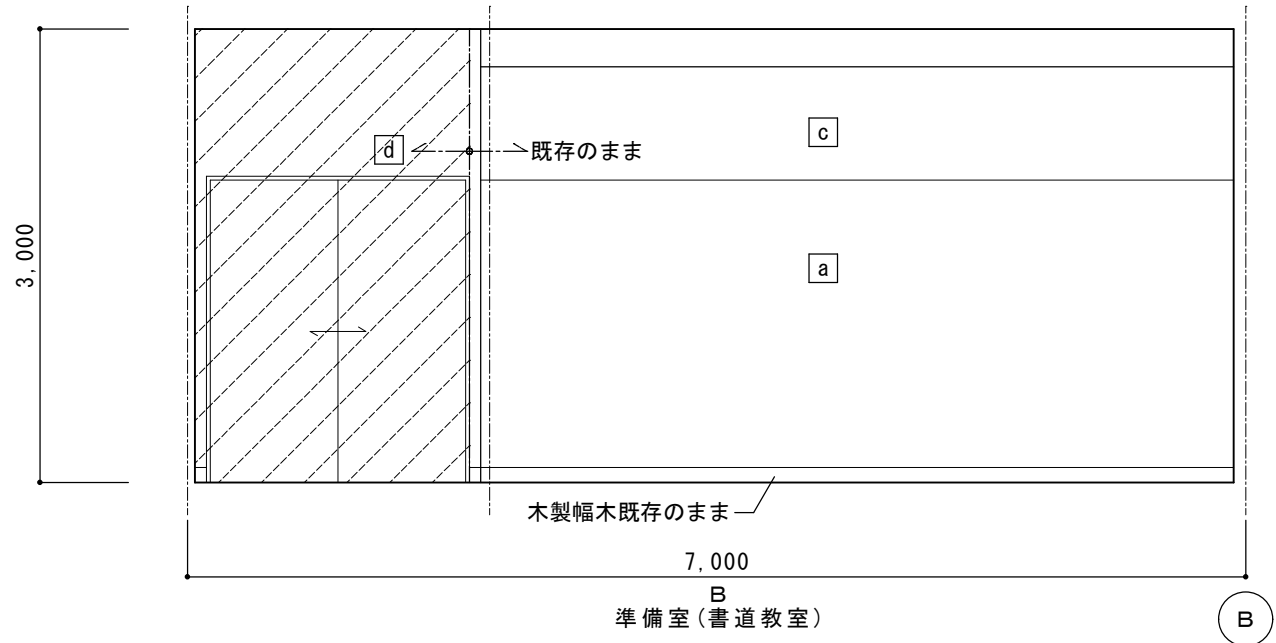
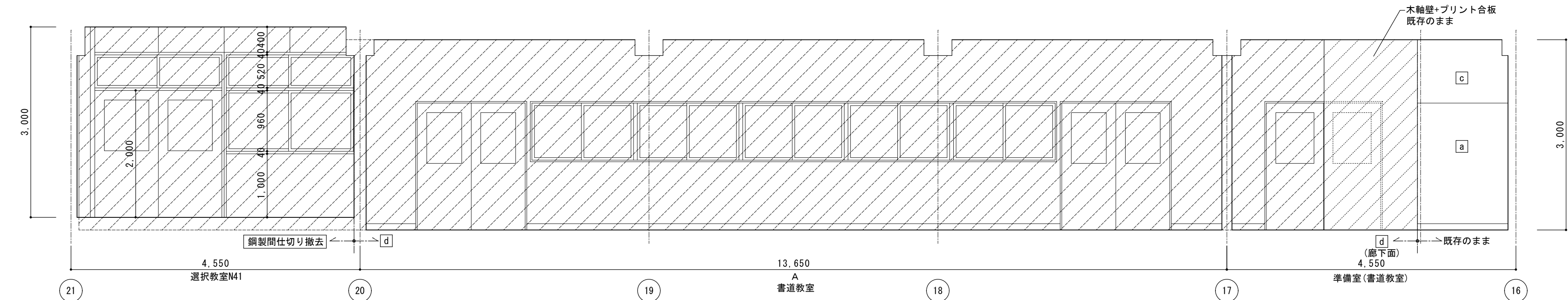
特記事項 ・ 表記は改修内容を示す。 ・ 特記無きは既存のままとする。	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築	●図面番号 A-33	株式会社 宮 建築 設計 MIY A 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)
		●図面名 改修後 3階物理教室 平面詳細図	●縮尺 A2=1/200 A3=71%	



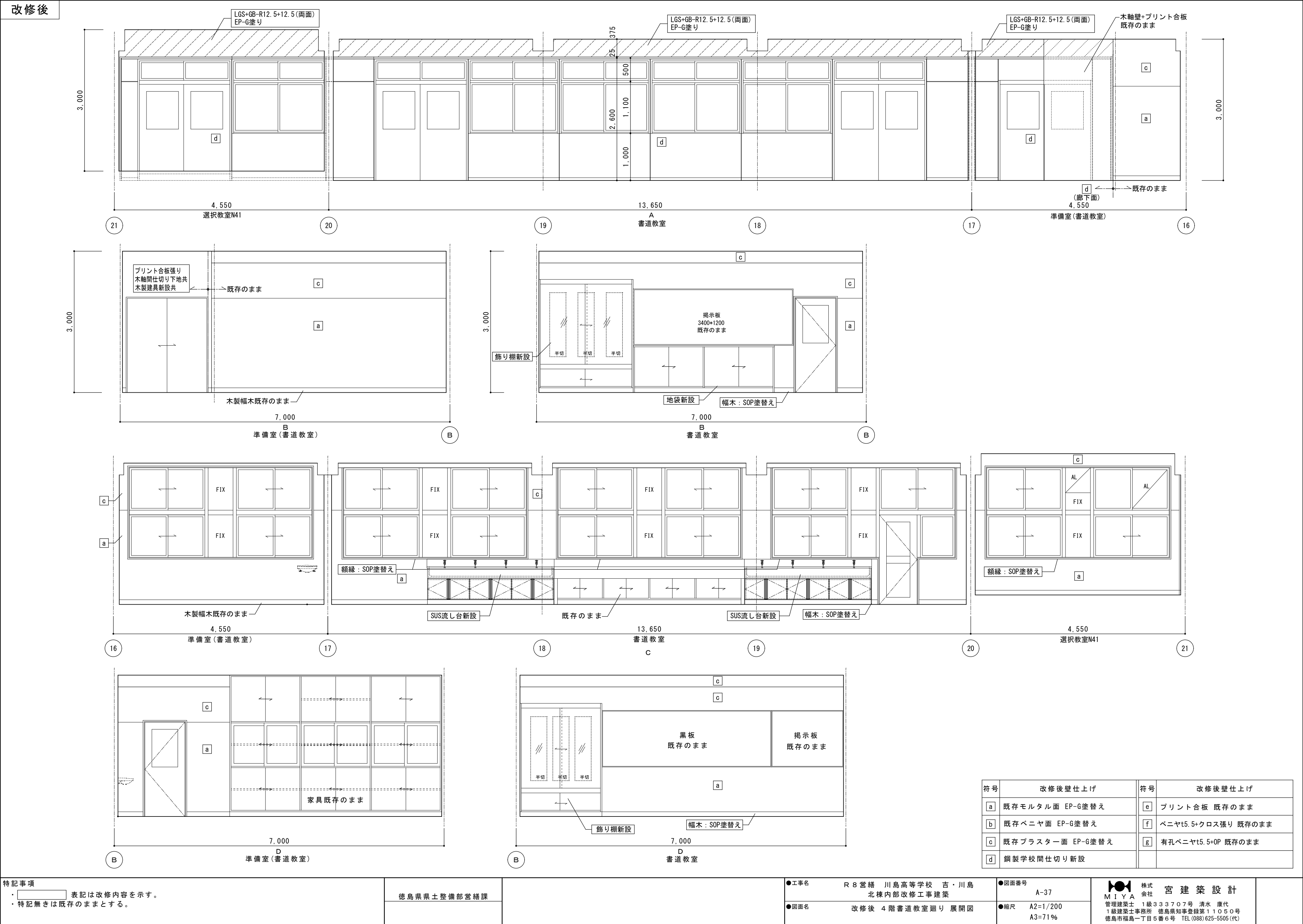
符号	改修前床仕上げ	符号	改修前床仕上げ	符号	改修前壁仕上げ	符号	改修前壁仕上げ
A	フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共	E	木製床組の上 TC 既存のまま	a	M金コテ+EP	e	プリント合板 既存のまま
B	モルタルの上 KI	F	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま	b	ベニヤt5.5+0P	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
C	カーペット敷き撤去 フローリングブロックt=15撤去 敷モルタル共	G	木製床組の上 TC 撤去(床組共)	c	プラスター塗り	g	有孔ベニヤt5.5+0P 既存のまま
D	カーペット敷き撤去 フローリングブロックt=15	H	敷モルタルの上 フローリングブロックt=15 既存のまま	d	既存木軸間仕切り壁撤去		

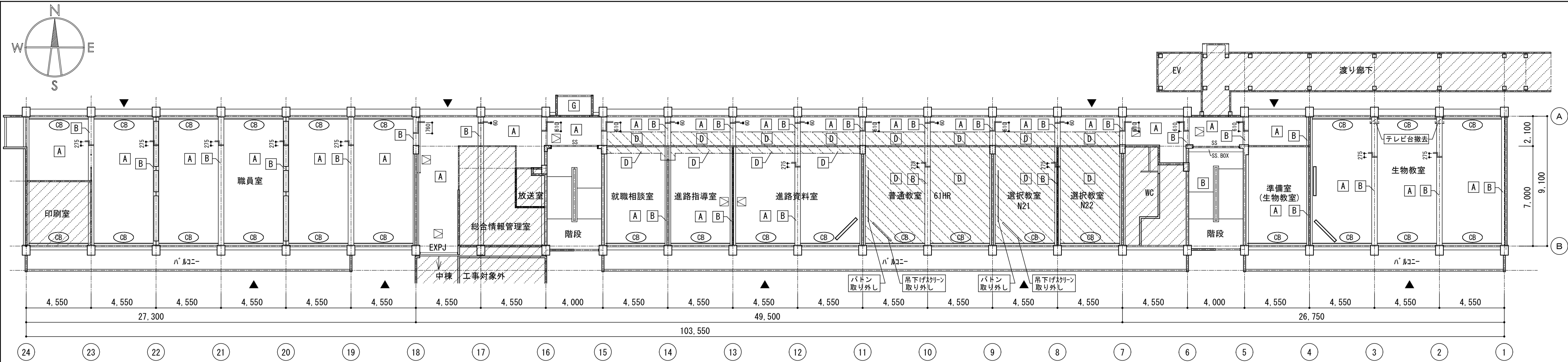


符号	改修後床仕上げ	符号	改修後床仕上げ	符号	改修後壁仕上げ	符号	改修後壁仕上げ
A	モルタル塗りの上 FS新設	E	木製床組の上 TC 既存のまま	a	既存モルタル面 EP-G塗替え	e	プリント合板 既存のまま
B	下地調整(カチオン系)の上、FS新設	F	木製床組の上 フローリングブロックt15 既存のまま	b	既存ベニヤ面 EP-G塗替え	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
C	モルタル塗りの上 FS新設	G	乾式置き床+ラワンベニヤ12+5.5の上 FS新設	c	既存プラスター面 EP-G塗替え	g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
D	既存フローリングブロック面サンダー掛けの上 UC塗り			d	鋼製学校間仕切り新設		

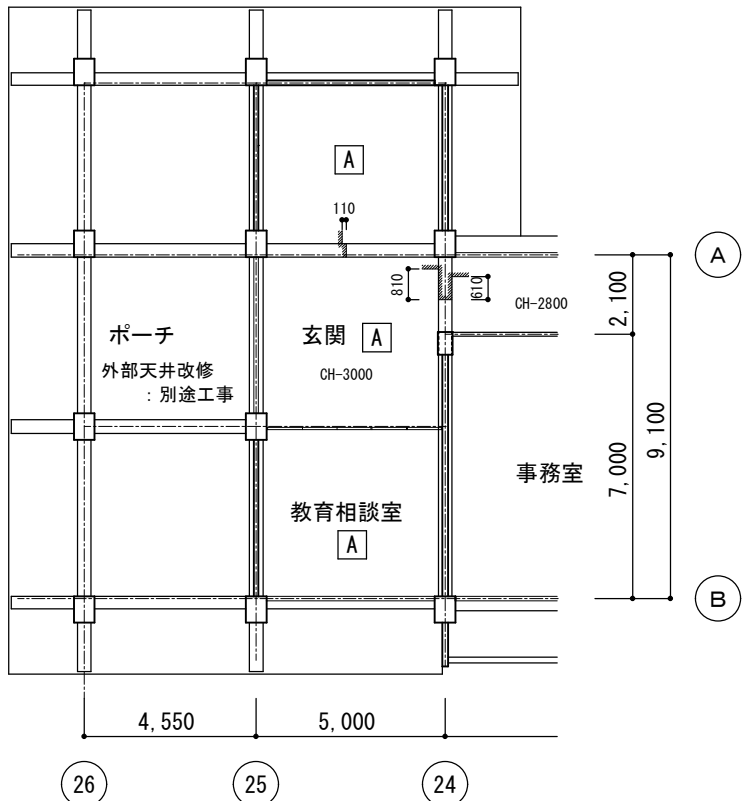


符号	改修前壁仕上げ	符号	改修前壁仕上げ
a	M金コテ+EP	e	プリント合板 既存のまま
b	ベニヤt5.5+OP	f	ベニヤt5.5+クロス張り 既存のまま
c	ブラスター塗り	g	有孔ベニヤt5.5+OP 既存のまま
d	既存木軸間仕切り壁撤去		



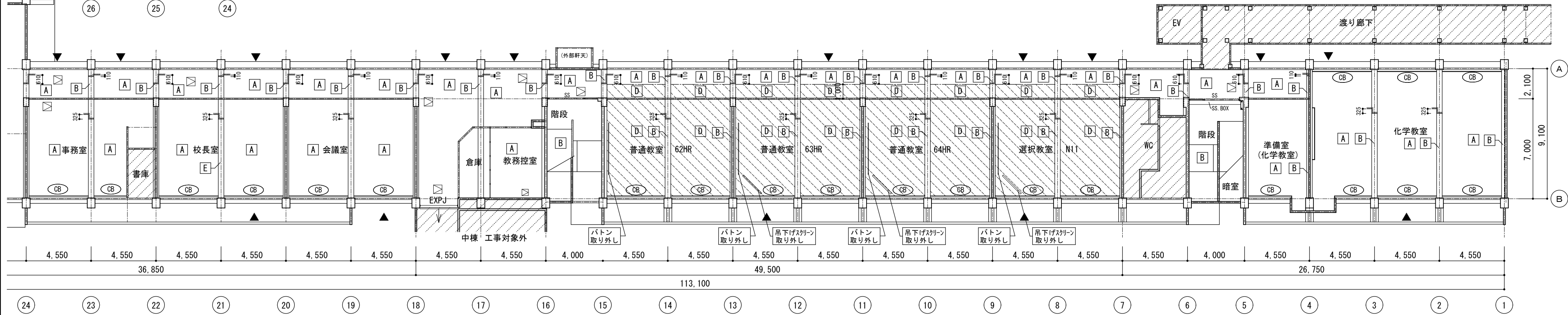


2 階平面図



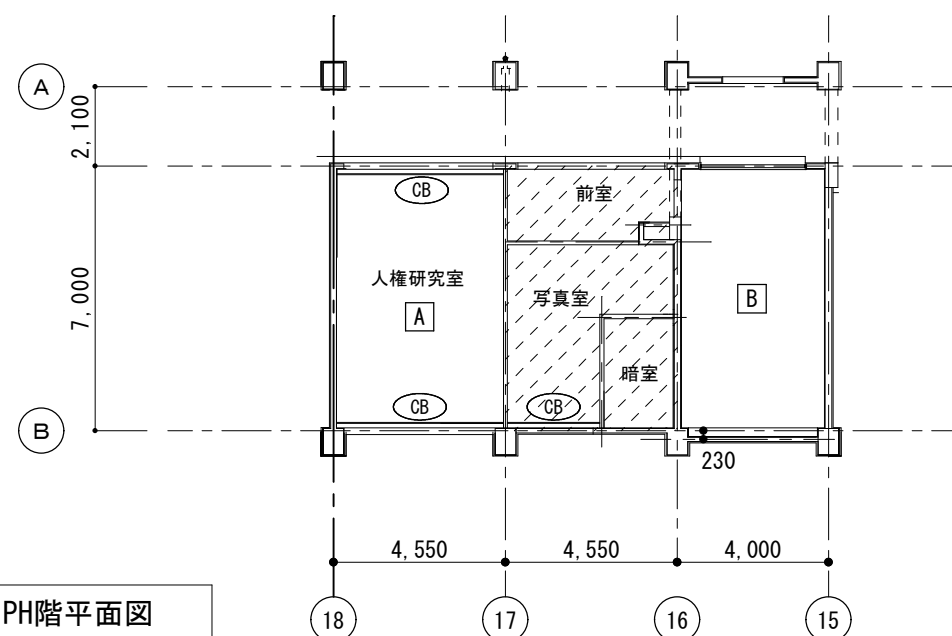
符号	凡例	改修前天井仕上げ	符号	改修前天井仕上げ
A		GB-R9+マグネシヤ不燃ボード	G	FK6 EP塗り
B		プラスター塗り		
C		GB-R9.5 EP塗り	CB	木製カーテンBOX
D		GB-R9+マグネシヤ不燃ボード 撤去 LGS下地共		
E		プリント合板張り 既存のまま	▽	天井点検口 特記無きは既存のまま
F		DR9 既存のまま		

※ 上記以外は既存のまま



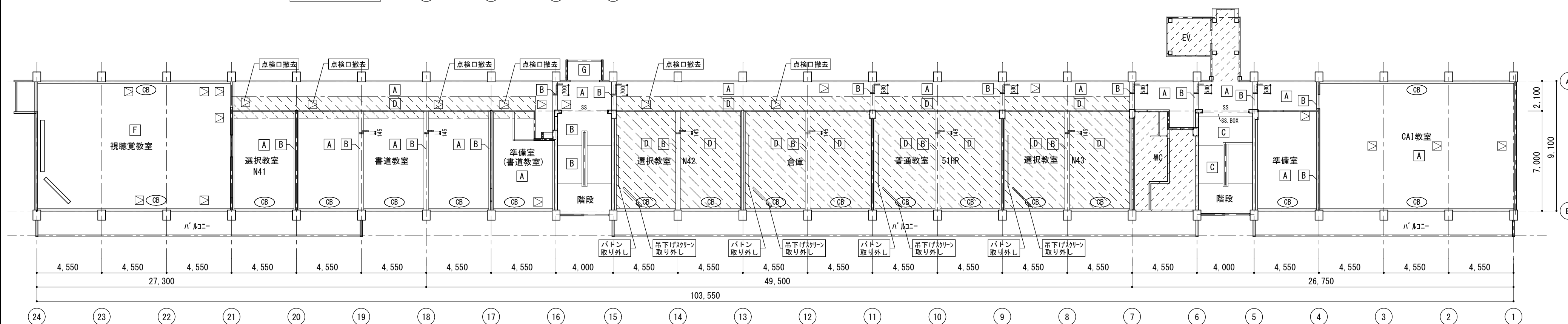
1 階平面図

▼: ブレース位置を示す

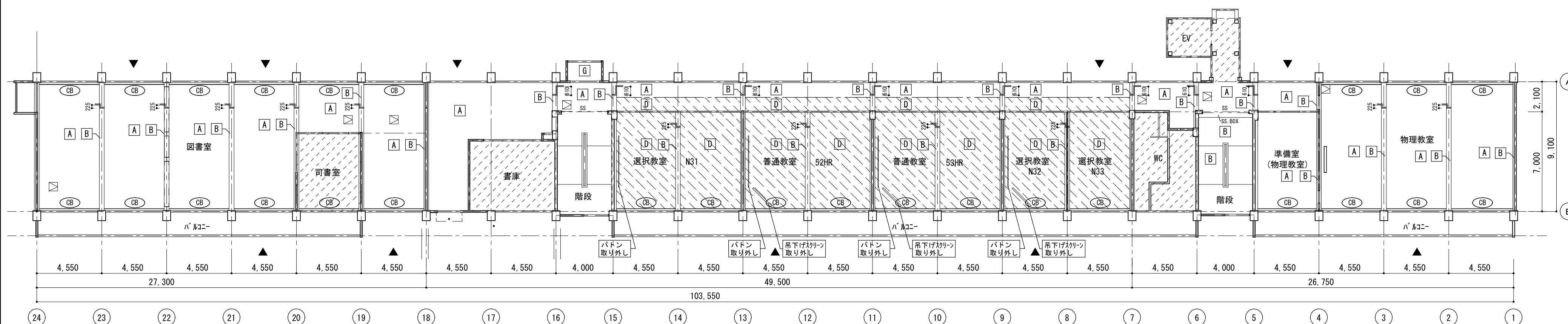


符号	凡例	改修前天井仕上げ	符号	改修前天井仕上げ
		GB-R9+マグネシヤ不燃ボード		FK6 EP塗り
		プラスター塗り		
		GB-R9.5 EP塗り		木製カテンBOX
		GB-R9+マグネシヤ不燃ボード 撤去 LGS下地共		
		プリント合板張り 既存のまま		天井点検口 特記無きは既存のまま
		DR9 既存のまま		

※ 上記以外は既存のまま



4 階平面図



3階平面図

▼: ブレース位置を示す

 工事対象外範囲を示す

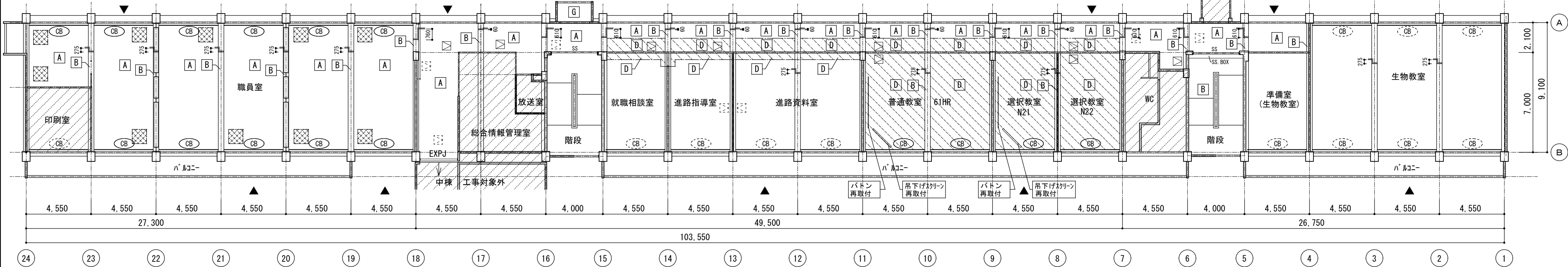
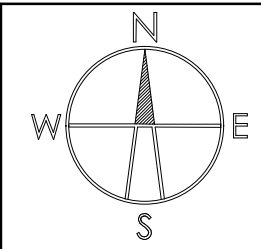
徳島県県土整備部営繕課

●工事名	R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築
------	----------------------------------

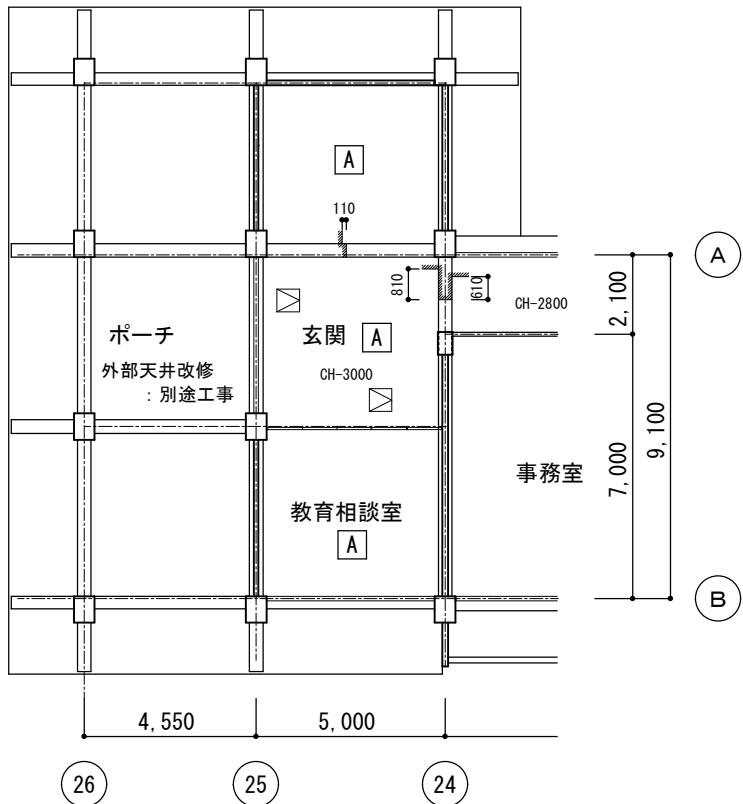
●図面名	改修前 3・4・PH階 天井伏図
------	------------------

●図面番号	A-39
●縮尺	A2=1/200 A3=71%

 株式会社 宮 建築設計
MIYA
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

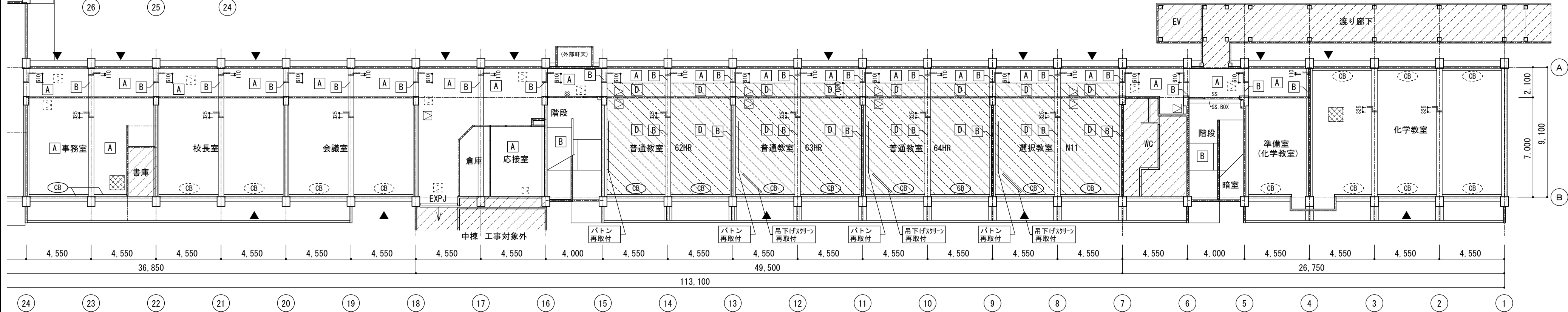


2 階平面図



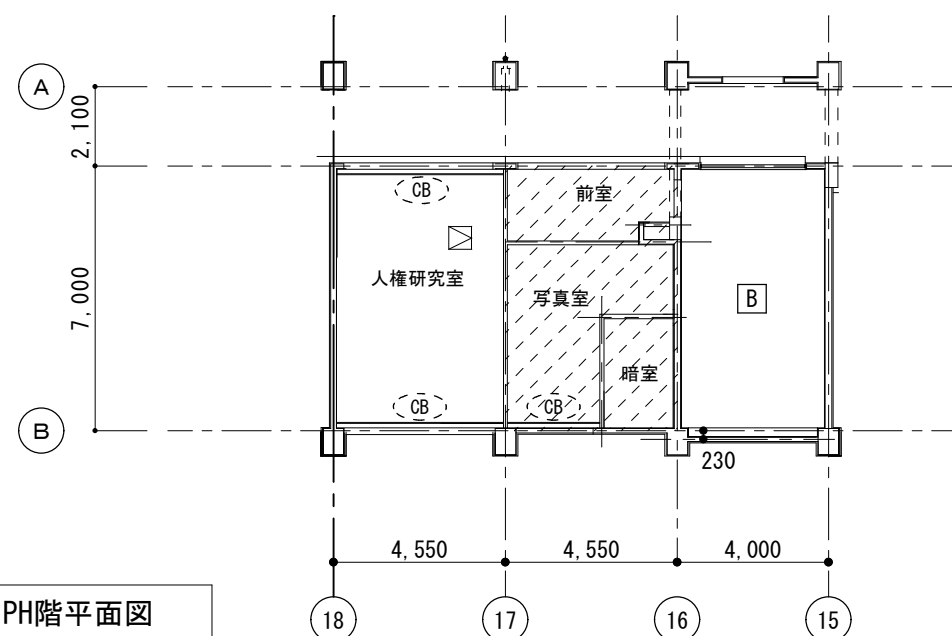
符号	凡例	改修前天井仕上げ	符号	改修前天井仕上げ
A		既存ボード面 EP-G塗替え	G	既存ボード面 EP-G塗替え
B		既存プラスター面 EP-G塗替え	CB	既存木製カーテンBOX EP-G塗替え
C		既存ボード面 EP-G塗替え	CB	既存木製カーテンBOX 既存のまま
D		GB-R9.5+DR9 LGS下地 共		天井点検口 既存のまま
E		プリント合板張り 既存のまま		天井点検口新設 アルミ口600 額縁タイプ
F		DR9 既存のまま		設備工事のため天井仕上材のみ 1.0*1.0m程度撤去・新設

※ 上記以外は既存のまま



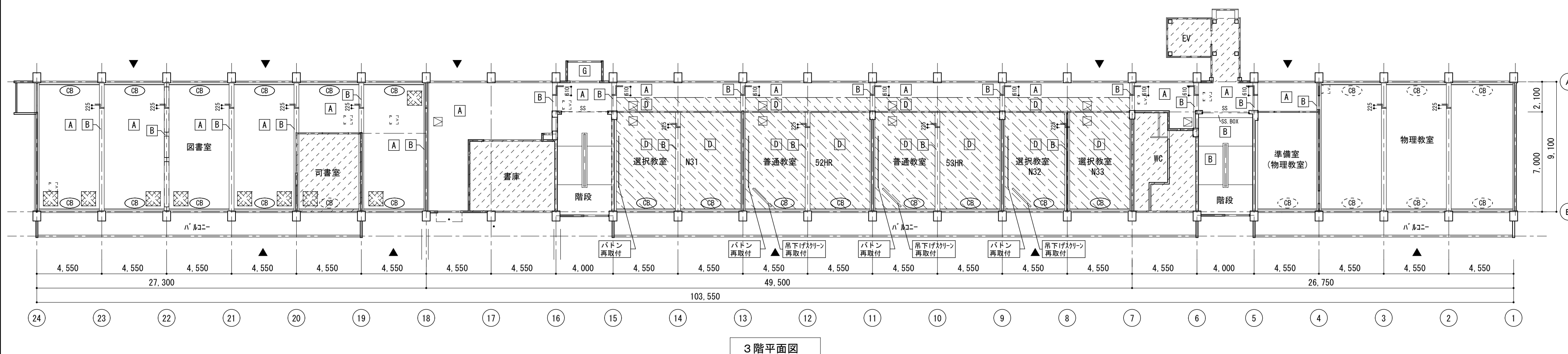
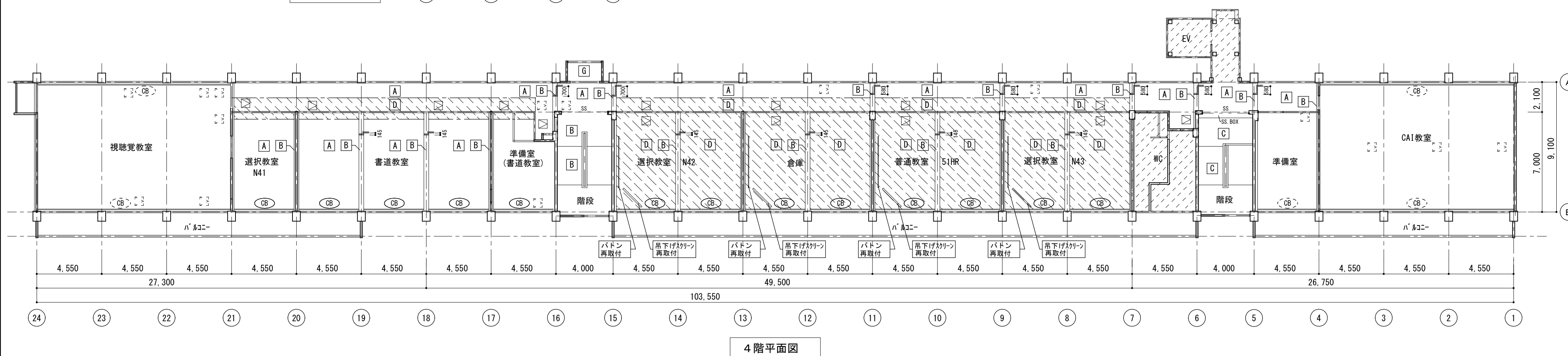
1 階平面図

▼: ブレース位置を示す



符号	凡例	改修前天井仕上げ	符号	改修前天井仕上げ
		既存ボード面 EP-G塗替え		既存ボード面 EP-G塗替え
		既存ブラスター面 EP-G塗替え		既存木製カテナンBOX EP-G塗替え
		既存ボード面 EP-G塗替え		既存木製カテナンBOX 既存のまま
		GB-R9. 5+DR9 LGS下地共		天井点検口 既存のまま
		プリント合板張り 既存のまま		天井点検口新設 アルミ□600 額縁タイプ
		DR9 既存のまま		設備工事のため天井上材のみ 1.0×1.0m程度増大・新設

※ 上記以外は既存のまま



▼: ブレース位置を示す

 工事対象外範囲を示す

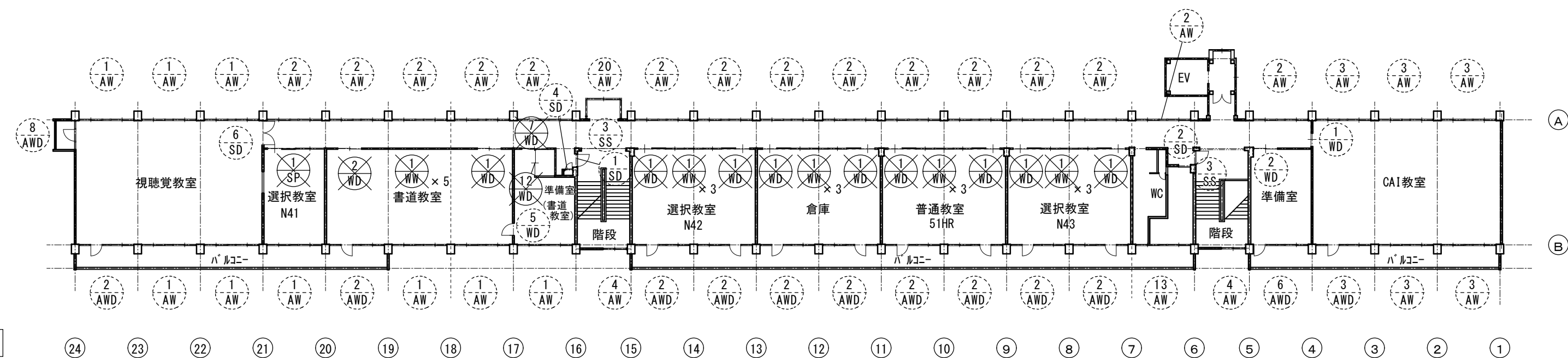
徳島県県土整備部営繕課

●工事名	R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築
------	----------------------------------

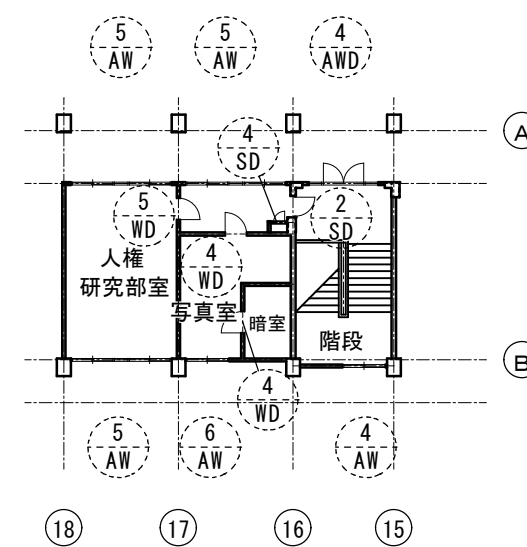
●図面名 改修後 3・4・PH階 天井伏図

●図面番号	A-41
●縮尺	A2=1/200 A3=71%

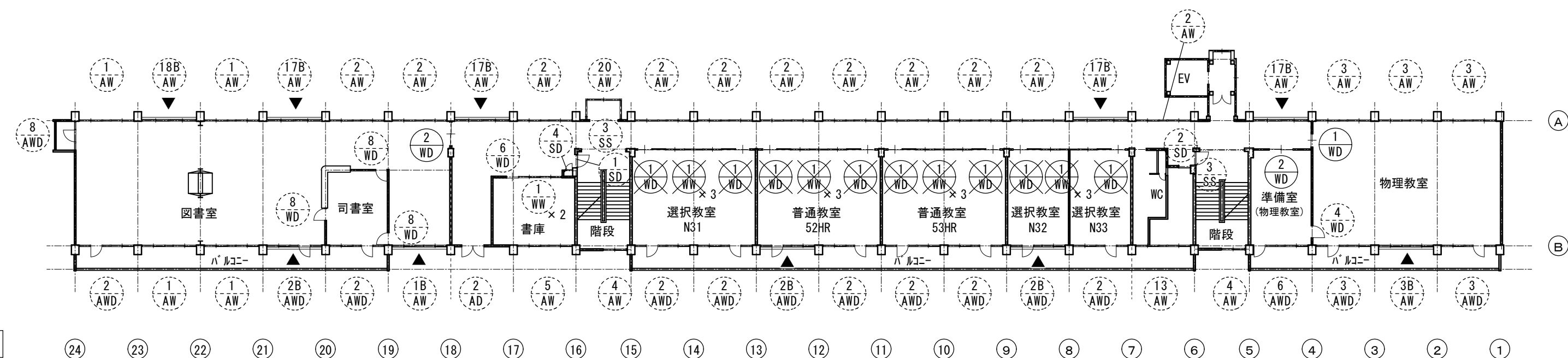

 株式 宮 建築設計
 会社
 MIYA
 管理建築士 1級333707号 清水 康代
 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)



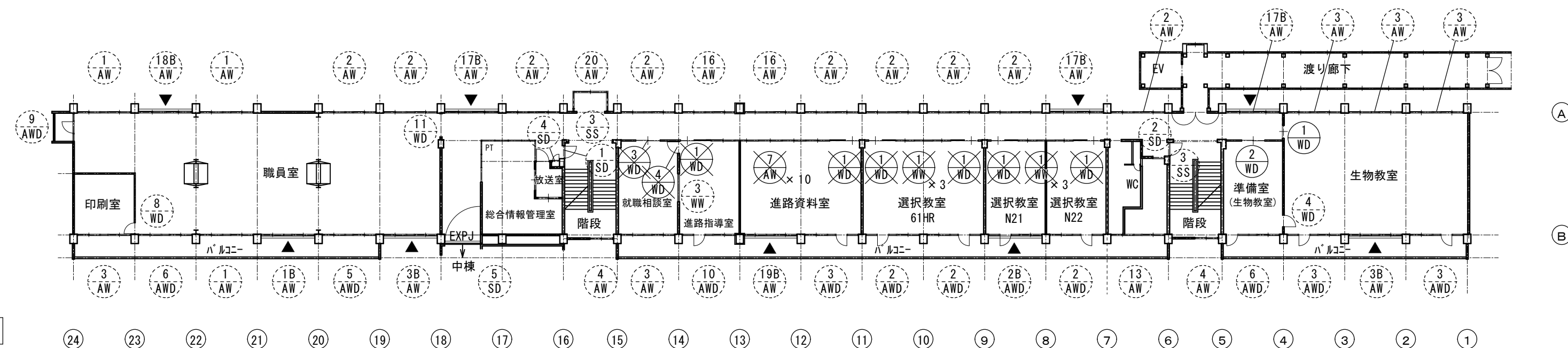
4階建具配置図 1/300



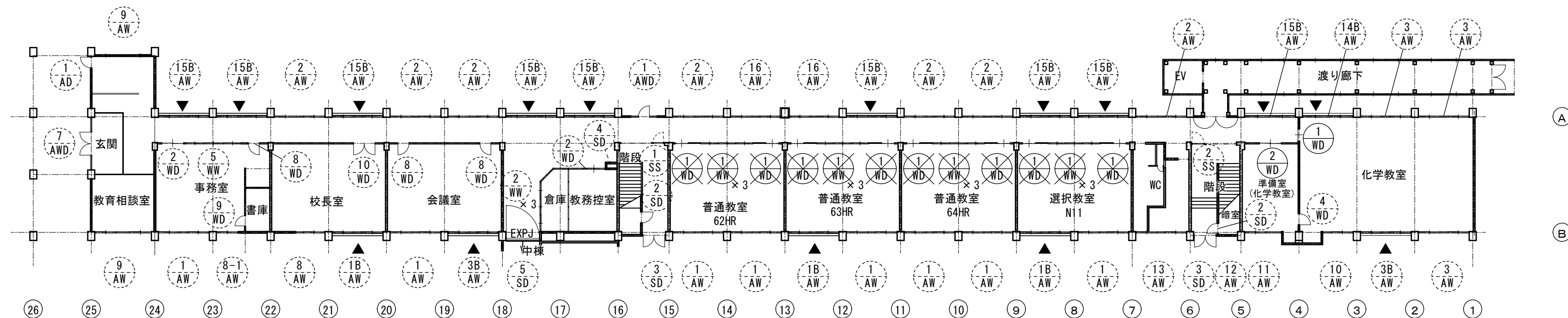
PH階建具配置図 1/300



3階建具配置図 1/300



2階建具配置図 1/300



1階建具配置図 1/300

特記事項
・建具配置は平面詳細図による。
・▼: プレース位置を示す

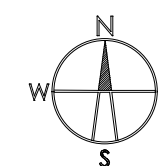
凡例		撤去建具		改修建具
		新設建具		建具既存のまま

徳島県県土整備部営繕課

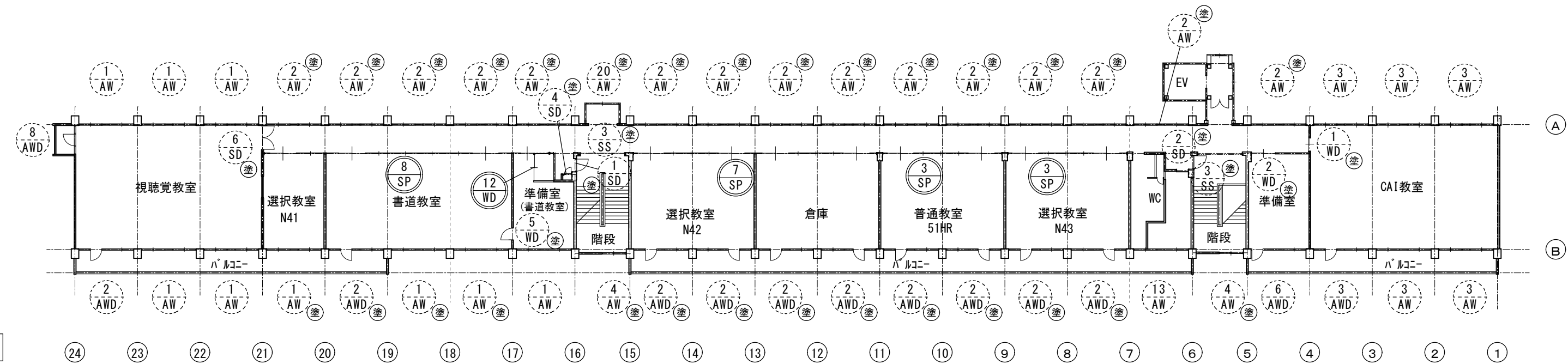
●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島
北棟内部改修工事建築
●図面名 改修前 建具配置図

●図面番号 A-42
●縮尺 A2=1/300
A3=71%

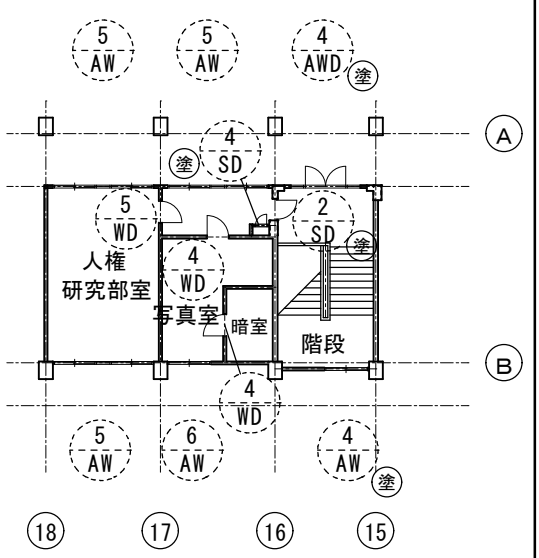
株式会社 宮 建築設計
MIYAYAMA
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)



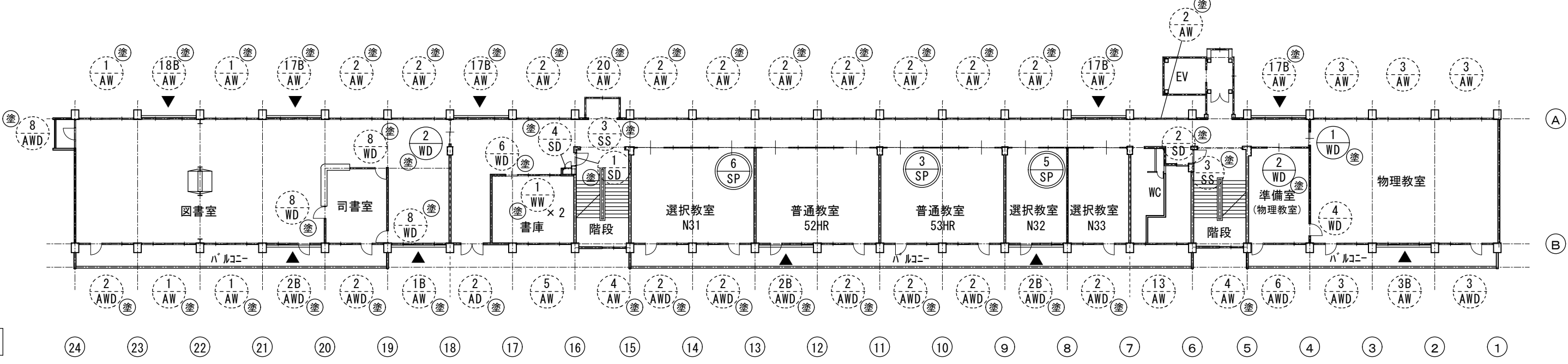
4階建具配置図 1/300



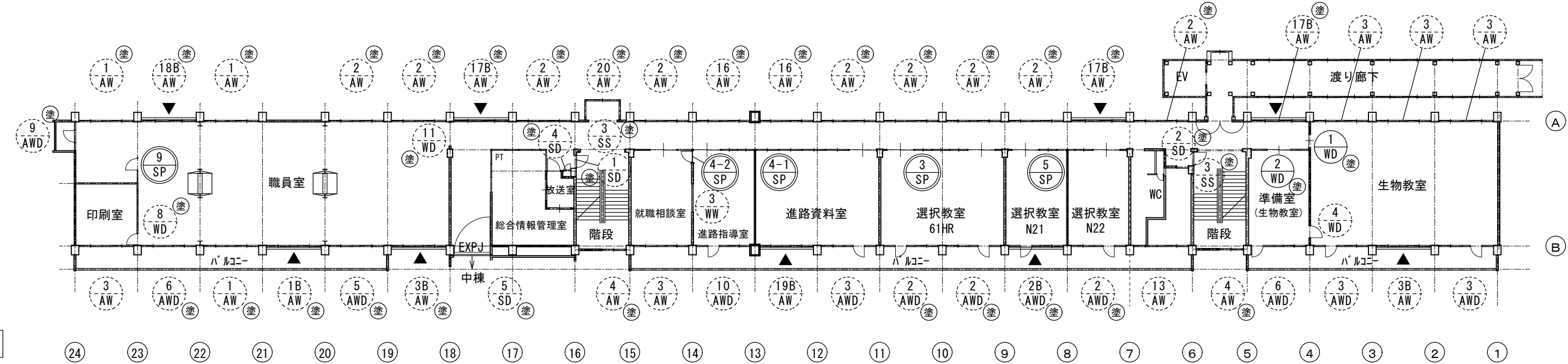
PH階建具配置図 1/300



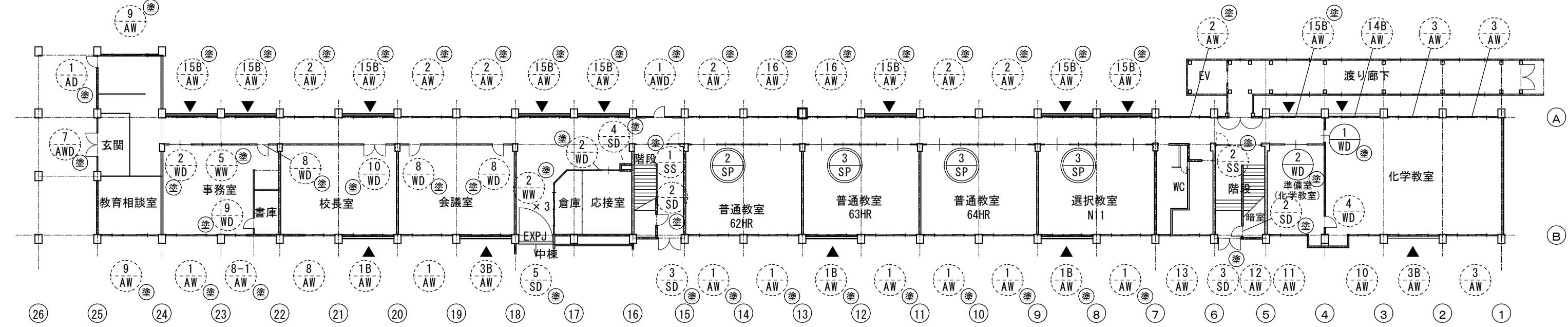
3階建具配置図 1/300



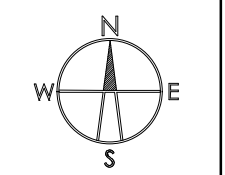
2階建具配置図 1/300



1階建具配置図 1/300

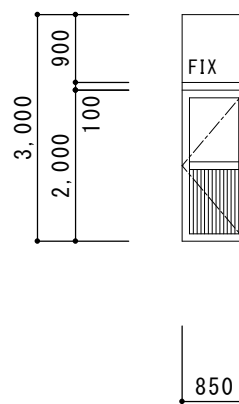
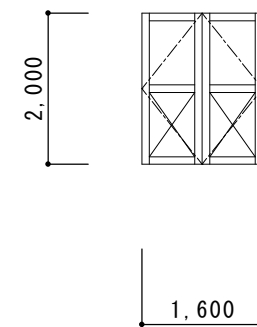
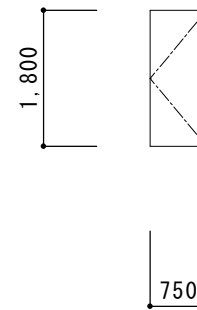
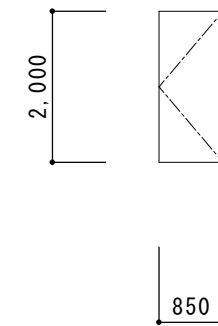
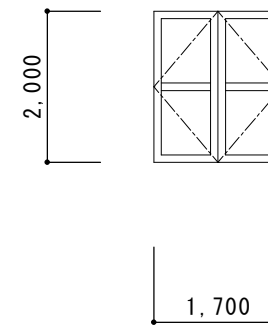
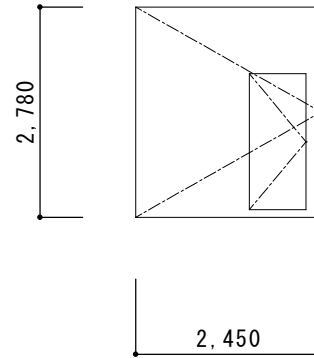
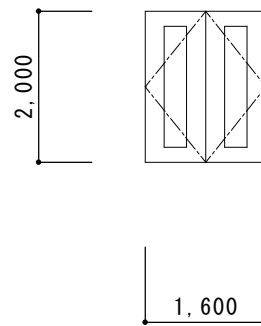
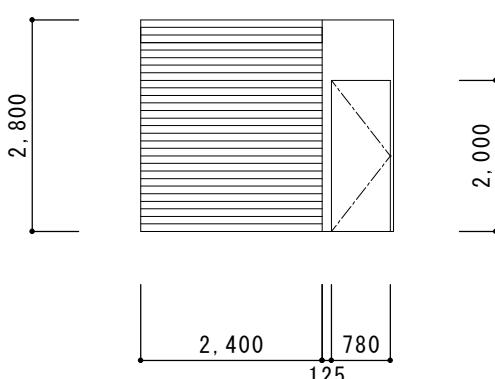
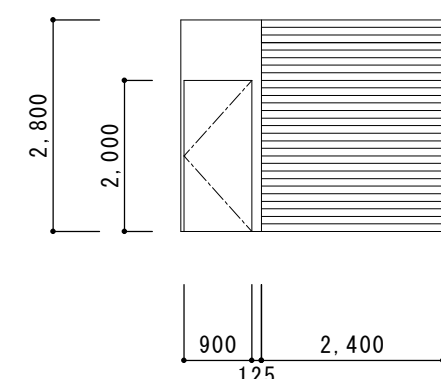
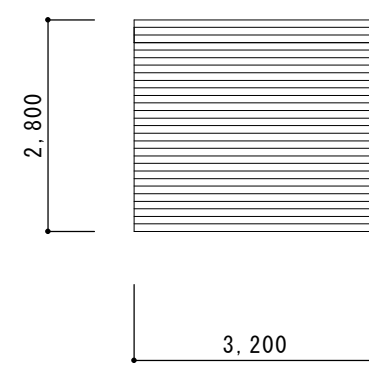


凡例
・塗: 塗装改修を示す。
ただし、塗装改修範囲は下記のとおりとする。
(AW、AWD: 木製額縁
SD: 扉、建具枠
SS: スラット、BOX(見え掛りのみ)、枠
WD: 扉、木製枠)

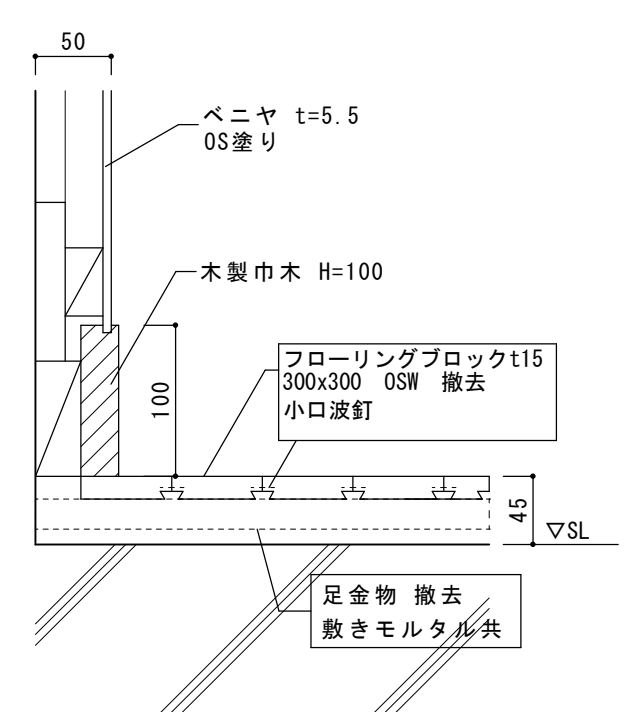
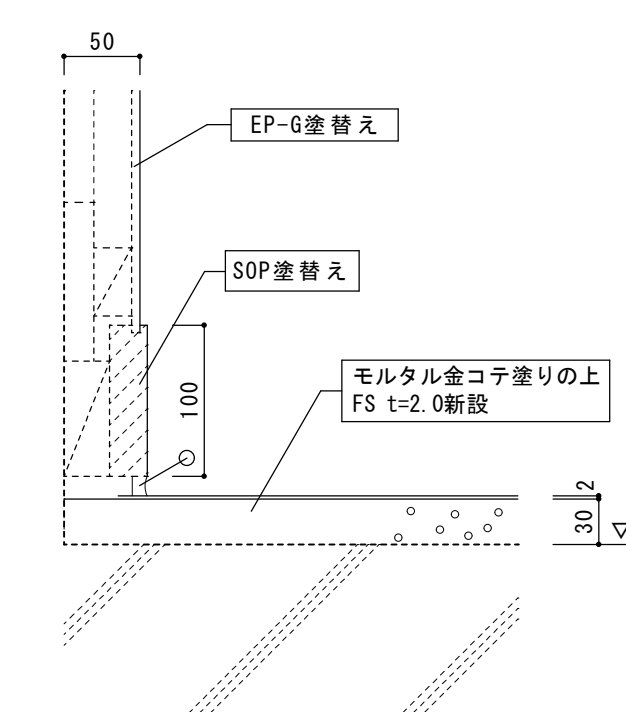
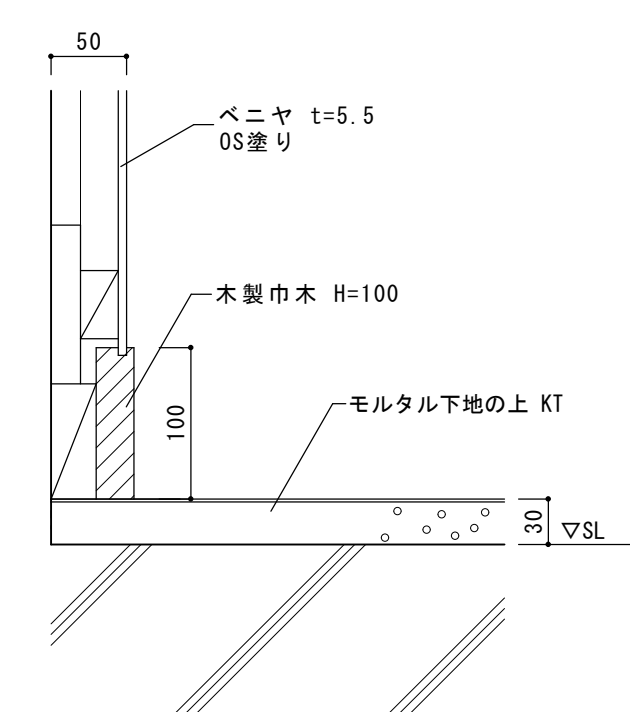
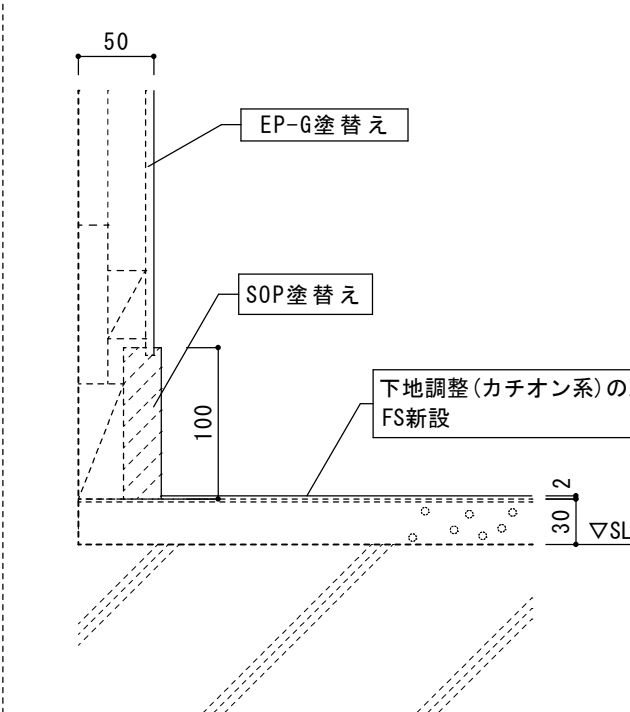
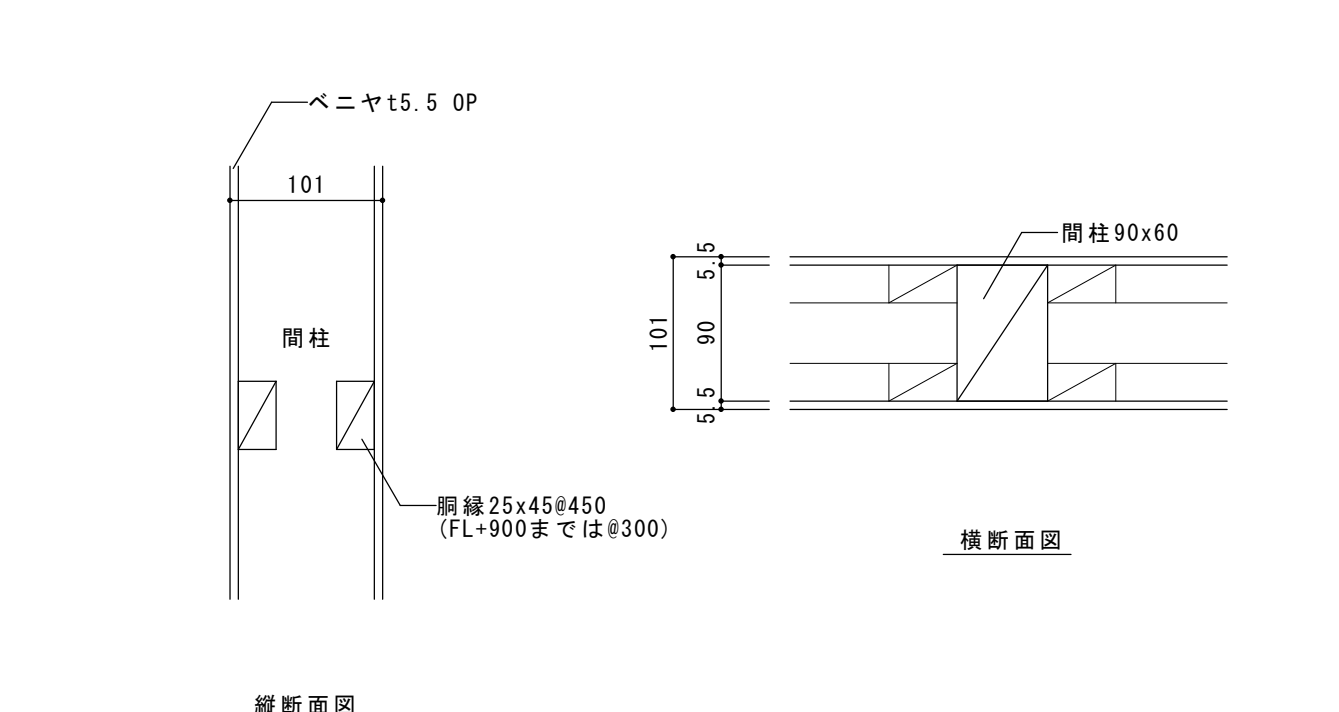
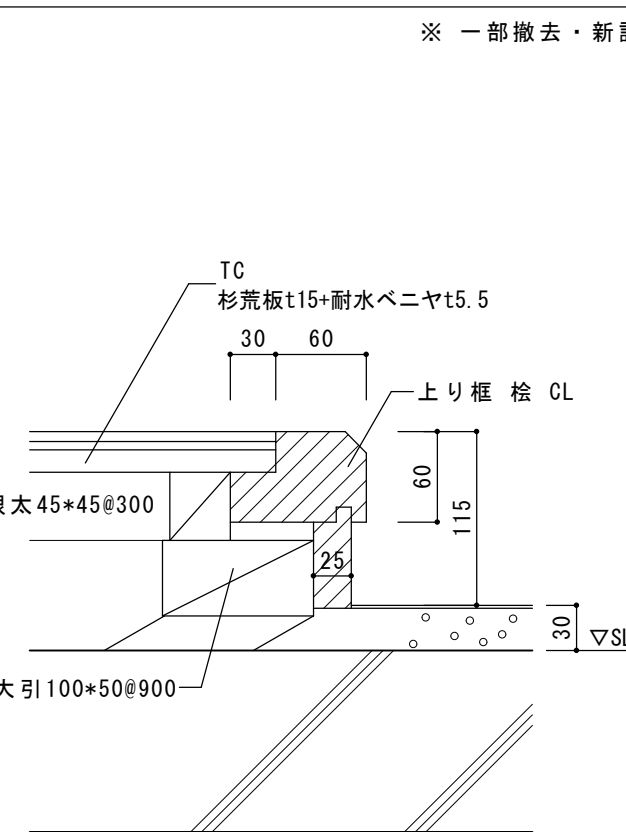
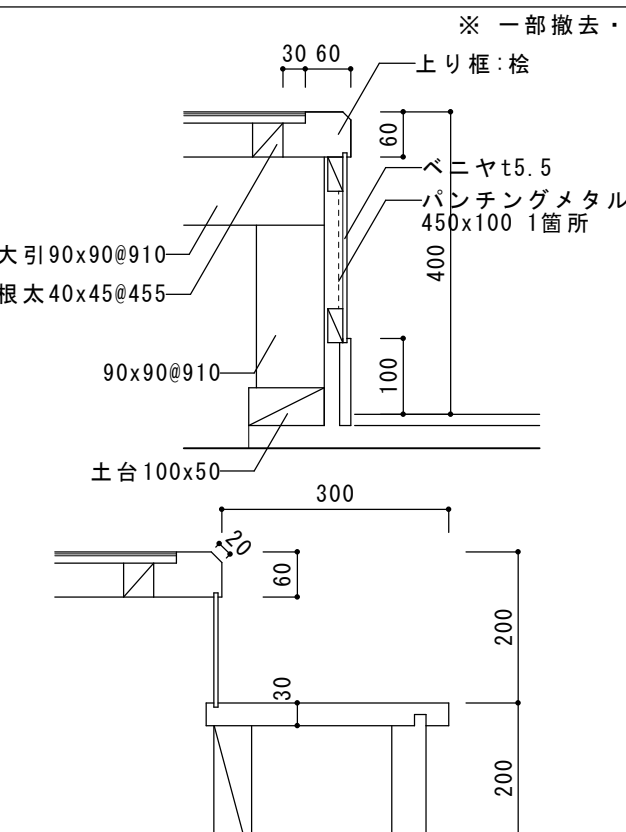
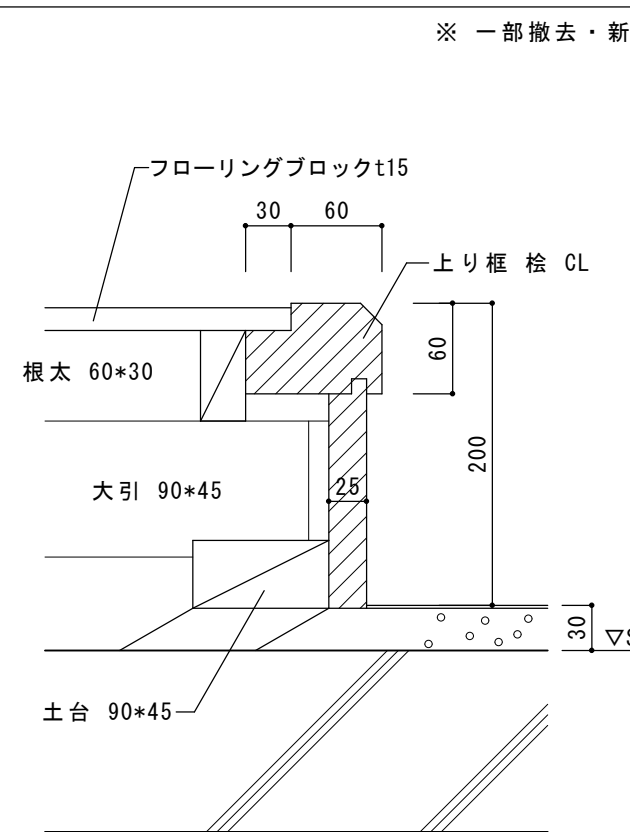
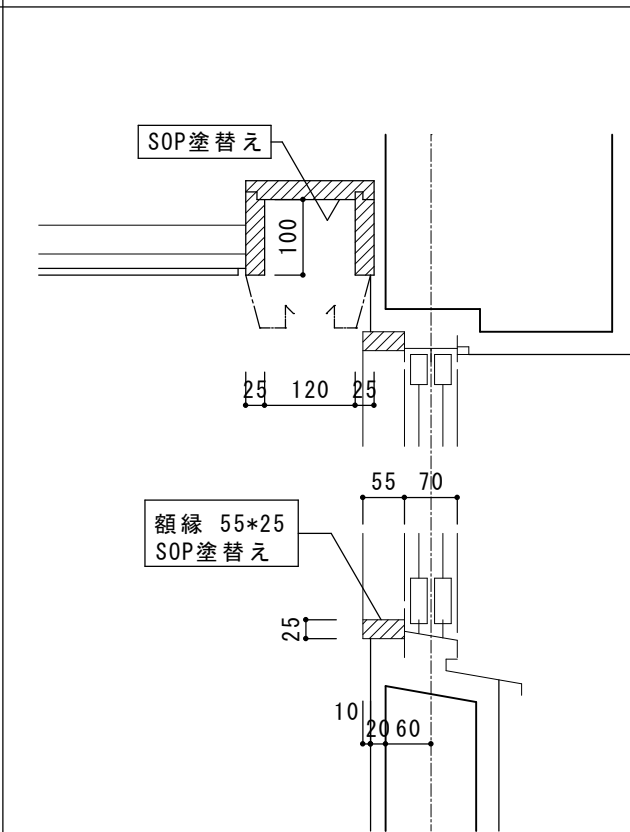
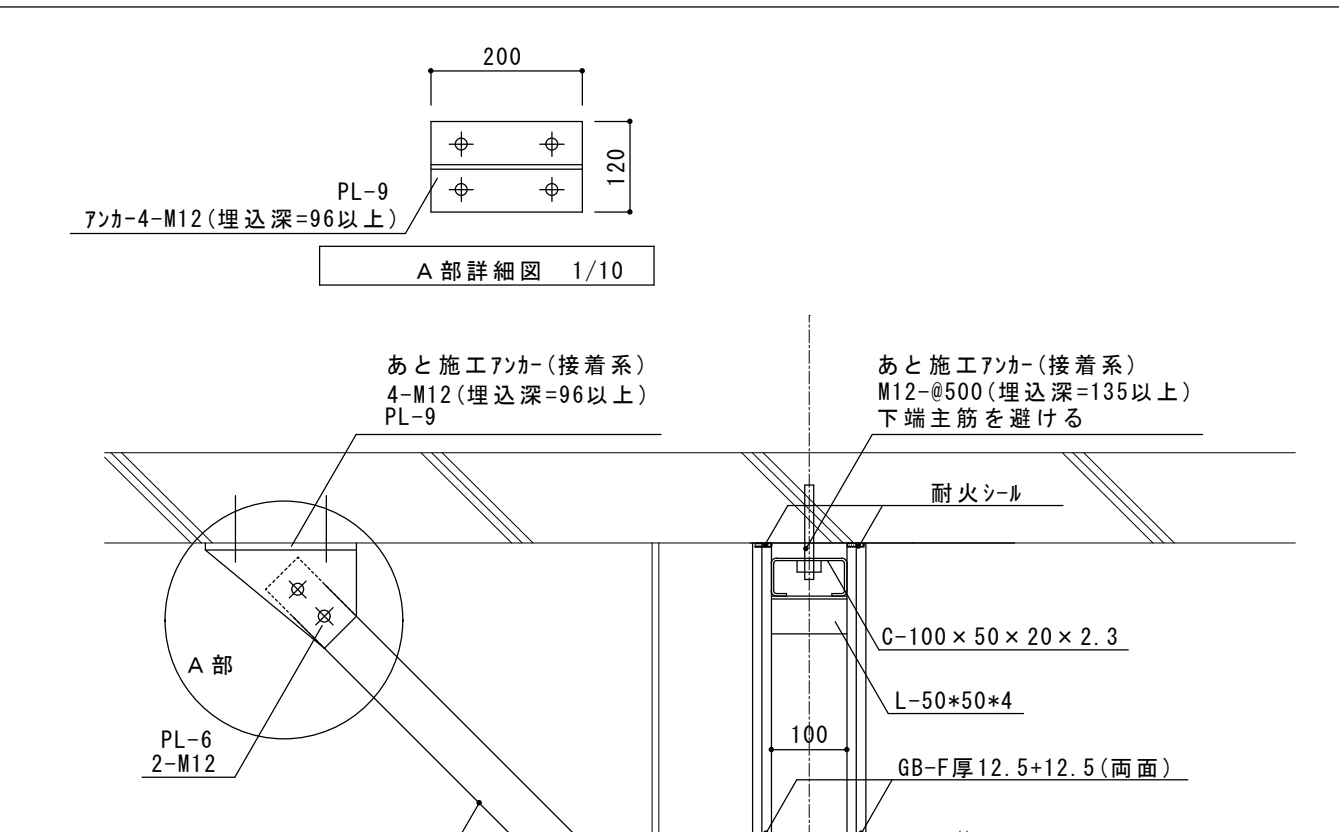
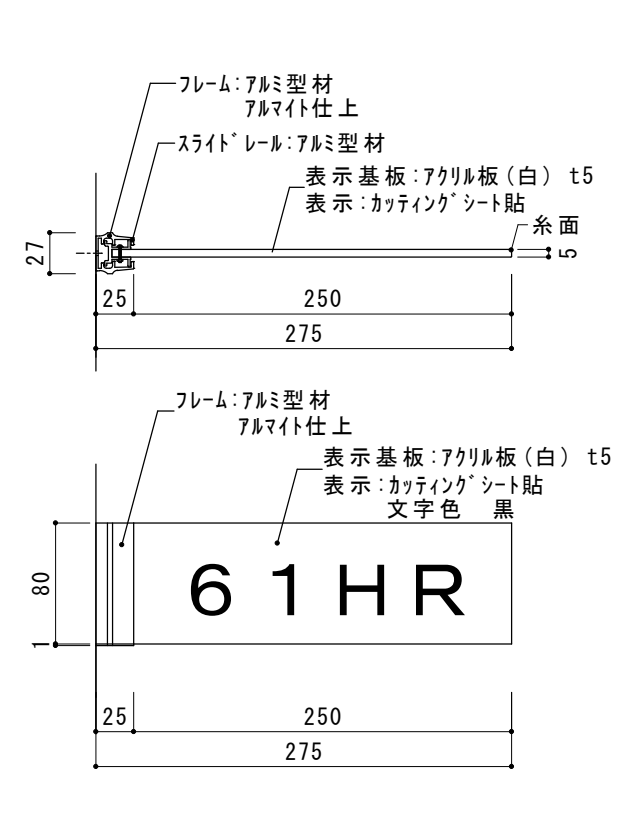
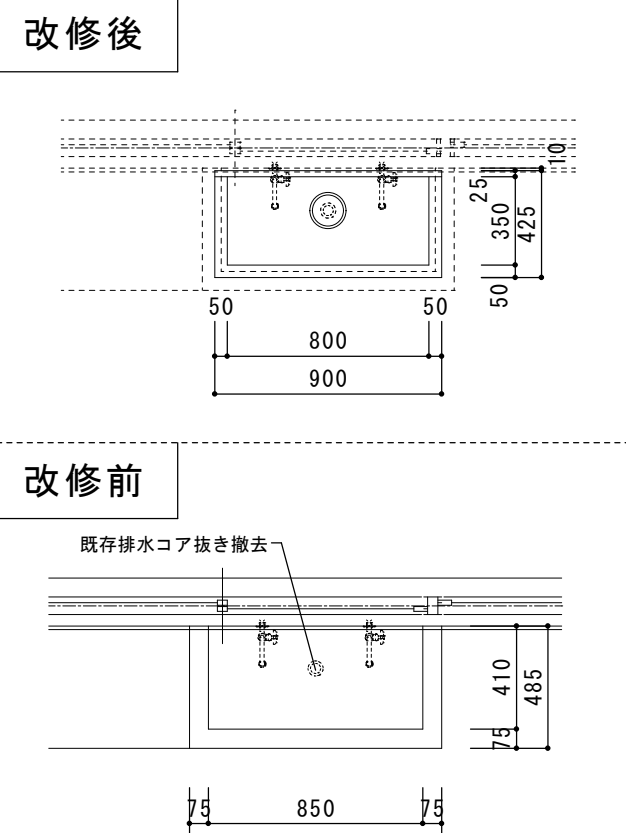
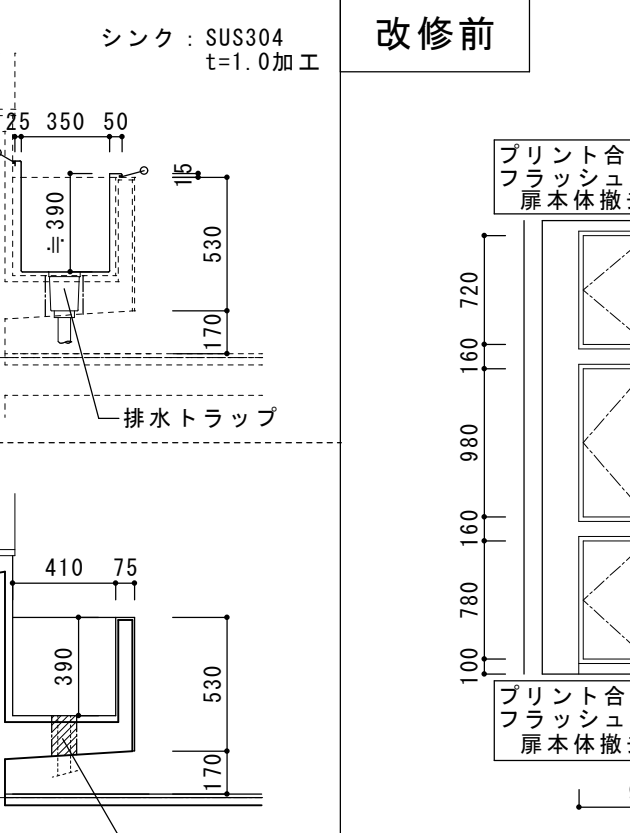
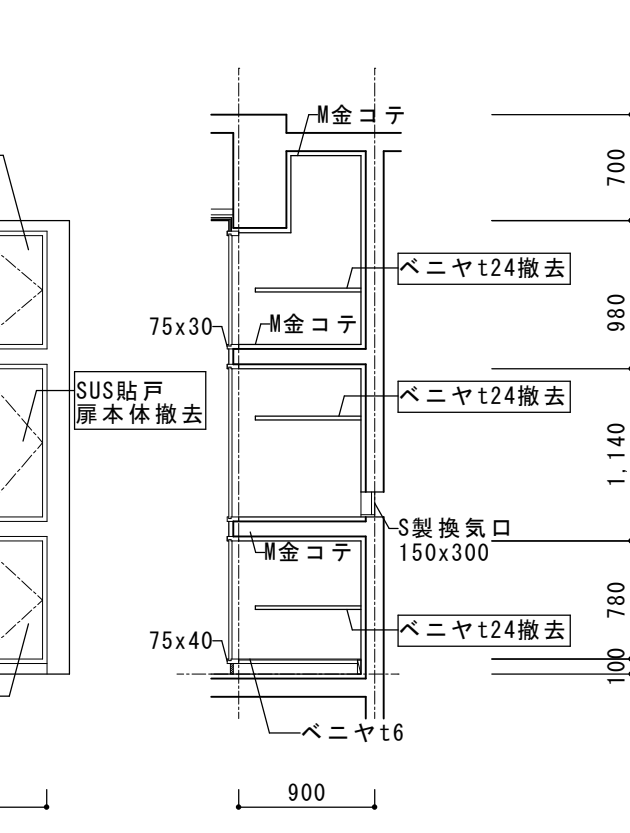
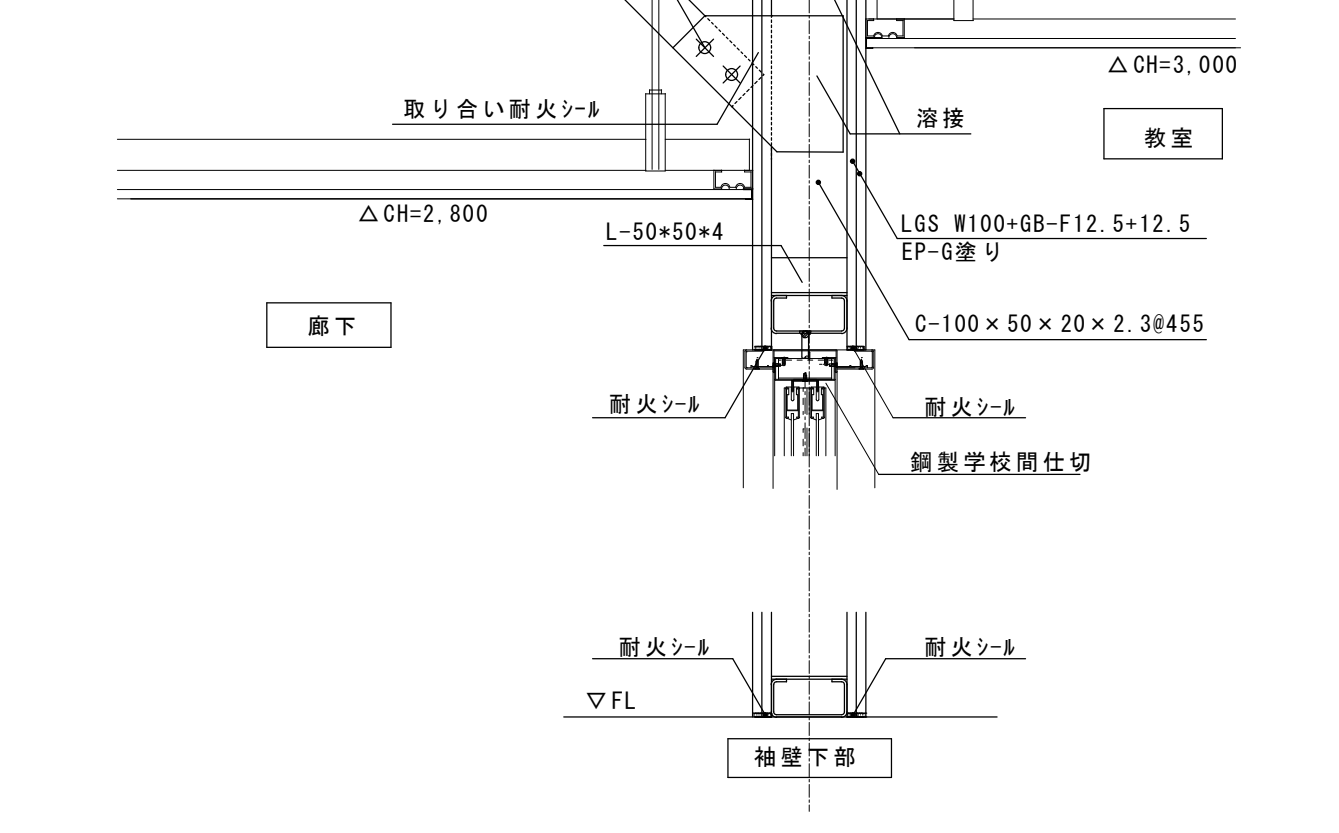


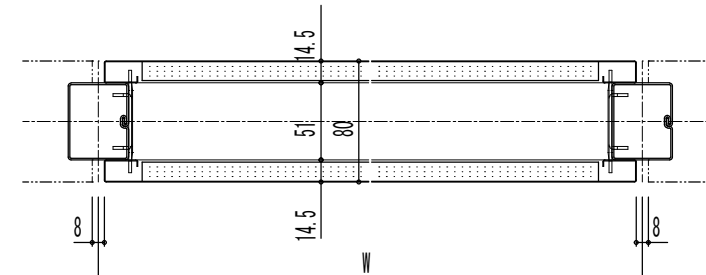
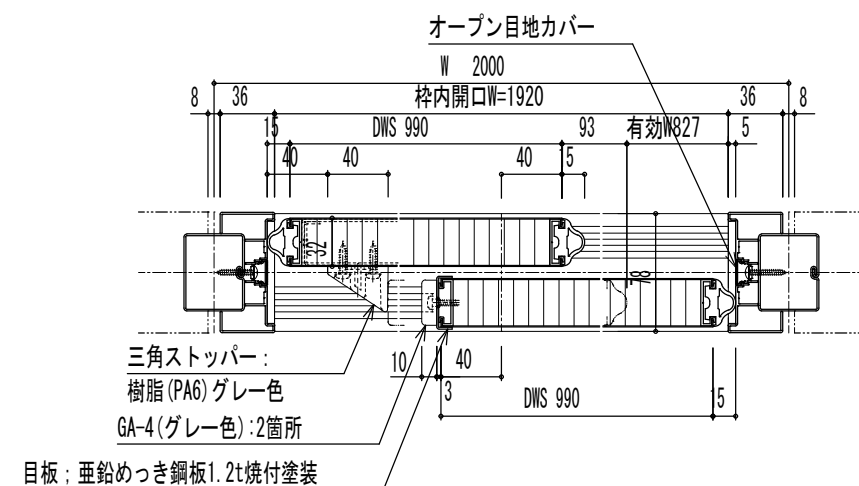
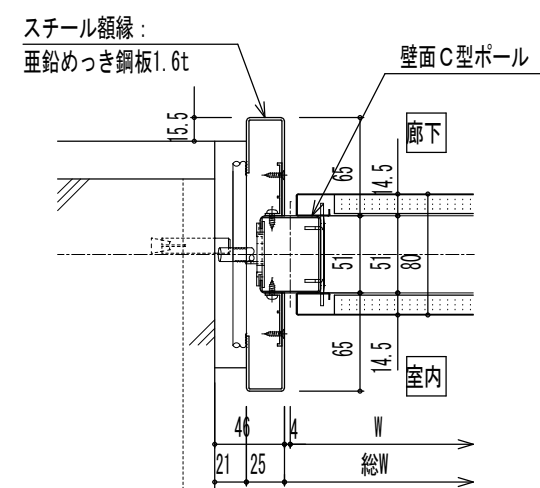
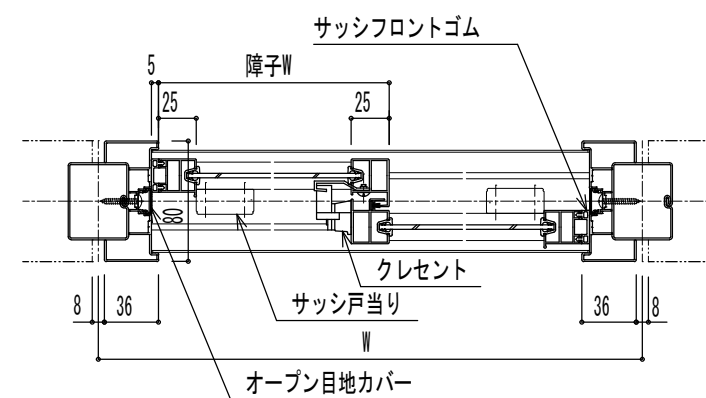
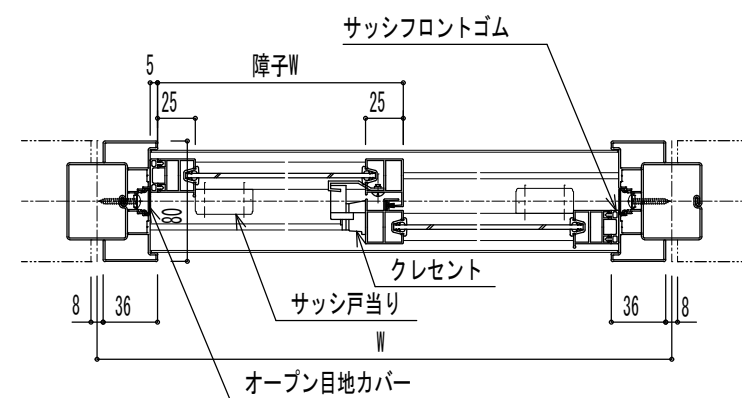
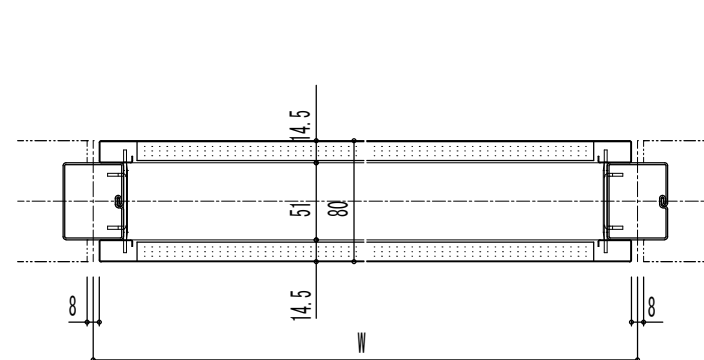
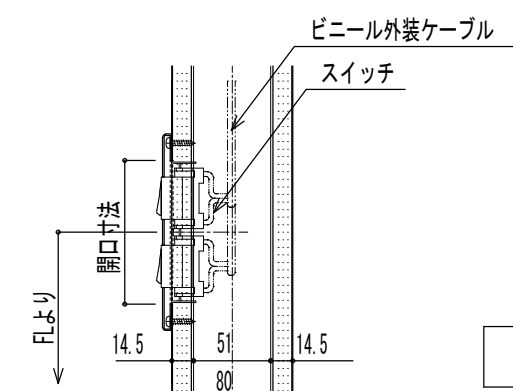
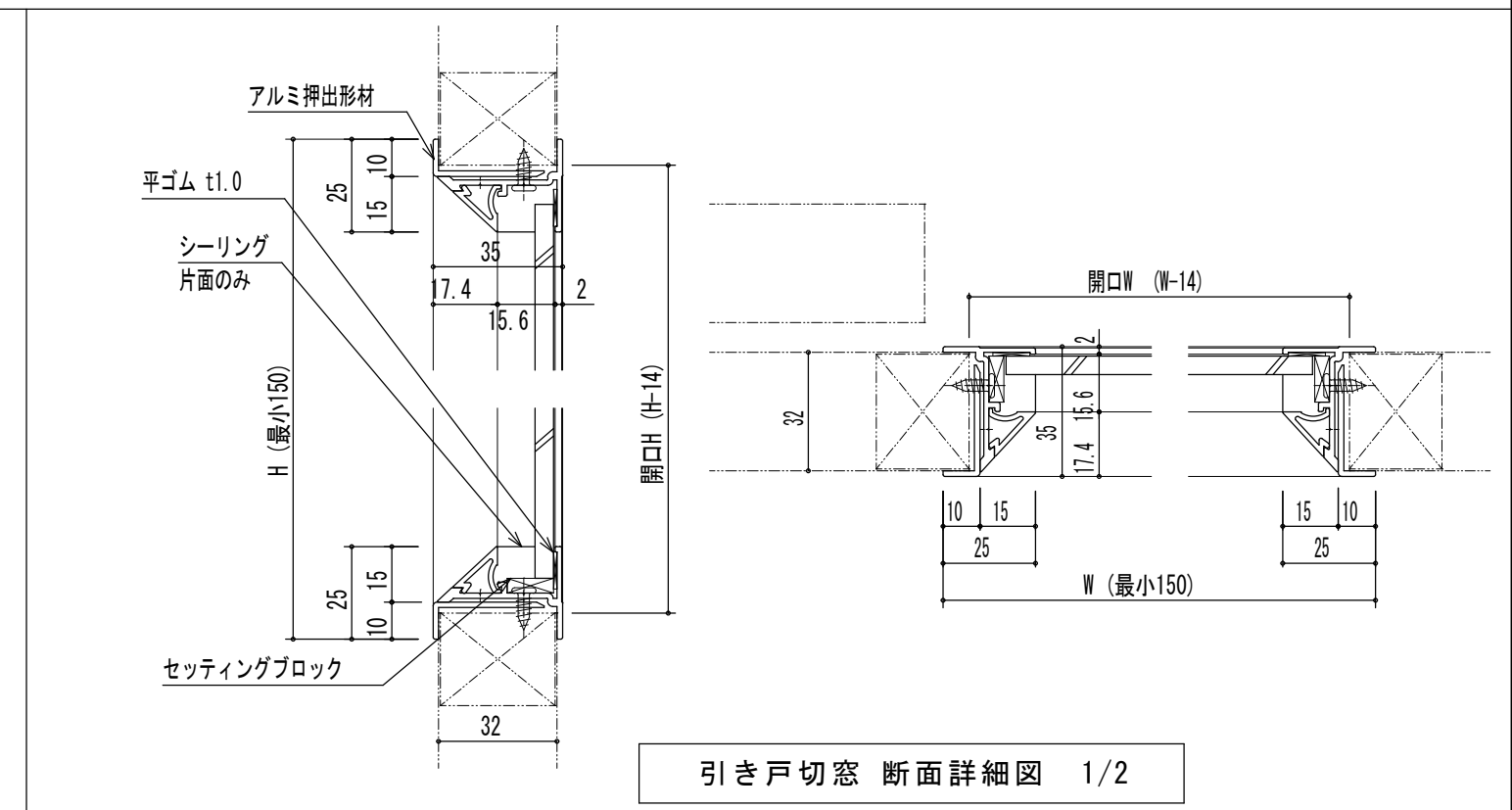
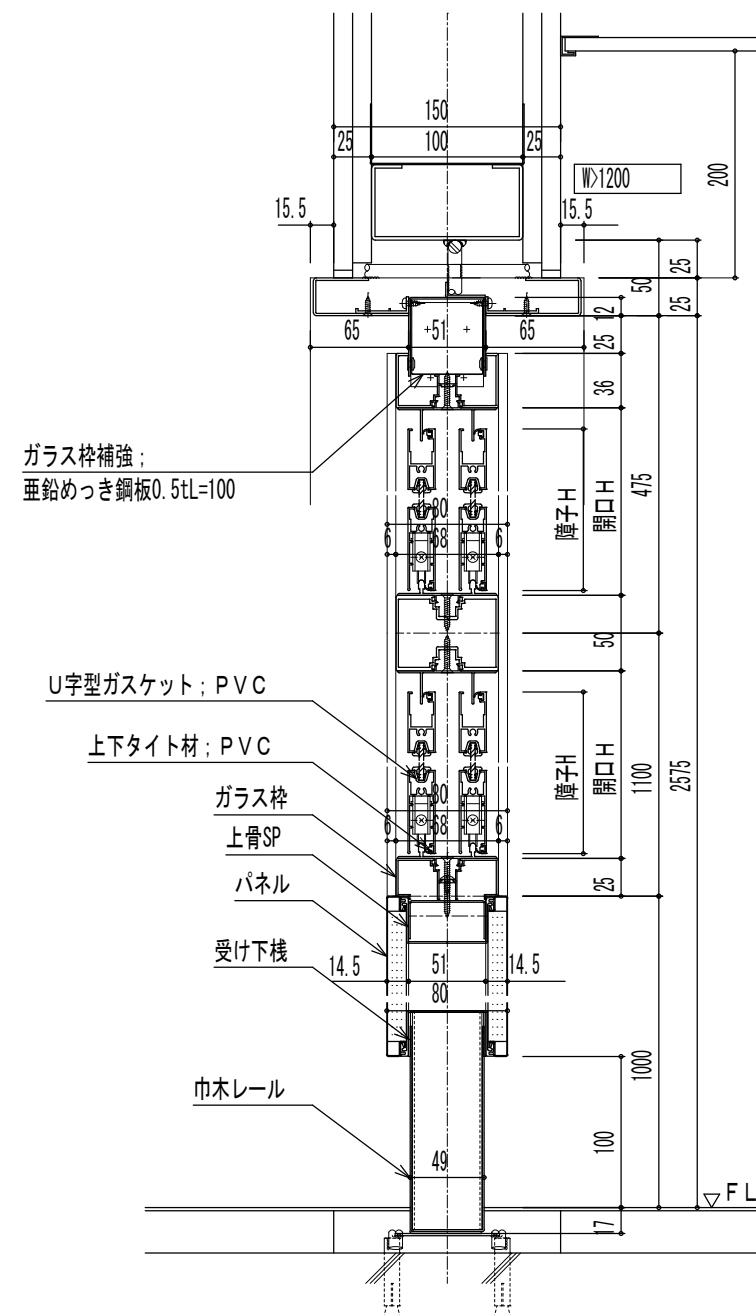
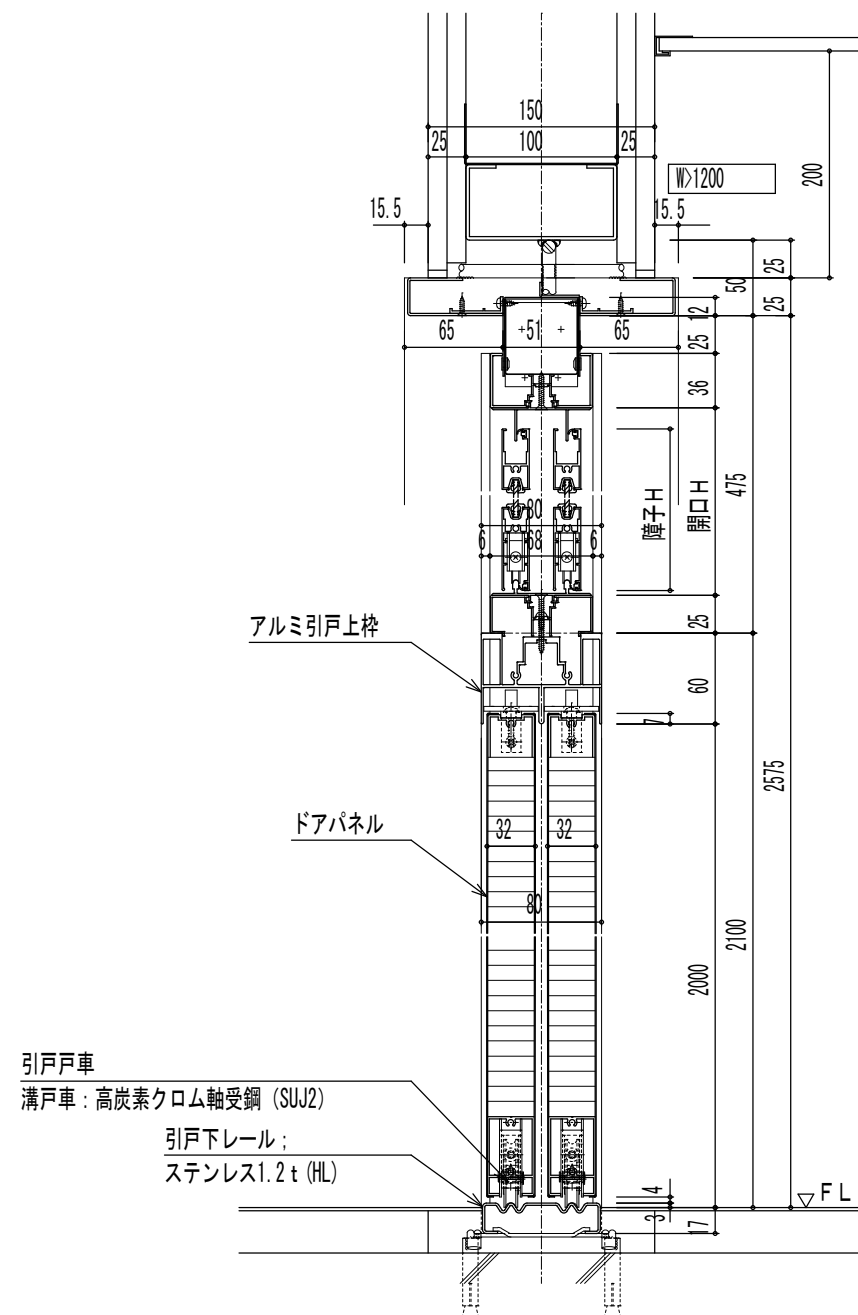
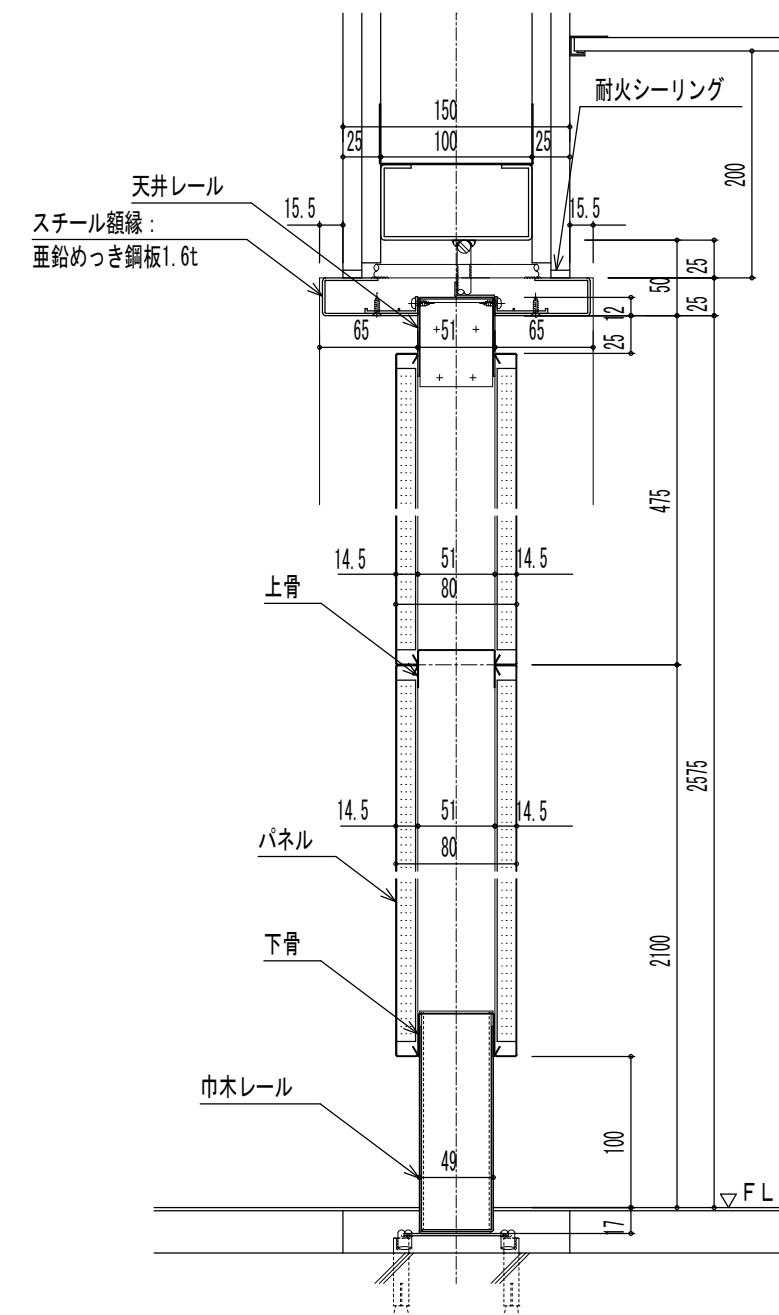
符号・設置場所	1 AW 1B AW 29か所	2 AW 42か所	3 AW 3B AW 21か所	4 AW 7か所	5 AW 4か所	6 AW 1か所			
姿 図	上記のうち(塗)：21か所 	上記のうち(塗)：42か所 	上記のうち(塗)：1か所 	上記のうち(塗)：7か所 					
名 称	欄間引違い付きはめ殺し+引違い連窓	はめ殺し+引違い連窓	欄間引違い付きはめ殺し+引違い連窓	引き違い窓	はめ殺し+引違い連窓	引き違い窓			
材 質・仕 上	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)			
見 込	70mm	70mm	70mm	70mm	70mm	70mm			
硝 子	上：F-3、下：P-3	P-3	上：F-3、下：P-3、一部アルミパネル	NP-6.8	FL-3	FL-3			
枠	木製額縁 [SOP塗替え]	木製額縁 [SOP塗替え]	木製額縁 [SOP塗替え]	木製額縁 [SOP塗替え]	木製額縁	木製額縁			
金 物									
備 考									
符号・設置場所	7 AW 内部 10か所	8 AW 8-1 AW 2か所	9 AW 2か所	10 AW 1か所	11 AW 1か所	12 AW 1か所			
姿 図		上記のうち(塗)：1か所 	上記のうち(塗)：2か所 						
名 称	引き違い窓	欄間引違い付きはめ殺し+引違い連窓	欄間引違い付きはめ殺し+引違い連窓	欄間引違い付きはめ殺し+引違い連窓	欄間引違い付きはめ殺し+引違い連窓	アルミガラリ			
材 質・仕 上	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)			
見 込	70mm	70mm	70mm	70mm	70mm	150mm			
硝 子	欄間：FL-3、下部：PWG-6.8	上：F-3、下：P-3	P-3	上：F-3、下：P-3	上：F-3、下：P-3				
枠	木製額縁	木製額縁 [SOP塗替え]	木製額縁 [SOP塗替え]	木製額縁	木製額縁				
金 物									
備 考									
符号・設置場所	13 AW 4か所	14B AW 1か所	15B AW 9か所	16 AW 4か所	共通略符号				
姿 図				上記のうち(塗)：4か所 	建具記号 WD・・・木製戸 SD・・・鋼製戸 LD・・・鋼製軽量戸 SSD・・・ステンレス製戸 AD・・・アルミニウム製戸 PD・・・樹脂製戸 WW・・・木製窓 SW・・・鋼製窓 LW・・・鋼製軽量窓 SSW・・・ステンレス製窓 AW・・・アルミニウム製窓 AWD・・・アルミニウム製窓+戸 PW・・・樹脂製窓 SS・・・重量シャッター LS・・・軽量シャッター OHD・・・オーバーヘッドドア WG・・・木製ガラリ SG・・・鋼製ガラリ AG・・・アルミニウム製ガラリ H・・・ふすま P・・・紙障子 ACW・・・アルミニウム製カーテンウォール SP・・・学校用間仕切り				
名 称	はめ殺し+引違い連窓	下部アルミパネル+欄間引違い付きはめ殺し+引違い連窓	下部アルミパネル付き引違い連窓	はめ殺し+引違い連窓	材料・仕上略号 S・・・スチール AL・・・アルミ SUS・・・ステンレス BR・・・真ちゅう W・・・木 ML・・・鏡面仕上 HL・・・ヘアライン仕上 VB・・・バリエーション仕上 B-1・・・アルミ電解無着色 B-2・・・アルミ電解着色				
材 質・仕 上	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	付属金物略号 H・・・丁番 PH・・・ヒールツェンジ FH・・・フロアツェンジ LH・・・ラフトリーツェンジ JH・・・軸吊 HC・・・センジクロザー DC・・・ドアクロザー FB・・・あげ落とし AS・・・あおり止め T・・・戸当たり CL・・・シンナー本締錠(サムターン付き) ML・・・本締付モロック GL・・・ケレモン錠 MC・・・モロック空錠 LP・・・アングルヒース CH・・・ケースハンドル				
見 込	70mm	70mm	70mm	70mm	ガラス略号 P・・・フロート板ガラス F・・・型板ガラス NF・・・網入型ガラス WF・・・線入型ガラス NP・・・網入磨き板ガラス WP・・・線入磨き板ガラス L・・・合せガラス T・・・強化ガラス HAP・・・熱線吸収フロート板ガラス HAMP・・・熱線吸収網入磨き板ガラス HAWP・・・熱線吸収線入磨き板ガラス IG・・・複層ガラス HR・・・熱線反射ガラス DS・・・倍強度ガラス DSHA・・・倍強度熱線吸収ガラス				
硝 子	F-3	上：F-3、下：P-3	P-3	P-3	塗装略号 SOP・・・合成樹脂合ペイント EP・・・合成樹脂エマルジョンペイント EP-G・・・つや有合成樹脂エマルジョンペイント BE・・・焼付形塗料 AE・・・アクリル樹脂エマル 2-ASE・・・アクリルシリコン樹脂エマル UC・・・ウレタン樹脂フニス 2-UE・・・2液形シリウレタンエマル CL・・・クリヤッカー NAD・・・アクリル樹脂系非水分散形塗料 DP・・・耐候性塗料				
枠	木製額縁	木製額縁	木製額縁 [SOP塗替え]	木製額縁 [SOP塗替え]					
金 物									
備 考									
特記事項 ・建具配置は平面詳細図による。 ・(塗)：塗装改修を示す。 ・[]：表記は改修内容を示す。 ・特記無きは既存のままとする。	凡例 × ※ 撤去建具 ● ※ 新設建具	● ※ 改修建具 ● ※ 建具既存のまま	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築 ●図面名 改修建具表 (1)			●図面番号 A-44 ●縮尺 A2=1/100 A3=71 %	株式会社 MIY A 宮 建築 設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	

符号・設置場所	17B AW	7か所	18B AW	2か所	19B AW	1か所	20 AW	3か所					
姿 図	上記のうち(塗)：7か所 		上記のうち(塗)：2か所 										
名 称	引違い連窓		欄間引違い付き+引違い連窓		欄間引違い付きはめ殺し+引違い連窓		欄間・袖はめ殺し+引き違い窓						
材 質・仕 上	アルミ(シルバー)		アルミ(シルバー)		アルミ(シルバー)		アルミ(シルバー)						
見 込	70mm		70mm		70mm		70mm						
硝 子	P-3		上：F-3、下：P-3		P-3		P-3						
枠	木製額縁 [SOP塗替え]		木製額縁 [SOP塗替え]		木製額縁		木製額縁 [SOP塗替え]						
金 物													
備 考													
符号・設置場所	1 AWD	1か所	2 AWD	2B AWD	3 AWD	6か所	4 AWD	1か所	5 AWD	1か所	6 AWD	4か所	
姿 図	上記のうち(塗)：1か所 		上記のうち(塗)：24所 				上記のうち(塗)：1か所 		上記のうち(塗)：1か所 		上記のうち(塗)：1か所 		
名 称	はめ殺し+片開きドア		欄間引違い+はめ殺し付き片開きドア+引違い連窓		欄間引違い+はめ殺し付き片開きドア+引違い連窓		欄間はめ殺し付き+片開きドア		欄間引違い+はめ殺し付き片開きドア+引違い連窓		欄間引違い+はめ殺し付き片開きドア+引違い連窓		
材 質・仕 上	アルミ(シルバー)		アルミ(シルバー)		アルミ(シルバー)		アルミ(シルバー)		アルミ(シルバー)		アルミ(シルバー)		
見 込	70mm		70mm		70mm		70mm		70mm		70mm		
硝 子	P-3		上：F-3、下：P-3		上：F-3、下：P-3、一部アルミパネル		P-3		上：F-3、下：P-3、一部アルミパネル		上：F-3、下：P-3、一部アルミパネル		
枠	木製額縁 [SOP塗替え]		木製額縁 [SOP塗替え]		木製額縁		木製額縁		木製額縁 [SOP塗替え]		木製額縁 [SOP塗替え]		
金 物													
備 考													
符号・設置場所	7 AWD	1か所	8 AWD	2か所	9 AWD	1か所	10 AWD	1か所	共通略符号				
姿 図	上記のうち(塗)：1か所 		上記のうち(塗)：1か所 		上記のうち(塗)：1か所 				建具記号 WD・・・木製戸 SD・・・鋼製戸 LD・・・鋼製軽量戸 SSD・・・ステンレス製戸 AD・・・アルミニウム製戸 PD・・・樹脂製戸 WW・・・木製窓 SW・・・鋼製窓 LW・・・鋼製軽量窓 SSW・・・ステンレス製窓 AW・・・アルミニウム製窓 AWD・・・アルミニウム製窓+戸 PW・・・樹脂製窓 SS・・・重量シャッター LS・・・軽量シャッター OHD・・・オーバーヘッドドア WG・・・木製ガラリ SG・・・鋼製ガラリ AG・・・アルミニウム製ガラリ H・・・ふすま P・・・紙障子 ACW・・・アルミニウム製カーテンウォール SP・・・学校用間仕切り			材料・仕上略号 S・・・スチール AL・・・アルミ SUS・・・ステンレス BR・・・真ちゅう W・・・木 ML・・・鏡面仕上 HL・・・ヘアライン仕上 VB・・・バレイション仕上 B-1・・・アルミ電解無着色 B-2・・・アルミ電解着色	付属金物略号 H・・・丁番 PH・・・ヒール・リフティング FH・・・フロア・リフティング LH・・・ラフト・リフティング JH・・・軸吊 HC・・・センシング・クロザー DC・・・ドア・アクローザ FB・・・あげ落とし AS・・・おとり止め T・・・戸当たり CL・・・シンナー・本締錠(サムターン付き) ML・・・本締付モロック GL・・・ケレモン錠 MC・・・モロック空錠 LP・・・アングル・レース CH・・・ケースハンドル 塗装略号 SOP・・・合成樹脂合ペイント EP・・・合成樹脂エポキシペイント EP-G・・・つや有合成樹脂エポキシペイント BE・・・焼付形塗料 AE・・・アクリル樹脂エマル 2-ASE・・・アクリルシリコン樹脂エマル UC・・・ウレタン樹脂ニス 2-UE・・・2液形ホリウレタンエマル CL・・・クリヤッカー NAD・・・アクリル樹脂系非水分散形塗料 DP・・・耐候性塗料
名 称	欄間はめ殺し付き両開きドア		欄間はめ殺し付き片開きドア		欄間はめ殺し付き片開きドア		欄間引違い+はめ殺し付き片開きドア+引違い連窓						
材 質・仕 上	アルミ(シルバー)		アルミ(シルバー)		アルミ(シルバー)		アルミ(シルバー)						
見 込	70mm		70mm		70mm		70mm						
硝 子	P-5		P-5		P-5		上：F-3、下：P-3、一部アルミパネル						
枠	木製額縁 [SOP塗替え]				木製額縁 [SOP塗替え]								
金 物													
備 考							H17耐震改修:AW-4						
特記事項 ・建具配置は平面詳細図による。 ・(塗):塗装改修を示す。 ・[]:表記は改修内容を示す。 ・特記無きは既存のままとする。	凡例 撤去建具 新設建具	 改修建具 建具既存のまま	徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築 ●図面名 改修建具表 (2)	●図面番号 A-45 ●縮尺 A2=1/100 A3=71%	 株式会社 宮 建 築 設 計 MIYAKAWA 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)						

符号・設置場所	1 AD	1か所	2 AD	1か所										
姿 図	上記のうち(塗)：1か所 		上記のうち(塗)：1か所 											
名 称	欄間はめ殺し付き片開きドア		両開きドア											
材 質・仕 上	アルミ(シルバー)、腰：アルミパネル		アルミ(シルバー)、腰：アルミパネル											
見 込	70mm		70mm											
硝 子	P-3		P-3											
枠	木製額縁 [SOP塗替え]		木製額縁 [SOP塗替え]											
金 物	H, DC, CL, FB													
備 考														
符号・設置場所	1 SD	3か所	2 SD	6か所	3 SD	2か所	4 SD	5か所	5 SD	2か所	6 SD	1か所		
姿 図	上記のうち(塗)：3か所 		上記のうち(塗)：6か所 		上記のうち(塗)：2か所 		上記のうち(塗)：5か所 		上記のうち(塗)：2か所 		上記のうち(塗)：1か所 			
名 称	片開き鋼製フラッシュドア		片開きスチールドア		両開き鋼製框ドア		鋼製点検口ドア		常時開放式鋼製防火戸		両開き鋼製ドア			
材 質・仕 上	スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]			
見 込	86mm		86mm		86mm		30mm		120mm		165mm			
硝 子	――		――		NP-6.8		――		――		FL-12			
枠	スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]			
金 物	H, DC, MC		H, DC, CL		H, DC, CL, FB		H, 打掛錠		FH, H, CH, MC		PH, DC, CL, FB, GL			
備 考														
符号・設置場所	1 SS	1か所	2 SS	1か所	3 SS	6か所			共通略符号					
姿 図	上記のうち(塗)：1か所 		上記のうち(塗)：1か所 		上記のうち(塗)：6か所 				建具記号 WD・・・木製戸 SD・・・鋼製戸 LD・・・鋼製軽量戸 SSD・・・ステンレス製戸 AD・・・アルミニウム製戸 PD・・・樹脂製戸 WW・・・木製窓 SW・・・鋼製窓 LW・・・鋼製軽量窓 SSW・・・ステンレス製窓 AW・・・アルミニウム製窓 AWD・・・アルミニウム製窓+戸 PW・・・樹脂製窓 SS・・・重量シャッター LS・・・軽量シャッター OHD・・・オーバーヘッドドア WG・・・木製ガラリ SG・・・鋼製ガラリ AG・・・アルミニウム製ガラリ H・・・ふすま P・・・紙障子 ACW・・・アルミニウム製カーテンウォール SP・・・学校用間仕切り		材料・仕上略号 S・・・スチール AL・・・アルミ SUS・・・ステンレス BR・・・真ちゅう W・・・木 ML・・・鏡面仕上 HL・・・ヘアライン仕上 VB・・・バブレーション仕上 B-1・・・アルミ電解無着色 B-2・・・アルミ電解着色		付属金物略号 H・・・丁番 PH・・・ヒール・リフティング FH・・・フロア・リフティング LH・・・ラバー・リフティング JH・・・軸吊 HC・・・センジング・クロザー DC・・・ドア・アクローザ FB・・・あがり止め AS・・・あおり止め T・・・戸当たり CL・・・シンカ―本締錠(サムターン付き) ML・・・本締付モロック GL・・・ケレモン錠 MC・・・モロック空錠 LP・・・アングル・ビス CH・・・ケースハンドル	
名 称	袖潜戸つき電動重量シャッター		袖潜戸つき電動重量シャッター		電動重量シャッター				ガラス略号 P・・・フロート板ガラス F・・・型板ガラス NF・・・網入型ガラス WF・・・線入型ガラス NP・・・網入磨き板ガラス WP・・・線入磨き板ガラス L・・・合せガラス T・・・強化ガラス HAP・・・熱線吸収フロート板ガラス HAMP・・・熱線吸収網入磨き板ガラス HAWP・・・熱線吸収線入磨き板ガラス IG・・・複層ガラス HR・・・熱線反射ガラス DS・・・倍強度ガラス DSHA・・・倍強度熱線吸収ガラス		塗装略号 SOP・・・合成樹脂合ペイント EP・・・合成樹脂エマルジョンペイント EP-G・・・つや有合成樹脂エマルジョンペイント BE・・・焼付形塗料 AE・・・アクリル樹脂エマル 2-ASE・・・アクリルシリコン樹脂エマル UC・・・ウレタン樹脂ニス 2-UE・・・2液形ウレタンエマル CL・・・クリヤッカー NAD・・・アクリル樹脂系非水分散形塗料 DP・・・耐候性塗料			
材 質・仕 上	スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]									
見 込														
硝 子														
枠	スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]		スチール製 [SOP塗替え]									
金 物														
備 考	防火シャッター													
特記事項 ・建具配置は平面詳細図による。 ・(塗)：塗装改修を示す。 ・[]：表記は改修内容を示す。 ・特記無きは既存のままとする。	凡例  撤去建具  新設建具	 改修建具  建具既存のまま	徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築 ●図面名 改修建具表 (3)	●図面番号 A-46 ●縮尺 A2=1/100 A3=71%	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)							

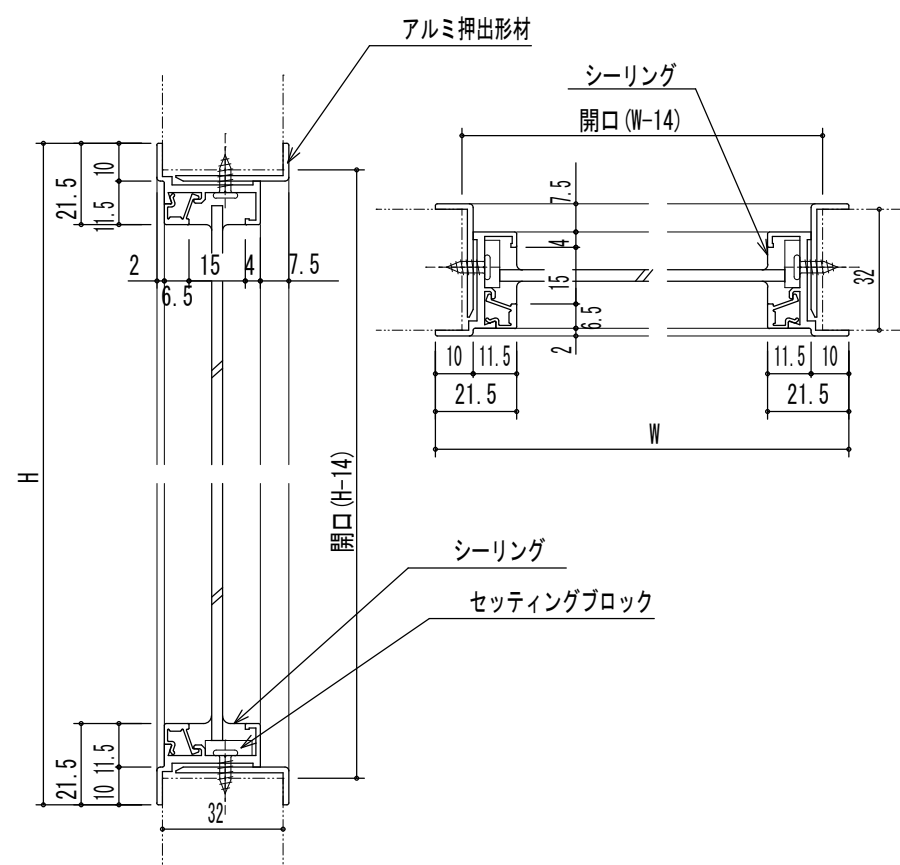
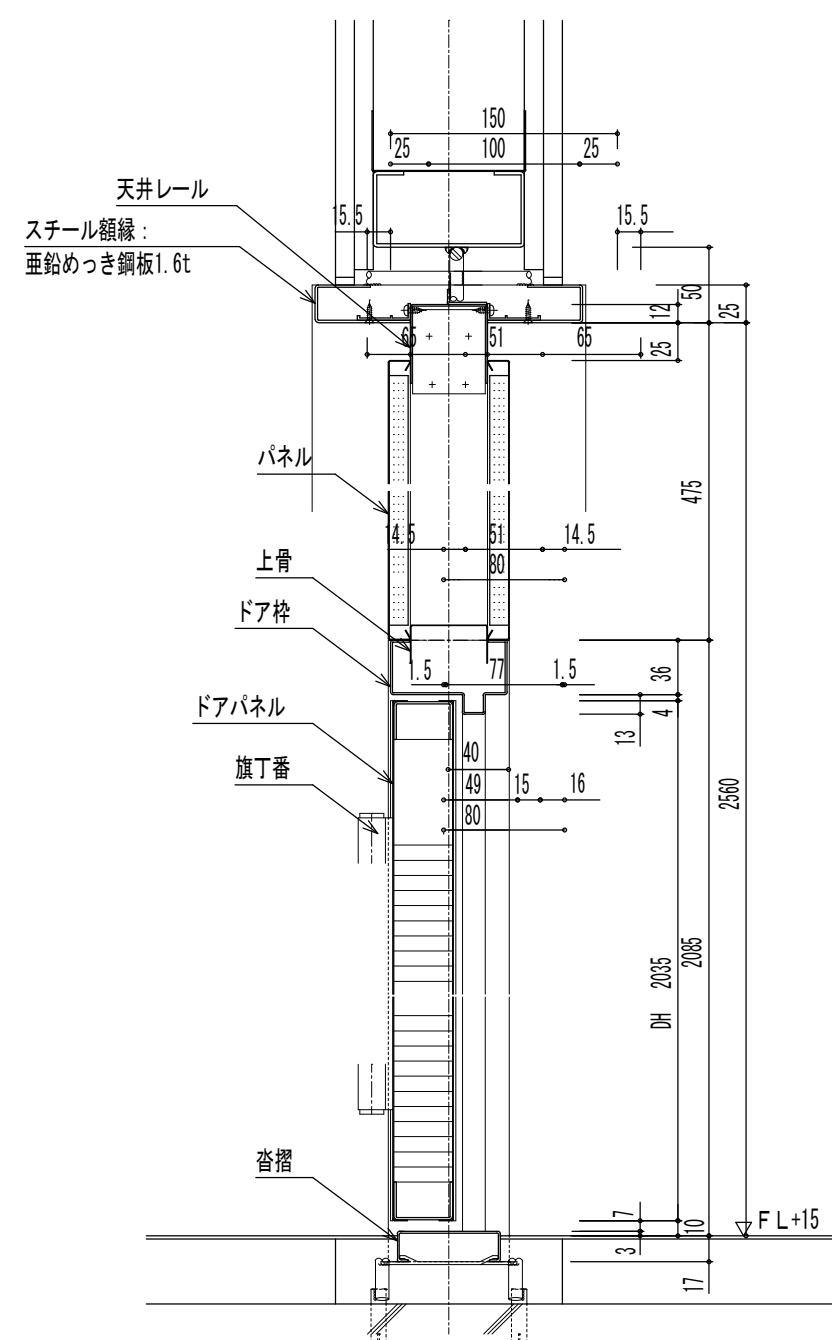
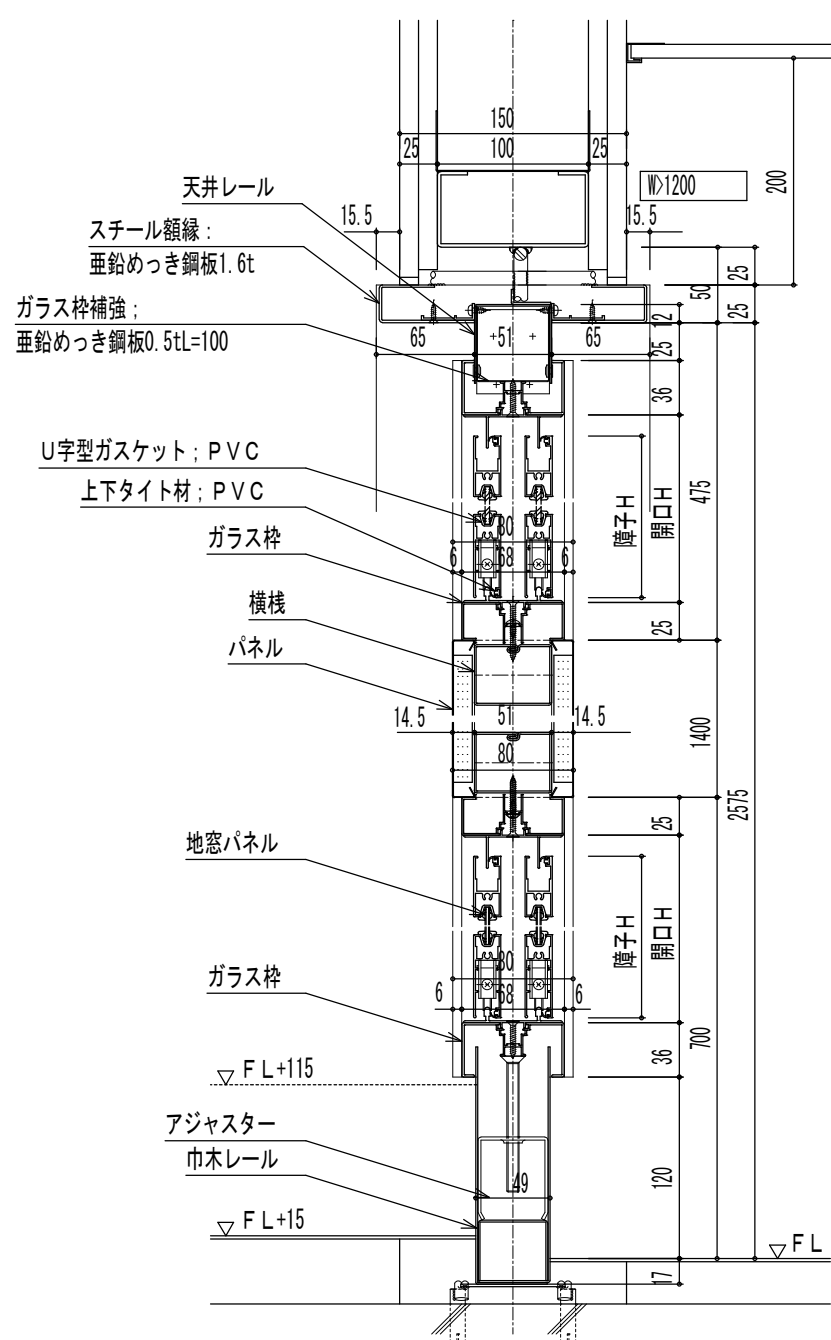
符号・設置場所	 ：31か所	 ：1か所	 ：3か所	 ：1か所	 ：3か所	 ：4か所	 ：1か所	 ：5か所	 ：1か所	 ：2か所	 ：1か所						
姿 図	上記のうち(塗)：4か所			上記のうち(塗)：7か所						上記のうち(塗)：1か所	上記のうち(塗)：1か所						
名 称	片引きフラッシュ戸		改修後	引違いフラッシュ戸		改修後	引違いフラッシュ戸		片開きフラッシュ戸		片開きフラッシュ戸	片引きフラッシュ戸					
材 質・仕 上	フラッシュ  SOP塗替え		メラミン化粧板フラッシュ	フラッシュ SOP塗り		メラミン化粧板フラッシュ	フラッシュ SOP塗り		フラッシュ SOP塗り		フラッシュ  SOP塗替え	フラッシュ  SOP塗替え					
見 込	36mm		36mm	36mm		36mm	36mm		36mm		36mm	36mm					
硝 子	F-4		TF-4	F-4		TF-4	――		――		F-4	F-4					
枠	木製枠  SOP塗替え		木製枠  SOP塗替え	木製枠 SOP塗り		既存枠 SOP塗替え	木製枠 SOP塗り		木製枠 SOP塗り		木製枠  SOP塗替え	木製枠  SOP塗替え					
金 物			既存レール流用、 取手、戸先錠、付属金物一式			既存レール流用、 取手、戸先錠、付属金物一式											
備 考			既存扉撤去の上、新設			既存扉撤去の上、新設											
符号・設置場所	 ：1か所	 ：7か所		 ：1か所		 ：1か所		 ：1か所		 ：1か所		 ：1か所					
姿 図	上記のうち(塗)：7か所			上記のうち(塗)：1か所			上記のうち(塗)：1か所			上記のうち(塗)：1か所							
名 称	引違いフラッシュ戸			片開きフラッシュ戸			片開きフラッシュ戸			片引き上吊りフラッシュ戸			引違いフラッシュ戸				
材 質・仕 上	フラッシュ SOP塗り			フラッシュ  SOP塗替え			フラッシュ  SOP塗替え			フラッシュ  SOP塗替え			メラミン化粧板フラッシュ				
見 込	36mm			36mm			36mm			36mm			36mm				
硝 子	F-4			F-4			F-4			――			――				
枠	木製枠 SOP塗り			木製枠  SOP塗替え			木製枠  SOP塗替え			木製枠  SOP塗替え			木製枠 SOP塗り				
金 物										 校長室のみ：下枠嵩上げ木敷居撤去			SUSレール、船底引手、付属金物一式				
備 考																	
符号・設置場所	 ：47か所	 ：2か所	 ：3か所		 ：1か所		 ：1か所		共通略符号								
姿 図	上記のうち(塗)：2か所			上記のうち(塗)：3か所			上記のうち(塗)：1か所		上記のうち(塗)：1か所								
名 称	引き違い窓			引き違い窓			はめ殺し窓		引き違い窓								
材 質・仕 上	 SOP塗替え			 SOP塗替え			SOP塗り		 SOP塗替え								
見 込	33mm			33mm			33mm		33mm								
硝 子	F-4			F-4			F-4		P-4								
枠	木製枠  SOP塗替え			木製枠  SOP塗替え			木製枠 SOP塗り		木製枠  SOP塗替え								
金 物																	
備 考																	
特記事項 ・建具配置は平面詳細図による。 ・(塗)：塗装改修を示す。 ・  表記は改修内容を示す。 ・特記無きは既存のままとする。				凡 例		 撤去建具		 改修建具		徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築		●図面番号 A-47		 株式 会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	
				 新設建具		 建具既存のまま						●図面名 改修建具表 (4)		●縮尺 A2=1/100 A3=71%			

床改修詳細図：フローリングブロック → FS 1/5			床改修詳細図：KT → FS 1/5			既存木製軸組壁詳細図 1/5								
改修前 ※ 会議室、校長室はフローリングブロックの上カーペット敷き撤去共 			改修後 			改修前 			改修後 					
2階進路指導室 床廻り詳細図 1/5			2階就職相談室 床廻り詳細図 1/5			4階選択教室N41 床廻り詳細図 1/5			サッシ廻り詳細図 1/10			学校間仕切り振れ止め詳細図 1/10		
※ 一部撤去・新設 			※ 一部撤去・新設 			※ 一部撤去・新設 								
R-1 室名札（突出型）詳細図 1/5			1階化学室 流し改修詳細図 1/30			1階化学準備室 薬品庫改修詳細図 1/50								
改修前 			改修後 			改修前 			改修後 			改修後 		
※ 原稿は打ち合わせによる			※ 改修後はA-68 F39-1～3を参照			※ 改修後はA-68 F39-1～3を参照						※教室-廊下間：防火上主要な間仕切り1時間耐火（FP060NP-0174）		
凡例 ：シーリングを示す			徳島県県土整備部営繕課			●工事名 R 8 営繕 川島高等学校 吉・川島 北棟内部改修工事建築 ●図面名 各部詳細図（1）			●図面番号 A-49 ●縮尺 A2=図示 A3=71%			株式会社 宮 建築設計 MIY A 会社 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)		

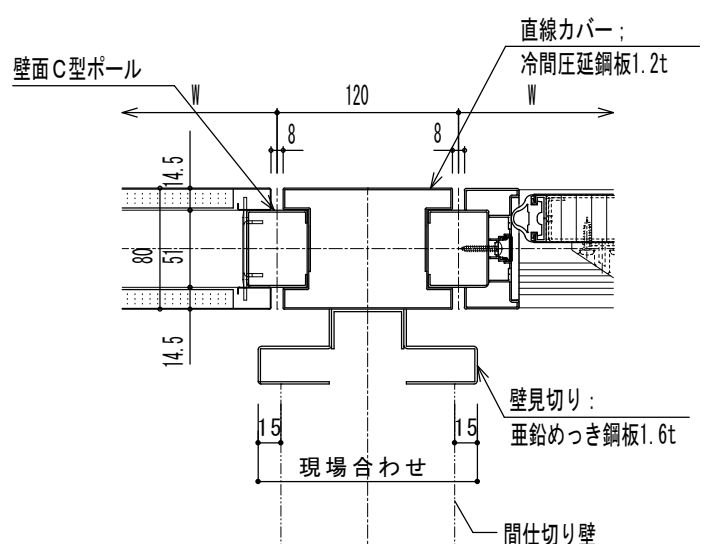
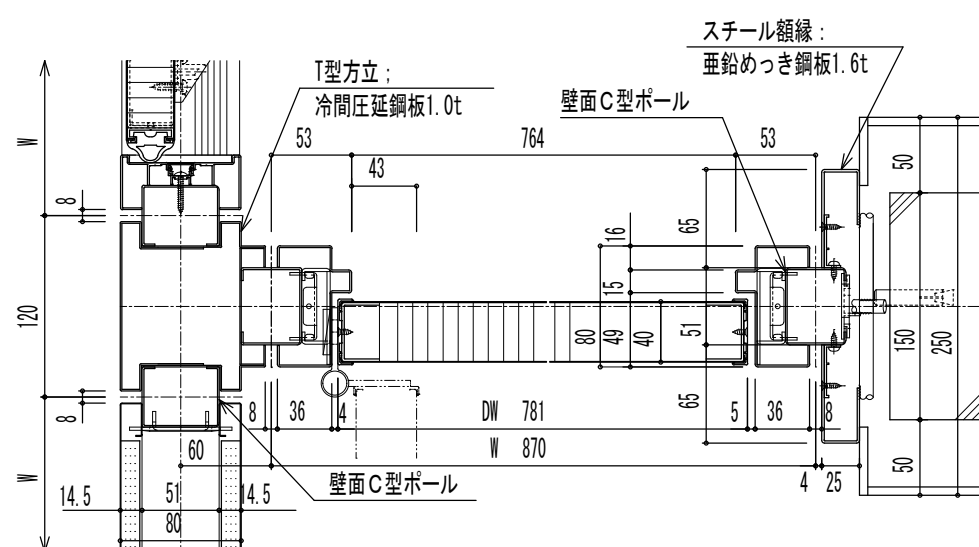
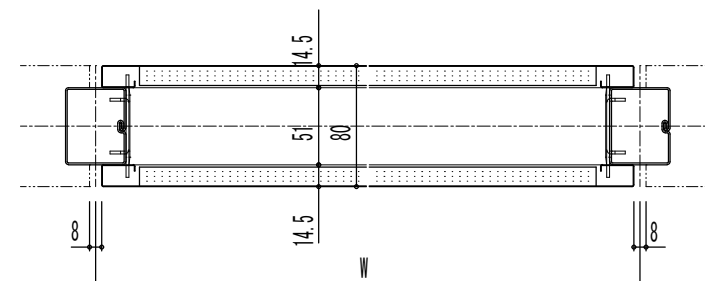
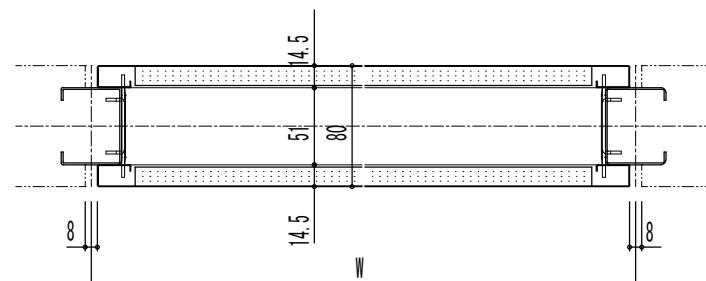
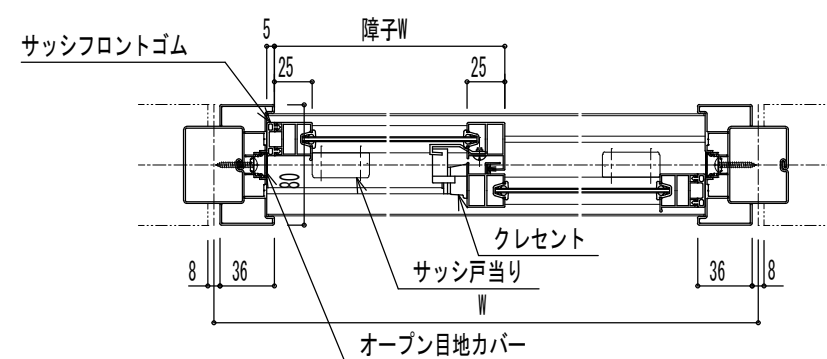
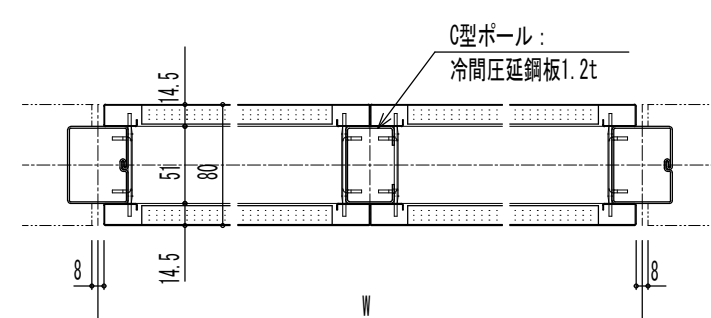
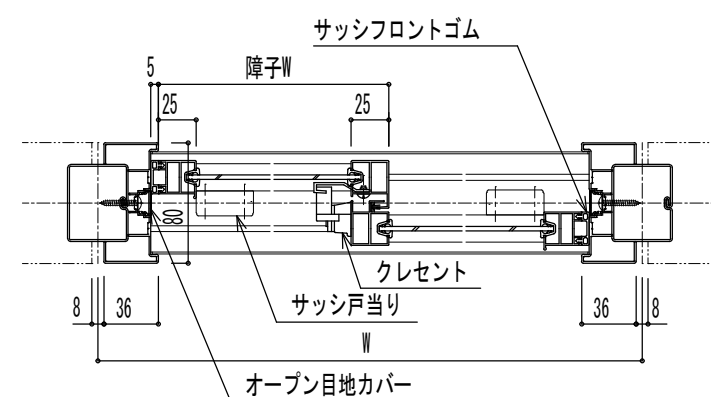


◇仕様表

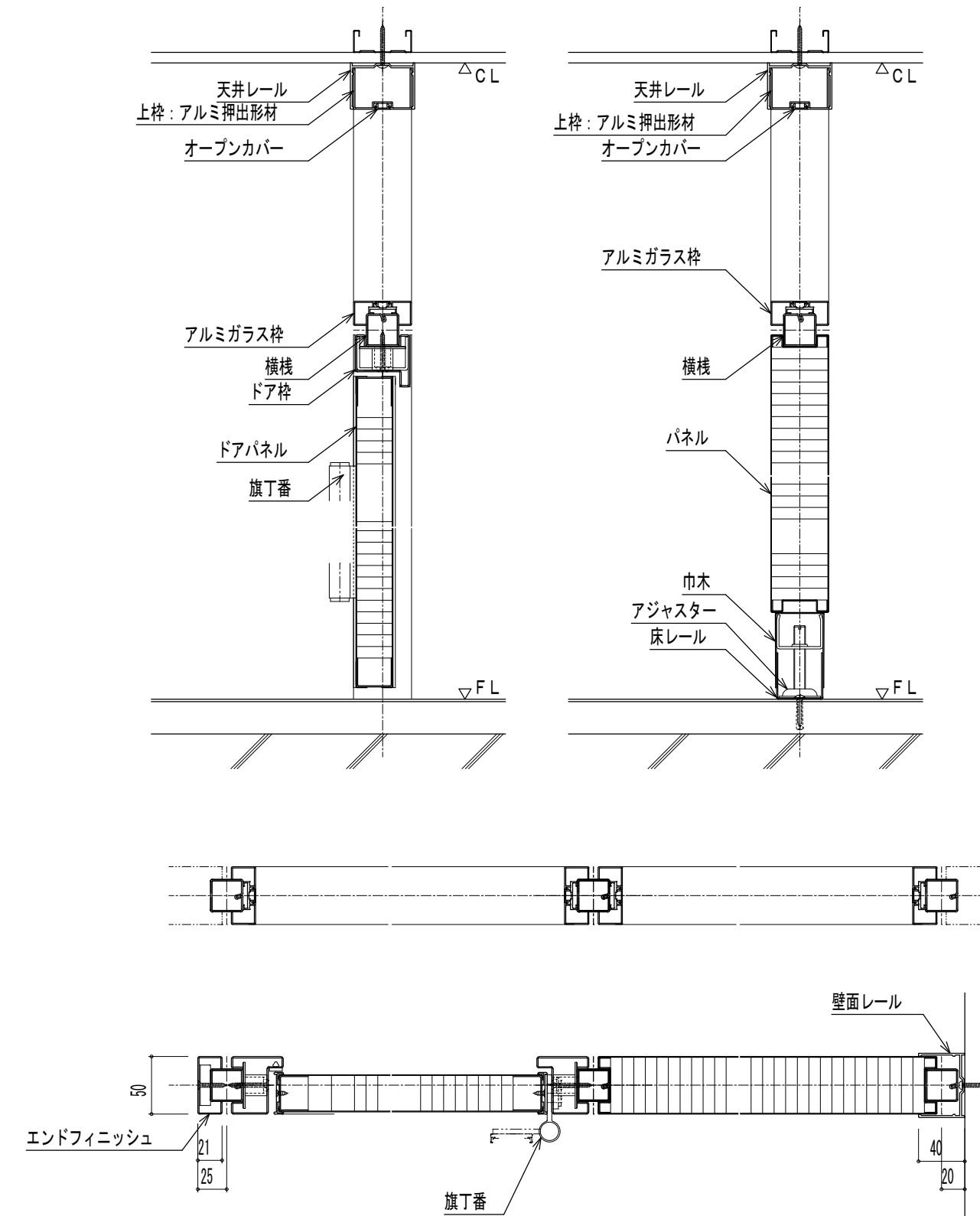
項目	部材	材料 (板厚mm)
骨材	天井レール	亜鉛めっき鋼板 1.0mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	巾木レール	亜鉛めっき鋼板 1.2mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	上骨SP	亜鉛めっき鋼板 1.0mm
	上骨・下骨	亜鉛めっき鋼板 0.4mm
	受け下棧	アルミ押出材形 <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	ボール(支柱)・横棧	冷間圧延鋼板 1.2mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	壁面C型ボール	亜鉛めっき鋼板 1.2mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
枠	サッシ・引戸・ガラス枠	アルミ押出材形 <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	ガラス枠アタッチメント	アルミ押出材形 <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	ドア枠・開口枠	冷間圧延鋼板 1.2mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	オーブン目地カバー	ポリ塩化ビニル (PVC)
パネル	パネル表面材	亜鉛めっき鋼板 0.5mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	芯材	せっこうボード 12.5mm
サッシ 地窓	サッシ・地窓障子	アルミ押出材形 <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	上・下レール	アルミ押出材形 <アルマイト処理仕上：シルバー色>
	地窓パネル表面材	亜鉛めっき鋼板 0.5mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	地窓パネル芯材	MDF 2.5mm
	サッシU型ガスケット	ポリ塩化ビニル 対応ガラス厚3〜6.8mm <グレー色>
引き戸	パネル表面材	亜鉛めっき鋼板 0.5mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	芯材	ペーパーコア
	切窓・ガラリ	アルミ押出材形 <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	ガラス押え	シーリング
	引戸戸先ゴム	ポリ塩化ビニル <戸先ゴムブラック色>
付属品	引戸下レール	ステンレス 1.2mm <ヘアライン仕上>
	サッシクレーセント	亜鉛ダイキャスト
	ロック(引き戸)	ミワロック SL-99V錠
	引戸戸車・サッシ戸車	引戸：高炭素クロム軸受鋼 サッシ：樹脂
	堀込み引手	ステンレス (W30×H122) <梨地電解>
	額縁取付アングル	アルミ押出材形 <アルマイトクリア処理仕上>



開き戸切窓 断面詳細図 1/2



建築壁取合い詳細図



◇仕様表

項目	部材	材料(板厚:mm)
骨材	天井レール	アルミ押出型材 <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	天井上枠	アルミ押出型材 <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	壁面レール	アルミ押出型材 <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	床レール	冷間圧延鋼板 1.0mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	巾木	冷間圧延鋼板 0.8mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	ボール(支柱)・横桟	冷間圧延鋼板 1.2mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	エンドフィニッシュ	冷間圧延鋼板 0.8mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
パネル	パネル表面材	垂鉛めっき鋼板 0.5mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	芯材	ペーパーコア
枠	ドア枠・開口枠	冷間圧延鋼板 1.2mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	ガラス枠	アルミ押出型材 <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	オープン目地カバー	ポリ塩化ビニル <アイポリー色>
開き戸	パネル表面材	垂鉛めっき鋼板 0.5mm <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	芯材	ペーパーコア
	目板	アルミ押出型材 <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	ロック	美和 LA錠/ゴール LX錠
	ドアクローザ	ニュースター PST001LW/リョービ S22PLW
	丁番	旗丁番(ステンレス)
	戸当り	床付け戸当り
切窓	切窓	アルミ押出型材 <メラミン樹脂焼付塗装仕上(3分艶指定色)>
	ガラス押え	シーリング